

## IV 各行政機関が行う政策評価 〔行政機関別状況〕



内閣府



《内閣府》

表 1-1 内閣府の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	内閣府本府政策評価基本計画（平成 23 年 4 月 1 日決定） 平成 23 年 12 月 7 日一部改正 平成 24 年 3 月 21 日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	○ 平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間 ○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第 9 条及び法施行令第 3 条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 計画期間内に評価の対象とする政策は 21 政策 81 施策 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策(狭義)等。 実績評価方式：内閣府本府の主要な行政目的に係る政策(狭義)及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心。 租税特別措置等：法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努めるものとし、租税特別措置等に係るガイドラインに基づき実施。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画立案作業(予算要求(機構・定員要求を含む。)、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等)及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。 ○ 内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関の所掌に関係する政策の総合的推進に関する事務を所掌していることから、これらの政策の企画及び立案に当たっては、政策評価の結果の適切な活用を図る。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を大臣官房政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成 24 年度内閣府本府政策評価実施計画（平成 24 年 3 月 21 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：21 政策
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 1-2 内閣府における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数			
事前評価		事業評価方式：17件 (租税特別措置等) 〔表1-3-ア〕	租税特別措置等の 新設、拡充又は延長 が妥当	17	評価の結果を踏まえ、税制改 正要望を行うこととした	17		
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第 2項第1号)	実績評価方式：20件 〔80施策〕 〔表1-3-イ〕  {実績評価方式：21件} 〔表1-3-ウ〕	達成	50	1 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た(進める予定) 【引き続き推進】	16		
			概ね達成	23				
			未達成	1	2 評価結果を踏まえ、評価 対象政策の改善・見直しを 行った(することとした又 はする予定) 【改善・見直し】	3		
			達成に向けて進展	3				
			測定不能	2	3 評価結果を踏まえ、当該政策 を廃止した 【廃止、休止、中止】	1		
			集計中	1				
			事業評価方式：1件 (東日本大震災に係る取 組) 〔表1-3-エ〕		未曾有の震災に対 して府を挙げて対 処しており、引き続 き推進することが 妥当	1	評価結果を踏まえ、引き続き 推進することとした 【引き続き推進】	1
			未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—			
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—			

(注) 1 { } は、評価実施中のもの(外数)である。

2 実績評価方式については、「政策評価の結果の内訳別件数」欄は施策の数を、「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄は政策の数を、それぞれ計上しているため、両者の数は一致しない。

## 表 1-3 内閣府における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る以下の 17 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日及び 25 年 2 月 28 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 1-3-ア 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設
2	PFI 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設
3	「国際戦略総合特区」における特例措置
4	地域活性化総合特区における特例措置の拡充
5	地域活性化総合特区の所得税における特例措置の対象事業の追加
6	ふるさと投資（地域活性化小口投資）促進税制
7	データセンター地域分散化促進税制の創設
8	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長
9	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長
10	認定特定非営利活動法人への寄附金額が 2000 円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする
11	認定特定非営利活動法人への寄附金控除の年末調整対象化
12	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大（所得税）
13	公益社団・財団法人への寄附金額が 2000 円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする
14	特定収入に係る消費税制上の所要の措置（消費税）
15	公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化
16	子ども・子育て関連 3 法に伴う税制上の所要の措置
17	企業再生支援機構の地域経済活性化支援機構への改組・機能拡充に伴う所要の措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 1-4-(1) 参照。

### 2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の 20 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 21 日に「平成 23 年度内閣府本府政策評価書（事後評価）」として公表。

表 1-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	適正な公文書管理の実施	達成：1 施策	引き続き推進
2	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	達成：1 施策 概ね達成：1 施策	引き続き推進
3	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	達成：1 施策	引き続き推進
4	経済財政政策の推進	達成：7 施策 概ね達成：4 施策 達成に向けて進展：1 施策 測定不能：1 施策	引き続き推進

5	地域活性化の推進	達成：4施策 概ね達成：2施策 達成に向けて進展：1施策	引き続き推進
6	地域主権改革の推進	達成：1施策	廃止、休止、中止
7	科学技術政策の推進	測定不能：1施策	改善・見直し
8	防災政策の推進	達成：3施策 概ね達成：2施策	改善・見直し
9	沖縄政策の推進	達成：2施策 概ね達成：4施策 集計中：1施策	引き続き推進
10	共生社会実現のための施策の推進	達成：12施策 概ね達成：4施策 未達成：1施策 達成に向けて進展：1施策	引き続き推進
11	栄典事務の適切な遂行	概ね達成：1施策	引き続き推進
12	男女共同参画社会の形成の促進	達成：7施策 概ね達成：1施策	改善・見直し
13	食品の安全性の確保	達成：2施策	引き続き推進
14	公益法人制度改革等の推進	達成：1施策 概ね達成：1施策	引き続き推進
15	経済社会総合研究の推進	達成：2施策 概ね達成：1施策	引き続き推進
16	迎賓施設の適切な運営	概ね達成：1施策	引き続き推進
17	北方領土問題の解決の促進	概ね達成：1施策	引き続き推進
18	国際平和協力業務等の推進	達成：1施策	引き続き推進
19	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	達成：4施策	引き続き推進
20	官民人材交流センターの適切な運営	達成：1施策	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表1-4-(2)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の21政策を対象として評価を実施中（平成25年8月公表予定）。

表1-3-ウ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
1	適正な公文書管理の実施
2	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進
3	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進
4	経済財政政策の推進
5	地域活性化の推進
6	地域主権改革の推進
7	科学技術政策の推進
8	宇宙開発利用に関する施策の推進
9	防災政策の推進
10	沖縄政策の推進
11	共生社会実現のための施策の推進
12	栄典事務の適切な遂行
13	男女共同参画社会の形成の促進
14	食品の安全性の確保
15	公益法人制度改革等の推進
16	経済社会総合研究の推進
17	迎賓施設の適切な運営
18	北方領土問題の解決の促進
19	国際平和協力業務等の推進



20	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
21	官民人材交流センターの適切な運営

- (3) 「平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の 1 事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 21 日に「平成 23 年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」として公表。

表 1-3-エ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	東日本大震災に係る取組	未曾有の震災に対して府を挙げて対処しており、引き続き推進することが妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html))の表 1-4-(3)参照。

### 政策体系（内閣府）

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

政策	施策
1. 適正な公文書管理の実施	(1) 公文書管理制度の適正かつ円滑な運用
2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	(1) 重要施策に関する広報
	(2) 世論の調査
3. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	(1) 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理
4. 経済財政政策の推進	(1) 政府調達に係る苦情処理についての周知・広報
	(2) 対日直接投資の推進
	(3) 緊急雇用対策の実施
	(4) 道州制特区の推進
	(5) 民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）
	(6) 市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善
	(7) 競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）
	(8) 「新しい公共」に関する施策の推進
	(9) 「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備
	(10) 市民活動の促進
	(11) 国内の経済動向の分析
	(12) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析
	(13) 海外の経済動向の分析
5. 地域活性化の推進	(1) 中心市街地活性化基本計画の認定
	(2) 構造改革特区計画の認定
	(3) 地域再生計画の認定
	(4) 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定
	(5) 地域再生支援利子補給金の支給
	(6) 環境未来都市の推進
	(7) 総合特区の推進
6. 地域主権改革の推進	(1) 地域主権改革に関する施策の推進
7. 科学技術政策の推進	(1) 原子力研究開発利用の推進（原子力政策大綱）
8. 防災政策の推進	(1) 防災に関する普及・啓発
	(2) 国際防災協力の推進
	(3) 災害復旧・復興に関する施策の推進
	(4) 防災行政の総合的推進（防災基本計画）
	(5) 地震対策等の推進
9. 沖縄政策の推進	(1) 駐留軍用地跡地利用の推進
	(2) 沖縄の離島の活性化
	(3) 沖縄振興計画の推進に関する調査
	(4) 沖縄における産業振興
	(5) 沖縄における社会資本等の整備
	(6) 沖縄の特殊事業に伴う特別対策
	(7) 沖縄の戦後処理対策

10. 共生社会実現のための施策の推進	(1) 子ども・若者育成支援の総合的推進（子ども・若者ビジョン）
	(2) 青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）
	(3) 子ども・子育て支援の総合的推進（子ども・子育てビジョン）
	(4) 子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する調査研究・人材育成等
	(5) 食育の総合的推進（食育推進基本計画）
	(6) 食育に関する調査研究等
	(7) 高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）
	(8) 高齢社会対策に関する調査研究・参画促進
	(9) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する調査研究等
	(10) 障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）
	(11) 障害者施策に関する調査研究・連携推進等
	(12) 交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）
	(13) 交通安全対策に関する調査研究・人材育成等
	(14) 犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）
	(15) 犯罪被害者等施策に関する調査研究・連携推進等
	(16) 自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）
	(17) 自殺対策に関する調査研究・人材育成等
	(18) 青年国際交流の推進
11. 栄典事務の適切な遂行	(1) 栄典事務の適切な遂行
12. 男女共同参画社会の形成の促進	(1) 男女共同参画施策の総合的推進（男女共同参画基本計画）
	(2) 男女共同参画に関する普及・啓発
	(3) 男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携
	(4) 国際交流・国際協力の促進
	(5) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組
	(6) 女性の参画の拡大に向けた取組
	(7) 新分野における男女共同参画の推進
	(8) 仕事と生活の調和の推進
13. 食品の安全性の確保	(1) 食品健康影響評価技術研究の推進
	(2) 食品安全の確保に必要な総合的施策の推進
14. 公益法人制度改革等の推進	(1) 新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保
	(2) 特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整
15. 経済社会総合研究の推進	(1) 経済社会活動の総合的研究
	(2) 国民経済計算
	(3) 人材育成、能力開発
16. 迎賓施設の適切な運営	(1) 迎賓施設の適切な運営
17. 北方領土問題の解決の促進	(1) 北方領土問題解決促進のための施策の推進
18. 国際平和協力業務等の推進	(1) 国際平和協力業務等の推進
19. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	(1) 政府・社会等に対する提言等
	(2) 各国アカデミーとの交流等の国際的な活動
	(3) 科学の役割についての普及・啓発
	(4) 科学者間ネットワークの構築
20. 官民人材交流センターの適切な運営	(1) 民間人材登用等の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、内閣府ホームページ([http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h24/taiou\\_h24.pdf](http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h24/taiou_h24.pdf))参照



宮内庁



《宮内庁》

表 2-1 宮内庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	宮内庁政策評価基本計画（平成24年3月30日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年度から28年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基準とする。
	3 事後評価の対象等	○ 対象としようとする政策 (1) 新規に行う事務事業等のうち、当該事務事業等に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は当該事務事業等が目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれるもの (2) (1)に掲げるもののほか、直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの ○ 事業評価方式を基準とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 部局等は、予算要求、各種事業計画の策定等の企画立案作業において、評価結果を適時適切に反映し、反映状況を6月末を目途に長官官房秘書課及び長官官房主計課へ報告 ○ 主計課は、予算要求等の審査に際して、評価結果及び当該政策への反映状況を重要な情報として活用 ○ 秘書課は、当該政策への反映状況を審査し、部局等及び主計課に対し、必要に応じ意見を述べる。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見及び要望を受け付けるための窓口は、秘書課とし、インターネットのホームページ等により受け付けるものとする。
実施計画の名称	平成24年度宮内庁政策評価実施計画（平成24年3月30日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	該当する政策なし
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 2-2 宮内庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 （法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—

## 表 2－3 宮内庁における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

該当する政策なし

### 2 事後評価

該当する政策なし



公正取引委員会



《公正取引委員会》

表 3-1 公正取引委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（平成 23 年 4 月 1 日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 23 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日までの 3 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、総合評価又は事業評価の方式で行う。 ○ 事前評価については、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。 ○ 法施行令第 3 条第 6 号の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行うこととする。また、同号において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努めることとする。
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価は、事業評価、実績評価及び総合評価の方式により評価することとし、評価方式については、毎年度策定する実施計画において定めるものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課室は、政策評価の結果を施策等の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。））、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策等に適切に反映することとする。 ○ 政策所管課室は、各施策等についての政策評価結果を基に、官房総務課、経済取引局総務課、取引部取引企画課及び審査局管理企画課と協議の上、国民の視点に立って政策目標がより有効に達成されるよう各施策等の在り方について、必要な見直し作業等を進め、見直し結果について、公正取引委員会で審議の上、決定するものとする。 ○ 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 基本計画、政策評価結果等については、官房総務課及び各地方事務所等の窓口並びに公正取引委員会のホームページ上において、一般からの意見・要望等を受け付け、公正取引委員会の政策評価に適切に反映させるものとする。
実施計画の名称	平成 24 年度公正取引委員会政策評価実施計画（平成 24 年 3 月 30 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：7 施策
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 3-2 公正取引委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：2件 (規制) 〔表3-3-ア〕	規制の新設は妥当	2	評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した	2
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：7件 〔表3-3-イ〕 ≪実績評価方式：1件≫ 〔表3-3-ウ〕	有効性・効率性等が認められる	7 ≪ 1 ≫	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	7 ≪ 1 ≫
	≪概算要求及び機構・定員要求への反映≫ 概算要求に反映 7件 ≪ 1件 ≫ 機構・定員要求に反映 2件 (うち、定員2件)					
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) ≪ ≫は、「平成22年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、評価を実施、その結果を平成23年3月30日に公表し、「平成22年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

### 表 3-3 公正取引委員会における評価対象政策の一覧

#### 1 事前評価

- (1) 規制の新設に係る以下の1政策(2件)を対象として評価を実施し、その結果を「規制の事前評価書」として平成25年3月22日に公表。

表 3-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保(2件)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html))の表3-4-(1)参照。

#### 2 事後評価

- (1) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成24年度においては、実績評価方式を用いて、「平成24年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の7施策を対象として評価を実施し、その結果を「実績評価書」として平成24年9月7日に公表。

表 3-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
<b>1 独占禁止法違反行為に対する措置等</b>			
1	企業結合の迅速かつ的確な審査	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
2	独占禁止法違反行為に対する厳正な対処	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
<b>2 下請法違反行為に対する措置等</b>			
3	取引慣行等の適正化	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
4	下請法の的確な運用	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
<b>3 競争政策の広報・広聴等</b>			
5	競争政策の広報・広聴	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
6	海外の競争当局等との連携の推進	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
7	競争的な市場環境の創出	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html))の表3-4-(2)参照。

- (2) 以下の1施策は、「平成22年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、評価を実施、その結果を平成23年3月30日に公表し、「平成22年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映

状況として 25 年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

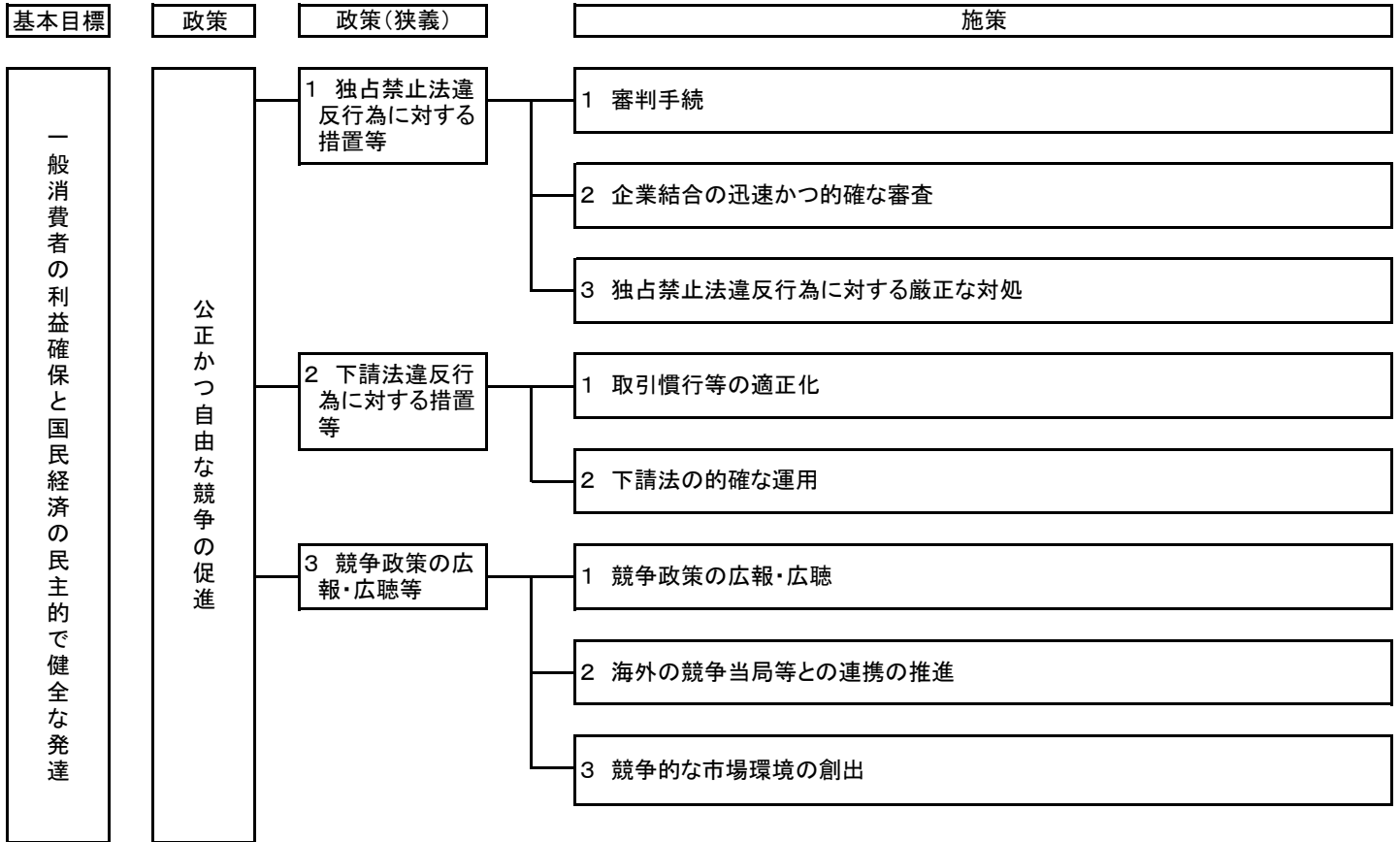
表 3-3-ウ 実績評価方式により平成 23 年度以前に事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	迅速かつ実効性のある法運用		
1	審判手続	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 3-4-(3) 参照。

## 政策体系(公正取引委員会)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

(注) 政策ごとの予算との対応については、公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp/info/seisakuyosan25.pdf>)参照





国家公安委员会・警察厅



《国家公安委員会・警察庁》

表 4-1 国家公安委員会・警察庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成24年3月29日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成24年4月1日から27年3月31日まで</li> <li>○ 政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。</li> <li>○ 事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。</li> <li>○ 評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。</li> </ul>
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。</li> <li>実績評価方式：所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を設定した上で実施する。</li> <li>事業評価方式：既に実施されている国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため、実施する。</li> <li>総合評価方式：次に掲げる政策について重点的に行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされるもの</li> <li>・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの</li> <li>・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの</li> <li>・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの</li> <li>・ 評価を実施してから長期間が経過したもの</li> </ul> </li> <li>○ 計画期間内に対象とする政策：14政策</li> </ul>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策評価の結果は、予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。</li> </ul>
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、長官官房総務課とする。また、警察庁ウェブサイトにも国民からの意見及び要望を受け付けるコーナーを設ける。</li> <li>○ 国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。</li> </ul>
実施計画の名称	平成24年度政策評価の実施に関する計画（平成24年3月29日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実績評価： <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成23年度を評価期間とする7の基本目標と29の業績目標について評価書を作成。</li> <li>(2) 平成24年度を評価期間とする7の基本目標と</li> </ul> </li> </ul>

		<p>18の業績目標について評価を実施（25年度に評価書を作成）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業評価：7の規制について評価書を作成。</li> <li>○ 総合評価：評価書を作成しない。</li> </ul>
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

（注） このほか、7の基本目標と18の業績目標について定めた「平成24年度実績評価計画書」（平成24年3月）を策定している。

表 4-2 国家公安委員会・警察庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：6件 (規制) 〔表4-3-ア〕	規制の新設は妥当	6	評価結果を踏まえ、新規規制を 内容の一部とする改正法案を 国会へ提出	6
事後 評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：29件 〔表4-3-イ〕	達成	6	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める 予定） 【引き続き推進】	29
			おおむね達成	19		
		〔7の基本目標と 18の業績目標〕 〔表4-3-ウ〕	達成が十分とは 言い難い	4	〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 概算要求に反映 27件 機構・定員要求に反映 19件 (うち、機構3件、定員19件)	
			事業評価方式：7件 (規制) 〔表4-3-エ〕	有効性及び効率 性が認められる		4
		有効性及び効率 性を十分に検証 できるまでには 至っていない	3			
	未着手 (法第7条第 2項第2号 イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第 2項第2号 ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の 政策 (法第7条第 2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 4-3 国家公安委員会・警察庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の6政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年3月29日に「規制の事前評価書」として公表。

表 4-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
道路交通法の一部改正	
1	自転車の制動装置に係る検査、応急措置命令等
2	自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講命令
3	病気の症状に関する質問票への虚偽記載等の禁止
4	取消処分者講習の受講対象の拡大
5	一定の病気を理由に免許を取り消された場合における免許再取得時の試験の一部免除
6	一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の暫定的停止

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html))の表4-4-(1)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。  
実績評価方式を用いて、「平成23年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標に係る29の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成24年7月19日に「平成23年度実績評価書」として公表。

表 4-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本目標1 市民生活の安全と平穩の確保			
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	おおむね達成	引き続き推進
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	おおむね達成	引き続き推進
3	少年非行の防止	おおむね達成	引き続き推進
4	犯罪等からの少年の保護	おおむね達成	引き続き推進
5	良好な生活環境の保持	達成が十分とは言い難い	引き続き推進
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保	おおむね達成	引き続き推進
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止	達成	引き続き推進
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進			
8	重要犯罪に係る捜査の強化	達成	引き続き推進
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化	おおむね達成	引き続き推進
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	おおむね達成	引き続き推進
11	振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	達成が十分とは言い難い	引き続き推進
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進	おおむね達成	引き続き推進
13	被疑者取調べの適正化の更なる推進	おおむね達成	引き続き推進

<b>基本目標 3 組織犯罪対策の強化</b>			
14	暴力団の存立基盤の弱体化	おおむね達成	引き続き推進
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	達成が十分とはいえない	引き続き推進
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	達成が十分とはいえない	引き続き推進
17	来日外国人犯罪対策の強化	おおむね達成	引き続き推進
18	犯罪収益対策の推進	おおむね達成	引き続き推進
<b>基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保</b>			
19	歩行者・自転車利用者の安全確保	おおむね達成	引き続き推進
20	高齢運転者による交通事故の防止	達成	引き続き推進
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	おおむね達成	引き続き推進
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	達成	引き続き推進
23	道路交通環境の整備	おおむね達成	引き続き推進
<b>基本目標 5 国の公安の維持</b>			
24	重大テロ事案等の予防鎮圧	達成	引き続き推進
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	達成	引き続き推進
26	警備犯罪取締りの的確な実施	おおむね達成	引き続き推進
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	おおむね達成	引き続き推進
<b>基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実</b>			
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	おおむね達成	引き続き推進
<b>基本目標 7 安心できるIT社会の実現</b>			
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	おおむね達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表4-4-(2)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標に係る18の業績目標を対象として評価を実施中（平成25年度中に公表予定）。

表4-3-ウ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
<b>基本目標 1 市民生活の安全と平穏の確保</b>	
1	総合的な犯罪抑止対策の推進
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
3	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止
<b>基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進</b>	
4	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
5	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
6	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
7	科学技術を活用した捜査の更なる推進
8	被疑者取調べの適正化の更なる推進
<b>基本目標 3 組織犯罪対策の強化</b>	
9	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
10	来日外国人犯罪対策の強化
<b>基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保</b>	
11	歩行者・自転車利用者の安全確保
12	運転者対策の推進

13	道路交通環境の整備
<b>基本目標5 国の公安の維持</b>	
14	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
15	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
16	対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
<b>基本目標6 犯罪被害者等の支援の充実</b>	
17	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
<b>基本目標7 安心できるIT社会の実現</b>	
18	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

- (3) 事業評価方式を用いて、「平成24年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の7の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成25年3月22日に「事業評価書 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）により新設された規制」、「事業評価書 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）により新設された規制」、「事業評価書 道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制」及び「銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成19年法律第120号）により新設された規制」として公表。

表4-3-エ 事業評価方式により事後評価した政策（規制）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
<b>道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）により新設された規制</b>			
1	3月を超えない範囲の期間の使用制限命令を命ずることができる自動車の種類への中型自動車の追加	有効性及び効率性を十分に検証できるまでには至っていない	引き続き推進
2	中型免許を受けた者に対する運転制限	有効性及び効率性を十分に検証できるまでには至っていない	引き続き推進
<b>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）により新設された規制</b>			
3	金融機関以外の特定事業者に対する顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務規定の創設	有効性及び効率性が認められる	引き続き推進
4	外国為替取引に係る通知制度の創設	有効性及び効率性が認められる	引き続き推進
5	疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務についての報告徴収、立入検査及び是正命令制度の創設	有効性及び効率性が認められる	引き続き推進
<b>道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制</b>			
6	運転免許証の提示義務の拡大	有効性及び効率性が認められる	引き続き推進
<b>銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成19年法律第120号）により新設された規制</b>			
7	銃砲刀剣類所持等取締法における両罰規定の適用対象犯罪の拡大	有効性及び効率性を十分に検証できるまでには至っていない	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表4-4-(3)参照。



政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穩の確保	1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
	2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
	3 少年非行の防止
	4 犯罪等からの少年の保護
	5 良好な生活環境の保持
	6 経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保
	7 環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪に係る捜査の強化
	2 重要窃盗犯に係る捜査の強化
	3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
	4 振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
	5 科学技術を活用した捜査の更なる推進
	6 被疑者取調べの適正化の更なる推進
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団の存立基盤の弱体化
	2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
	3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
	4 来日外国人犯罪対策の強化
	5 犯罪収益対策の推進
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保
	2 高齢運転者による交通事故の防止
	3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
	4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
	5 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等の予防鎮圧
	2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
	3 警備犯罪取締りの的確な実施
	4 国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

(注) 政策ごとの予算との対応については、警察庁ホームページ([http://www.npa.go.jp/yosan/kaikei/h24\\_seisaku\\_yosan.pdf](http://www.npa.go.jp/yosan/kaikei/h24_seisaku_yosan.pdf))参照



金融庁



《金融庁》

表5-1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成24年5月31日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成24年4月1日から29年3月31日まで</li> <li>○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。</li> <li>○ 評価の対象は、次のとおり。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 法第9条及び法施行令第3条第1号から第5号に該当する政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助）</li> <li>② 法第9条及び法施行令第3条第6号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規則の内容の変更をすることを目的とする政策）</li> <li>③ 法第9条及び法施行令第3条第7号及び第8号に該当する政策（租税特別措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税関係の措置の新設、拡充及び延長を目的とする政策）</li> <li>④ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（①を除く）</li> <li>⑤ ①に準ずるもので、社会的影響の大きい政策</li> </ul> </li> </ul>
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式を基本とする。ただし、法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策については、「租税特別措置等に係るガイドライン」等に基づき実施する。</li> <li>○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。               <ul style="list-style-type: none"> <li>実績評価： 金融庁の任務を達成するために重要な政策</li> <li>事業評価： 法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価方式を適用するものを除く。）及び事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの</li> <li>総合評価： 政策の決定から一定期間を経過した政策</li> <li>租税特別措置等に係る政策の事後評価：法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策</li> </ul> </li> </ul>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算、機構・定員、税制改正要望、法令審査等を取りまとめ部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等）に活用することにより、政策評価の結果を政策へ適切に反映させるものとする。</li> </ul>
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課政策評価室とし、金融庁のホームページにおいて意見を受け付ける。</li> <li>○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。</li> </ul>
実施計画の名称	平成24年度金融庁政策評価実施計画（平成24年5月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実績評価：20施策</li> <li>○ 事業評価：過去に事前評価を実施し平成24年度に効果が発現する予定の事業（成果重視事業については、平成24年度中の効果の発現予定の有無に関わらず事後評価を実施）</li> <li>○ 政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実</li> </ul>

		現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)に係る政策等
	2 未着手・未了 (法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの)	該当する政策なし
	3 その他の政策 (法第7条第2項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

表5-2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：1件 (新規事業) 〔表5-3-ア〕	実施は妥当	1	評価結果を踏まえ、評価対象事業 (施策)を実施することとした	1	
				〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 ( 概算要求に反映 1件 )		
	事業評価方式：6件 (規制) 〔表5-3-イ〕	規制の新設又は改 廃は妥当	6	評価結果を踏まえ、政令等を制定 又は改正した(改正する予定)	6	
	事業評価方式：8件 (租税特別措置等) 〔表5-3-ウ〕	租税特別措置等の 新設、拡充又は延長 は妥当	8	評価結果を踏まえ、税制改正要望 を行った	8	
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第 2項第1号)	実績評価方式：24件 〔表5-3-エ〕 〔実績評価方式：20件〕 〔表5-3-オ〕	2	1 評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2	
				2 評価結果を踏まえ、評価対象 政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	22	
			22	〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 ( 概算要求に反映 15件 機構・定員要求に反映 12件 うち、機構6件、定員12件 )		
	事業評価方式：2件 (成果重視事業1件含む) 〔表5-3-カ〕	取組を引き続き推 進	1	1 評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
				2 事業は終了しているが、評価 結果を踏まえ、これまでの取組 を引き続き進めた	1	
		実施は妥当	1	〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 ( 概算要求に反映 1件 )		
事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表5-3-キ〕	取組を引き続き推 進	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1		
未着手 (法第7条第 2項第2号 イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第 2項第2号 ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の 政策 (法第7条第 2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

## 表5-3 金融庁における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成25年度概算要求に係る1新規・拡充事業を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「平成24年度事業評価書」として公表。

表5-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	金融庁行政情報化LANシステム設計・構築経費（次期LANシステム）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表5-4-(1)参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の6政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年5月23日、6月26日、7月31日、10月12日及び25年2月4日に「規制の事前評価書」として公表。

表5-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	少額短期保険業に係る規制の見直し
2	保険会社の子会社等への与信に係る大口与信規制の見直し
3	P T S取引における公開買付規制（5%ルール）の適用除外
4	臨時報告書による開示対象子会社の範囲の適正化
5	A I J投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制の見直し
6	信用金庫・信用組合による会員・組合員の外国子会社への資金の貸付け等の解禁

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表5-4-(2)参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の8政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日及び25年3月1日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表5-3-ウ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	自動発注サーバに係る非課税措置の創設
2	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化等
3	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し
4	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実
5	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充
6	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用
7	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置（海外不動産関係）
8	企業再生支援機構の地域経済活性化支援機構への改組・機能拡充に伴う所要の措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表5-4-(3)参照。



## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 24 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 23 年度実績評価書」として公表。

表 5-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
<b>基本政策 I 金融機能の安定の確保</b>			
<b>施策目標 1 金融機関が健全に経営されていること</b>			
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
<b>施策目標 2 金融システムの安定が確保されていること</b>			
3	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
5	アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支援、自らも展開する金融業の支援	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
<b>基本政策 II 預金者、保険契約者、投資者等の保護</b>			
<b>施策目標 1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること</b>			
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
8	金融機関等の法令等遵守態勢の確立	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
9	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	施策の達成に向けて成	引き続き推進

		果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	
<b>施策目標 2 公正、透明な市場を確立し維持すること</b>			
10	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
11	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組の促進	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
12	市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
13	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの適切性の確保	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
14	公認会計士監査の充実・強化	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
<b>基本政策Ⅲ 円滑な金融等</b>			
<b>施策目標 1 活力のある市場を構築すること</b>			
15	多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
16	決済システム等の整備・定着	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
17	専門性の高い人材の育成等	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
18	個人投資家の参加拡大	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
<b>施策目標 2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること</b>			
19	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
20	中小企業金融をはじめとした企業金融等の円	施策の達成に向けて一	改善・見直し

	滑化及び地域密着型金融の推進	定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	
<b>施策目標 3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること</b>			
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	引き続き推進
<b>（業務支援基盤整備に係る施策）</b>			
22	職員の育成・強化のための諸施策の実施	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
23	行政事務の電子化等による利便性の高いシステムの構築及び効率的な金融行政の推進	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
24	専門性の高い調査研究分析の実施	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)）の表5-4-(4)参照。

（2）所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 24 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 20 施策を対象に評価を実施中（平成 25 年 8 月公表予定）。

表 5-3-オ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
<b>基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定</b>	
1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備
2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応
<b>基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上</b>	
4	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
5	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
6	資金形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
<b>基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築</b>	
7	市場インフラの構築のための制度・環境整備
8	市場機能の強化のための制度・環境整備
9	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備
10	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備
11	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備
<b>基本政策Ⅳ 横断的施策</b>	
12	国際的な政策協調・連携強化
13	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調
14	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
15	金融行政についての情報発信の強化
16	金融経済リテラシー（基礎知識・活用能力）の向上のための環境整備

(業務支援基盤の整備のための取組み)	
17	金融行政を担う人材の確保と資質の向上
18	学術的成果の金融行政への導入・活用
19	金融行政における情報システムの活用
20	災害等発生時における金融行政の継続確保

(3) 事業評価方式を用いて、「平成 24 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価（事前評価）を実施し、平成 24 年度に効果が発現する事業のうち以下の 1 事業及び 1 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度事業評価書」として公表。

表 5-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	電子データ保全解析及び証拠化機材の整備	実施は妥当	—
2	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 5-4-(5) 参照。  
2 No.1 は、事業終了後の評価を実施したものである。

(4) 「平成 24 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、租税特別措置等に係る以下の 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 5-3-キ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 5-4-(6) 参照。

別表

政策体系(金融庁)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

基本政策	施策目標	施策
I 金融機能の安定の確保	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施
		(2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施
	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止
		(2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献
II 預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 金融サービスの利用者(預金者・保険契約者・投資者等)が安心してそのサービスを利用できること	(1) 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底
		(2) 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実
		(3) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立
		(4) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応
	2 公正、透明な市場を確立し維持すること	(1) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視
		(2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取り組みの促進
		(3) 市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着
		(4) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの適切性の確保
		(5) 公認会計士監査の充実・強化
		(5) 公認会計士監査の充実・強化
III 円滑な金融等	1 活力のある市場を構築すること	(1) 多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備
		(2) 決済システム等の整備・定着
		(3) 専門性の高い人材の育成等
		(4) 個人投資家の参加拡大
	2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること	(1) 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備
		(2) 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進
	3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境(ベター・レギュレーション)を実現すること	(1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上

(業務支援基盤整備に係る施策)

分野	課題	施策
1 人的資源	(1) 専門性の高い職員の育成・強化	(I) 職員の育成・強化のための諸施策の実施
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化	(I) 行政事務の電子化等による利便性の高いシステムの構築及び効率的な金融行政の推進
	(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	(I) 専門性の高い調査研究分析の実施

(注) 政策ごとの予算との対応については、金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/seisaku24.pdf>)参照



消費者庁





《消費者庁》

表6-1 消費者庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	消費者庁政策評価基本計画（平成22年3月31日決定） 平成22年10月7日一部改正、平成23年11月4日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成21年9月1日から25年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第9条第1号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：消費者庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各課等は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を総務課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成24年度消費者庁政策評価実施計画（平成24年10月3日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：12施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表6-2 消費者庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：3件 (規制) 〔表6-3-ア〕	規制の新設が 妥当	3	1 評価結果を踏まえ、法案を国会に 提出した	1
					2 評価結果を踏まえ、政令等を改正 した(改正する予定)	2
事後 評価	実施計画期 間内の評価 対象政策 (法第7条第 2項第1号)	実績評価方式：12件 〔表6-3-イ〕	進捗があった	12	1 評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	5
					2 評価結果を踏まえ、評価対象 政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	7
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔概算要求に反映 9件 機構・定員要求に反映 6件 (うち、機構2件、定員6件)〕	
	未着手 (法第7条第 2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第 2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—		
	その他の政 策 (法第7条第 2項第3号)	該当する政策なし	—	—		

## 表6-3 消費者庁における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年12月17日、25年3月4日及び3月22日に「規制の事前評価書」として公表。

表6-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	訪問購入に係る規制内容の整備
2	特定商品等の預託等取引契約に関する法律による消費者への情報開示の強化
3	消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示への対応

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html))の表6-4-(1)参照。

### 2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成23年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の12施策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「平成23年度政策評価書(事後評価)」として公表。

表6-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	消費者政策の調整	進捗があった	改善・見直し
2	基本的な消費者政策の企画・立案・推進	進捗があった	改善・見直し
3	消費者事故等の情報の集約・分析・対応	進捗があった	改善・見直し
4	消費生活に関する制度の企画・立案・推進	進捗があった	改善・見直し
5	個人情報保護に関する施策の推進	進捗があった	改善・見直し
6	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	進捗があった	引き続き推進
7	物価対策の推進	進捗があった	引き続き推進
8	地方消費者行政の推進	進捗があった	引き続き推進
9	消費者の安全確保のための施策の推進	進捗があった	改善・見直し
10	消費者取引対策の推進	進捗があった	引き続き推進
11	消費者表示対策の推進	進捗があった	改善・見直し
12	食品表示対策の推進	進捗があった	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html))の表6-4-(2)参照。

## 政策体系(消費者庁)

※この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

政策分野	政策	施策
消費者政策	消費者政策の推進	消費者政策の調整
		基本的な消費者政策の企画・立案・推進
		消費者事故等の情報の集約・分析・対応
		消費生活に関する制度の企画・立案・推進
		個人情報保護に関する施策の推進
		消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進
		物価対策の推進
		地方消費者行政の推進
		消費者の安全確保のための施策の推進
		消費者取引対策の推進
		消費者表示対策の推進
		食品表示対策の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、消費者庁ホームページ (<http://www.caa.go.jp/info/yosan/pdf/24seisakuyosan.pdf>) 参照

復興庁



《復興庁》

表 7-1 復興庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	復興庁政策評価基本計画（平成24年3月30日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年2月10日から28年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第9条及び法施行令第3条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：復興庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。 租税特別措置等に係る政策の事後評価： 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努める。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 個別政策担当参事官及び調整担当参事官は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を政策評価担当参事官とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成24年度復興庁政策評価実施計画（平成24年9月26日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 政策体系に基づき対象とする政策：該当する政策なし ○ 租税特別措置等に係る政策：該当する政策なし
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

(注) 実施計画において、平成23年度中に実施した政策に係る事後評価については、平成24年度に実施する政策に係る事後評価と併せ、平成25年度に実施する旨を記載。

表 7-2 復興庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事前評価：6件 (租税特別措置等) 〔表7-3-ア〕	租税特別措置等の 新設又は拡充が妥 当	6	評価の結果を踏まえ、 税制改正要望を行う こととした	6
事後 評価	実施計画期間 内の評価対象 政策 (法第7条第2項第 1号)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未着手 (法第7条第2項第 2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第 2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第 3号)	該当する政策なし	—	—	—	—



## 表7-3 復興庁における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る6政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表7-3-ア 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	東日本大震災事業者再生支援機構の登録免許税に係る免除手続の簡素化
2	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大（拡充）
3	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用
4	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用
5	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用
6	「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html))の表7-4-(1)参照。

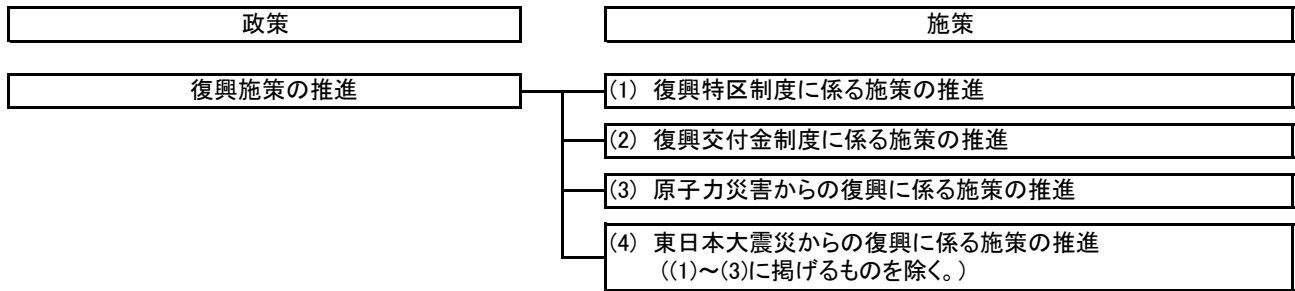
### 2 事後評価

該当する政策なし

別表

### 政策体系(復興庁)

※この政策体系は、平成24年度実施計画に定めるもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、復興庁ホームページ (<http://www.reconstruction.go.jp/topics/seisaku.pdf>) 参照

総務省



《総務省》

表 8-1 総務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	総務省政策評価基本計画（平成19年11月26日策定） 平成21年3月31日改正 平成22年3月30日改正 平成23年3月31日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。 (1) 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策 (2) その他事前の検証が必要と認められる政策
	3 事後評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおりとする。 (1) 総務省の主要な政策については、実績評価方式による。 (2) 次のいずれかに該当する政策で実施計画で定めた政策については、当該政策の特性等に応じた評価方式による。 ア 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策（研究開発及び公共事業に限る。）であって、事後の検証が必要と認められるもの イ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの（法第9条の規定に基づき事前評価を実施したものを除く。） ウ その他事後の検証が必要と認められる政策 (3) 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策については、総合評価方式による。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成24年度総務省政策評価実施計画（平成24年3月30日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：20の主要な政策（その他に成果重視事業3件） ○ 事業評価 (1) 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策であって、事後の検証が必要と認められるもの (2) 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 8-2 総務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：4件 (研究開発課題) 〔表8-3-ア〕	有効性・効率性等が認められる	4	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映	4	
	事業評価方式：3件 (規制) 〔表8-3-イ〕	必要性等が認められる	3	評価結果を踏まえ、法令等に反映	3	
	事業評価方式：8件 (租税特別措置等) 〔表8-3-ウ〕	必要性等が認められる	8	評価結果を踏まえ、税制改正要望等に反映	8	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：20件 〔表8-3-エ〕	順調に進捗した	18	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	18
			おおむね順調に進捗した	2	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	2
		政策の重点化等	1		1	
		<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 概算要求に反映 20件 機構・定員要求に反映 5件 (うち、機構2件、定員5件) 〕				
	事業評価方式：3件 〔表8-3-オ〕	有効性・効率性等が認められる	3	既に事業が終了しているため、概算要求等を行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する	3	
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

表 8-3 総務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度予算概算要求を行う以下の 4 の研究開発課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度事前事業評価書」として公表。

表 8-3-ア 個別研究開発課題を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	ビッグデータ時代に対応するネットワーク基盤技術の確立等
2	移動通信システムにおける三次元稠密セル構成及び階層セル構成技術の研究開発
3	ミリ波帯チャンネル高度有効利用適応技術に関する研究開発
4	無人航空機を活用した無線中継システムと地上ネットワークとの連携及び共用技術の研究開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 8-4-(1) 参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の 3 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 12 月 27 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 8-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の範囲の見直し
2	屋内消火栓設備の技術上の基準の見直し
3	防火対象物の用途区分の見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 8-4-(2) 参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の 8 の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度政策評価書 (租税特別措置等に係る政策の事前評価書)」として公表。

表 8-3-ウ 租税特別措置等に係る政策を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	公共アプリケーション利活用促進税制の拡充及び延長
2	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
3	データセンター地域分散化促進税制の創設
4	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化 (振替地方公共団体金融機構債分)
5	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
6	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
7	技術研究組合の所得計算の特例
8	過疎地における営業所の住民税・事業税等の非課税措置の創設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 8-4-(3) 参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 24 年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の 20 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度主要な政策に係る評価書」として公表。

表 8-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国家公務員の人事管理の推進	おおむね順調に進捗した	改善・見直し
2	適正な行政管理の実施	順調に進捗した	引き続き推進
3	行政評価等による行政制度・運営の改善	おおむね順調に進捗した	改善・見直し
4	地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等	順調に進捗した	引き続き推進
5	地域振興（地域力創造）	順調に進捗した	引き続き推進
6	地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化	順調に進捗した	引き続き推進
7	地域主権型社会を担う地方税制度の構築	順調に進捗した	引き続き推進
8	選挙制度等の適切な運用	順調に進捗した	引き続き推進
9	電子政府・電子自治体の推進	順調に進捗した	引き続き推進
10	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	順調に進捗した	引き続き推進
11	情報通信技術高度利活用の推進	順調に進捗した	引き続き推進
12	放送分野における利用環境の整備	順調に進捗した	引き続き推進
13	情報通信技術利用環境の整備	順調に進捗した	引き続き推進
14	電波利用料財源電波監視等の実施	順調に進捗した	引き続き推進
15	I C T 分野における国際戦略の推進	順調に進捗した	引き続き推進
16	郵政行政の推進	順調に進捗した	引き続き推進
17	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	順調に進捗した	引き続き推進
18	恩給行政の推進	順調に進捗した	引き続き推進
19	公的統計の体系的な整備・提供	順調に進捗した	引き続き推進
20	消防防災体制の充実強化	順調に進捗した	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 8-4-(4) 参照。

(2) 事業評価方式を用いて、以下の 3 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度事後事業評価書」として公表。

表 8-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策（終了時）

No.	評価対象政策
1	準天頂衛星システムの研究開発
2	超高速光エッジノード技術の研究開発
3	次世代移動通信システムの周波数高度利用技術に関する研究開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 8-4-(5) 参照。



## 政策体系(総務省)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

行政分野	主要な政策
1 行政改革・行政運営	1 国家公務員の人事管理の推進
	2 適正な行政管理の実施
	3 行政評価等による行政制度・運営の改善
2 地方行財政	4 地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等
	5 地域振興(地域力創造)
	6 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化
	7 地域主権型社会を担う地方税制度の構築
3 選挙制度等	8 選挙制度等の適切な運用
4 電子政府・電子自治体	9 電子政府・電子自治体の推進
5 情報通信 (ICT政策)	10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
	11 情報通信技術高度利活用の推進
	12 放送分野における利用環境の整備
	13 情報通信技術利用環境の整備
	14 電波利用料財源電波監視等の実施
	15 ICT分野における国際戦略の推進
6 郵政行政	16 郵政行政の推進
7 国民生活と安心・安全	17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進
	18 恩給行政の推進
	19 公的統計の体系的な整備・提供
	20 消防防災体制の充実強化

(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000145326.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000145326.pdf))参照



# 公害等調整委員会



《公害等調整委員会》

表 9 - 1 公害等調整委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公害等調整委員会政策評価基本計画（平成23年3月22日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 本計画期間内において事後評価の対象とする政策は、公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、関係部門の連携を図りつつ、今後の政策の企画立案作業(予算の要求等を含む。)等に適切に反映させるように努めるものとし、その反映状況については、総務大臣に通知するとともに公表するものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見又は要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課企画法規係とする。
実施計画の名称	平成24年度公害等調整委員会事後評価実施計画（平成24年3月26日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：2政策（4目標）
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表9-2 公害等調整委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期 間内の評価 対象政策 (法第7条 第2項第1 号)	実績評価方式：4件 〔表9-3-ア〕 〔実績評価方式：4 件〕 〔表9-3-イ〕	目標が達成されて おり、今後ともこ れまでの取組を進 めていく	4	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	4
	〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 4件)					
	未着手 (法第7条 第2項第2 号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条 第2項第2 号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の 政策 (法第7条 第2項第3 号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表9-3 公害等調整委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成23年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の4目標（施策）を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月4日に「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書（平成23年度事後評価書）」として公表。

表9-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
<b>基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行</b>			
<b>政策1 公害紛争の処理</b>			
1	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	引き続き推進
2	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	引き続き推進
<b>政策2 土地利用の調整</b>			
3	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	引き続き推進
4	土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html))の表9-4-(1)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

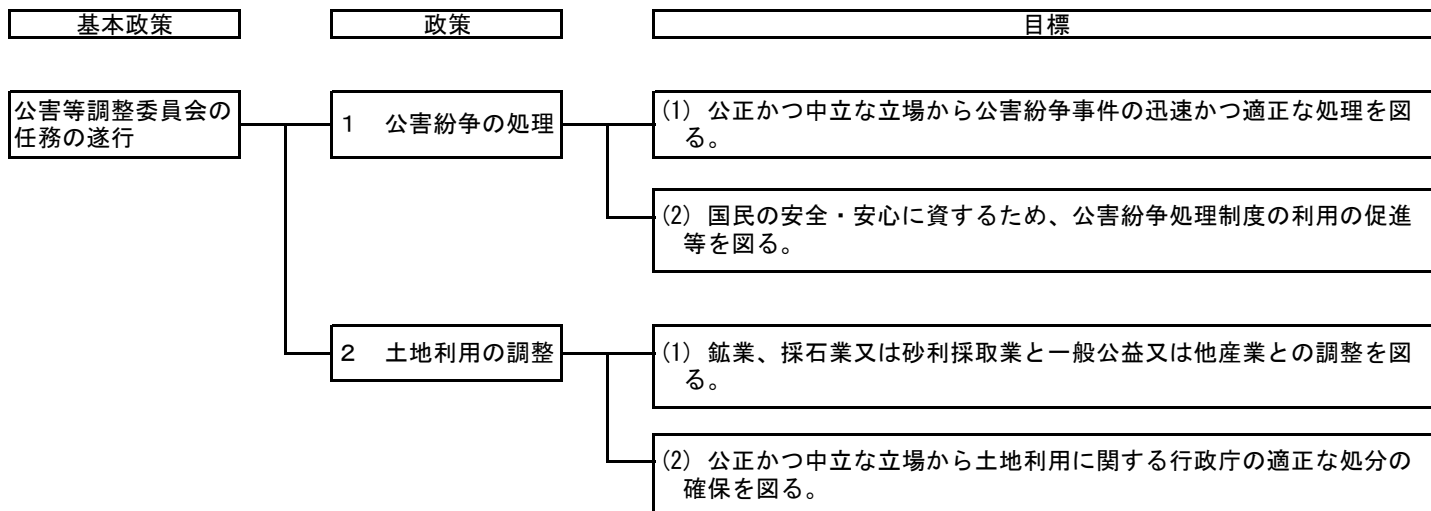
実績評価方式を用いて、「平成24年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の4目標（施策）を対象に評価を実施中（平成25年9月公表予定）。

表9-3-イ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
<b>基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行</b>	
<b>政策1 公害紛争の処理</b>	
1	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理
2	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等
<b>政策2 土地利用の調整</b>	
3	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整
4	土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保

## 政策体系(公害等調整委員会)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000145326.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000145326.pdf))参照



法務省



《法務省》

表 10-1 法務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	法務省政策評価に関する基本計画（平成23年8月26日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前評価における評価の方式は、事業評価方式とする。</li> <li>○ 事前評価の実施対象は、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。）</li> <li>・ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</li> <li>・ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る政策</li> <li>・ 新規の政策のうち、大臣官房秘書課政策評価企画室又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの</li> </ul> </li> </ul>
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とする。また、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行う。</li> <li>○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）は、原則として、政策体系に掲げる「施策」であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から3年程度の周期で評価対象を選定して行う。</li> </ul>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策評価企画室は、政策評価の結果を速やかに取りまとめて政策所管部局及び大臣官房秘書課組織係、同人事課、同会計課及び同施設課（以下「予算等担当部署」という。）に通知し、政策所管部局においては、当該評価結果を政策に適切に反映させるよう検討する。  <ul style="list-style-type: none"> <li>予算等担当部署においては、政策評価と予算・決算の連携を強化する観点から、当該評価結果を予算要求等に関する基礎資料等として用いるなど、必要かつ相当な範囲で活用する。</li> <li>このような取組により、政策評価の結果が、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるように努めるものとする。</li> </ul> </li> </ul>
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、法務省のホームページにおいて受け付けるほか、投書及び電話等によるものについても、政策評価企画室において随時受け付ける。また、寄せられた意見・要望については、同室から関係する政策所管部局へ回付する。
実施計画の名称	平成24年度法務省事後評価の実施に関する計画（平成24年8月27日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業評価：3施策</li> <li>○ 実績評価：15施策  <ul style="list-style-type: none"> <li>1 成果重視事業</li> </ul> </li> <li>○ 総合評価：2施策</li> </ul>
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 10-2 法務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：4件 〔表10-3-ア〕	新規採択事業としての要件を満たしている	4	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	4
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 4件)	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：8件 (成果重視事業1件含む) 〔表10-3-イ〕	目標の達成に向けて順調に進捗した	7	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】	7
		{実績評価方式：16件} (成果重視事業1件含む) 〔表10-3-ウ〕	所期の成果を得ることができた	1	2 既に事業が終了しているため、概算要求等を行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する	1
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 7件 機構・定員要求に反映 2件 (うち、機構1件、定員1件) 〕	
		総合評価方式：2件 〔表10-3-エ〕	目標の達成に向けて順調に進捗した	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】	2
		{総合評価方式：2件} 〔表10-3-オ〕			〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 2件)	
		事業評価方式：1件 (一般財団法人関連事業:1件) 〔表10-3-カ〕	目標の達成に向けて順調に進捗した	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】	1
	事業評価方式：4件 〔表10-3-キ〕	所期の成果を得ることができた	4	今後も同様の結果が得られるよう努める	4	
	{事業評価方式：3件} 〔表10-3-ク〕					
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

## 表 10-3 法務省における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、以下の4事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成24年10月11日に「平成24年度法務省事前評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-ア 新規採択事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	[I-3-(1)]
1	法務に関する調査研究（性犯罪に関する総合的研究）
2	法務に関する調査研究（非行少年の保護者に関する研究）
	[VII-14-(2)]
3	施設の整備（奈良法務総合庁舎新営工事）
4	施設の整備（松江法務総合庁舎新営工事）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表10-4-(1)参照。  
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

### 2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成24年度においては、実績評価方式を用いて、「平成23年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、7施策及び1つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月24日に「平成23年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	法教育の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
2	検察権行使を支える事務の適正な運営	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
3	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
4	保護観察対象者等の改善更生等	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
5	医療観察対象者の社会復帰	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
6	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
7	登記情報システム再構築事業（成果重視事業）	所期の成果を得ることができた	—
8	法務行政における国際協力の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表10-4-(2)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 24 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、15 施策及び 1 つの成果重視事業を対象として評価を実施中。

表 10-3-ウ 実績評価方式により事後評価中の政策（施策）

No.	評価対象政策
1	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化
2	法教育の推進
3	検察権行使を支える事務の適正な運営
4	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備
5	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
6	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施
7	保護観察対象者等の改善更生等
8	医療観察対象者の社会復帰
9	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
10	登記事務の適正円滑な処理
11	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理
12	債権管理回収業の審査監督
13	人権の擁護
14	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
15	法務行政における国際協力の推進
16	出入国管理業務の業務・システムの最適化（成果重視事業）

(注) No.1～15 は平成 25 年 8 月、No.16 は 26 年 8 月に公表予定。

(3) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成 24 年度においては、総合評価方式を用いて、「平成 23 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、2 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 24 日に「平成 23 年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-エ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	人権の擁護	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
2	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 10-4-(3) 参照。

(4) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 24 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 2 施策を対象として評価を実施中。

表 10-3-オ 総合評価方式により事後評価中の政策

No.	評価対象政策
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備
2	出入国の公正な管理

(注) No.1 は平成 27 年 8 月、No.2 は 25 年 8 月に公表予定。

- (5) 事業評価方式を用いて、「平成 23 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 1 事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 5 月 9 日に「国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施結果報告書について」として公表。

表 10-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
〔Ⅲ-9-(1)〕			
1	登記情報提供業務	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 10-4-(4) 参照。  
2 評価対象政策名の上の〔〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

- (6) 事業評価方式を用いて、「平成 23 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 4 事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 24 日に「平成 23 年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策 (完了後)

No.	評価対象政策
〔Ⅰ-3-(1)〕	
1	法務に関する調査研究 (諸外国における位置情報確認制度の研究)
2	法務に関する調査研究 (飲酒 (アルコール) の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究)
〔Ⅶ-14-(2)〕	
3	施設の整備 (大阪法務局北出張所新営工事)
4	施設の整備 (苫小牧法務総合庁舎整備等事業)

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 10-4-(5) 参照。  
2 評価対象政策名の上の〔〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

- (7) 事業評価方式を用いて、「平成 24 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 3 事業等を対象として評価を実施中。

表 10-3-ク 事業評価方式により事後評価中の政策

No.	評価対象政策
〔Ⅰ-3-(1)〕	
1	法務に関する調査研究 (家庭内の重大犯罪に関する研究)
〔Ⅶ-14-(2)〕	
2	施設の整備 (周南法務総合庁舎整備等事業)
3	施設の整備 (美祢社会復帰促進センター整備事業)

- (注) 1 評価対象政策名の上の〔〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。  
2 平成 25 年 8 月に公表予定。

政策体系(法務省)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

基本政策	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備	1 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備
	2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組	(1) 総合法律支援の充実強化 (2) 法曹養成制度の充実 (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (4) 法教育の推進
	3 法務に関する調査研究	(1) 法務に関する調査研究
II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	4 検察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営
	5 矯正処遇の適正な実施	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施
	6 更生保護活動の適切な実施	(1) 保護観察対象者等の改善更生等 (2) 医療観察対象者の社会復帰
	7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
	8 団体の規制処分 of 適正な審査・決定	(1) 団体の規制処分 of 適正な審査・決定
III 国民の権利擁護	9 国民の財産や身分関係の保護	(1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督
	10 人権の擁護	(1) 人権の擁護
IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
V 出入国の公正な管理	12 出入国の公正な管理	(1) 出入国の公正な管理
VI 法務行政における国際化対応・国際協力	13 法務行政における国際化対応・国際協力	(1) 法務行政の国際化への対応 (2) 法務行政における国際協力の推進
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	(1) 法務行政に対する理解の促進 (2) 施設の整備 (3) 法務行政の情報化 (4) 職員の多様性及び能力の確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/content/000083786.pdf>)参照



外務省



《外務省》

表 11-1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成20年3月5日策定） 平成20年10月1日改定 平成21年9月24日改定 平成23年3月31日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<p>○ 平成20年度から24年度までの5年間</p> <p>○ 対象は、以下の政策とする。</p> <p>ア 政府開発援助</p> <p>(ア) 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(イ) 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 規制</p> <p>法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>ウ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）</p> <p>(ア) 次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>(i) 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第1項に規定する法人税関係特別措置</p> <p>(ii) 地方税法第757条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの</p> <p>(イ) そのほか、国税又は地方税について、租税特別措置法又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>なお、実施が義務づけられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して、必要と考えられる場合には適時に評価を行うものとする。</p> <p>ア 外交政策一般</p> <p>実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする。また、これらに加えて、必要と認められる政策については総合評価方式等を用いた評価を行うこととする。</p> <p>イ 租税特別措置等</p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、適切に実施するものとする。また、法人税関係以外の税目に関する租税特別措置等についても、積極的かつ自主的に事後評価を実施するよう努めるものとする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）等）に反映させる。</p> <p>○ 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。</p>

		○ 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。 ア 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設ける。 イ これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに、必要に応じて関係課に通知し、各関係課が自己評価を行う上で参考材料として活用する。
実施計画の名称	平成 25 年度（平成 24 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画（平成 24 年 4 月 17 日策定） 平成 25 年 3 月 14 日改定	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 7 の基本目標に係る 19 の施策（5 成果重視事業を含む）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに区分されるもの）	○ 未了：政府開発援助 17 案件
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 11-2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		政府開発援助：65件 〔表 11-3-ア、イ〕 《政府開発援助：22件》 〔表 11-3-ウ〕	実施が妥当	65 《22》	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	65 《22》
					《概算要求及び機構・定員要求への反映》 （概算要求に反映 29件《22件》）	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	総合評価方式：20件 〔表 11-3-エ〕 {総合評価方式：19件} 〔表 11-3-オ〕	目標の達成に向けて相 当な進展があ った	7	1 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た 【引き続き推進】	7
			目標の達成 に向けて進 展があ った	13	2 評価結果を踏まえ、評価 対象政策の改善・見直しを 行った 【改善・見直し】	13
					政策の重点化等	10
					政策の一部の廃止、休止又 は中止	1
					《概算要求及び機構・定員要求への反映》 概算要求に反映 18件 機構・定員要求に反映 17件 （うち、機構4件、定員17件）	
未着手 （法第7条第2 項第2号イ）	政府開発援助：2件 〔表 11-3-カ〕	継続が妥当	2	評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2	
未了 （法第7条第2 項第2号ロ）	政府開発援助：9件 〔表 11-3-キ〕	継続が妥当	9	評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	9	
その他の 政策 （法第7条第2 項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—	

- (注) 1 { } は、評価を実施中のもの（外数）である。  
 2 《 》は、平成 23 年度に評価結果が公表され、「平成 23 年度政策評価等の実施状況及びこれら  
 の結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として  
 新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 11-3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 法第9条の規定に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成24年4月23日、5月7日、5月28日、6月4日、6月13日、6月18日、6月26日、7月9日、7月11日、8月22日、8月31日、10月9日、10月16日、12月6日、12月17日及び12月25日並びに平成25年1月17日、1月28日、2月12日、3月1日、3月5日、3月25日及び3月29日に「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 11-3-ア 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（無償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「洪水対策支援計画」(カンボジア王国)
2	「保健社会向上センター建設計画」(ブルキナファソ)
3	「ピラ中央病院改善計画(本体工事)」(バヌアツ共和国)
4	「国内海上輸送改善計画」(マーシャル諸島共和国)
5	「ウゴング道路拡幅計画」(ケニア共和国)
6	「ルーガ州及びカオラック州中学校建設計画」(セネガル共和国)
7	「食糧備蓄能力強化計画」(バングラデシュ人民共和国)
8	「キンシャサ特別州国立職業訓練校整備計画」(コンゴ民主共和国)
9	「第五次小学校建設計画」(ブルキナファソ)
10	「首都圏電力供給能力向上計画」(パラオ共和国)
11	「ジュバ市水供給改善計画」(南スーダン共和国)
12	「シンズリ道路建設計画(第三工区)」(ネパール連邦民主共和国)
13	「パサック川東部アユタヤ地区洪水対策計画」(タイ王国)
14	「東部外環状道路(国道9号線)改修計画」(タイ王国)
15	「中部地域保健施設整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
16	「ナンプラ州中学校改善計画」(モザンビーク)
17	「食料生産基盤整備計画」(スーダン共和国)
18	「カッサラ市給水計画」(スーダン共和国)
19	「南東県ジャクメル病院整備計画」(ハイチ共和国)
20	「南部諸民族州小中学校建設計画」(エチオピア連邦民主共和国)
21	「第五次小学校建設計画」(ベナン共和国)
22	「ナカラ港緊急改修計画」(モザンビーク)
23	「モンロビア市電力復旧計画」(リベリア共和国)
24	「カラチ小児病院改善計画」(パキスタン・イスラム共和国)
25	「ジュバ河川港拡充計画」(南スーダン共和国)
26	「ナイル架橋建設計画」(南スーダン共和国)
27	「ダルエスサラーム市交通機能向上計画」(タンザニア連合共和国)
28	「国家広域開発計画(UNDP連携)」(アフガニスタン・イスラム共和国)
29	「ナンガルハール農村インフラ改善計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
30	「カブール県、バーミヤン県及びカピサ県における灌漑施設改修計画」 (アフガニスタン・イスラム共和国)
31	「住民参加型の都市開発支援計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
32	「第二次カブール国際空港駐機場改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
33	「デサブ南地区給水施設整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
34	「マイクログリッドシステム導入計画」(トンガ王国)
35	「シハヌーク州病院整備計画」(カンボジア王国)
36	「農業人材育成機関強化計画」(ミャンマー連邦共和国)
37	「気象観測装置整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
38	「ヤンゴン市フェリー整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
39	「小水力発電計画」(ラオス人民民主共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表11-4-(1)参照。

なお、平成25年度予算要求までに公表したNo.1～24については、予算要求に反映。

- (2) 法第9条の規定に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成24年5月28日、5月31日及び10月2日並びに平成25年1月17日、2月8日、2月21日、3月11日、3月25日及び3月29日に、「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表11-3-イ 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（有償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「モンバサ港周辺道路開発計画」(ケニア)
2	「バスラ製油所改良計画(Ⅰ)」(イラク共和国)
3	「タミル・ナド州送電網整備計画」(インド)
4	「デリー上水道整備計画」(インド)
5	「ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策計画」(インド)
6	「第八次開発政策借款」(インドネシア共和国)
7	「社会経済開発支援計画」(ミャンマー連邦共和国)
8	「ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設計画」(バングラデシュ人民共和国)
9	「全国送電網整備計画」(バングラデシュ人民共和国)
10	「カチプール・メグナ・グムティ第2橋建設及び既存橋改修計画(Ⅰ)」(バングラデシュ人民共和国)
11	「カルナフリ上水道整備計画(フェーズ2)」(バングラデシュ人民共和国)
12	「バングラデシュ北部総合開発計画」(バングラデシュ人民共和国)
13	「タナフ水力発電計画」(ネパール連邦民主共和国)
14	「大コロボ圏送配電損失率改善計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
15	「ハノイ市都市鉄道建設計画(1号線)フェーズⅠ(ゴックホイ車両基地)(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
16	「オモン3コンバインドサイクル発電所建設計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
17	「ゲアン省北部灌漑システム改善計画」(ベトナム社会主義共和国)
18	「気候変動対策支援プログラム(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
19	「ハノイ市エンサ下水道計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
20	「第一次経済運営・競争力強化貸付」(ベトナム社会主義共和国)
21	「第二期国道改修計画」(ベトナム社会主義共和国)
22	「ニャッタン橋(日越友好橋)建設計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
23	「マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張計画」(フィリピン共和国)
24	「貨物専用鉄道建設計画(フェーズ2)(第二期)」(インド)
25	「チェンナイ地下鉄建設計画(第三期)」(インド)
26	「ビハール州国道整備計画(フェーズ2)」(インド)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表11-4-(2)参照。

なお、平成25年度予算要求までに公表したNo.1～5については、予算要求に反映。

- (3) 以下の22案件(無償資金協力9、有償資金協力13)は、平成23年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「政策評価法に基づく事前評価書」として公表し、「平成23年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として平成25年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表 11-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成 23 年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
<b>無償資金協力</b>	
1	「カブール県及びパーミヤン県灌漑施設整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
2	「第二次クルガンチュベードウスティ間道路改修計画」(タジキスタン共和国)
3	「中央高地 3 県における学校建設計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
4	「ウガンダ北部アチョリ地域国内避難民帰還・再定住促進のためのコミュニティ再建計画」(ウガンダ共和国)
5	「カブール国際空港駐機場改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
6	「カブール市東西幹線道路等整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
7	「パーミヤン空港改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
8	「第二次農地改革地域橋梁整備計画」(フィリピン共和国)
9	「第二次中等学校改善計画」(マラウイ共和国)
<b>有償資金協力</b>	
10	「ギソン火力発電所建設計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
11	「ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設計画」(セルビア共和国)
12	「ガバスメドニン間マグレブ横断道路整備計画」(チュニジア共和国)
13	「カルシーテルメズ鉄道電化計画」(ウズベキスタン共和国)
14	「カイロ地下鉄四号線第一期整備計画」(エジプト・アラブ共和国)
15	「バンダラナイケ国際空港改善計画(フェーズ 2)」(スリランカ民主社会主義共和国)
16	「デリー高速輸送システム建設計画フェーズ 3」(インド)
17	「中部ルソン接続高速道路計画」(フィリピン共和国)
18	「ホアラック科学技術都市振興計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
19	「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
20	「ホーチミン市都市鉄道建設計画(ベントイン〜スオイティエン間(1号線))(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
21	「国道 3 号線道路ネットワーク整備計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
22	「第二期南部ビンズオン省水環境改善計画」(ベトナム社会主義共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html))の表 11-4-(3)参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 24 年度(平成 23 年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の 7 の基本目標に係る 20 の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 8 月 29 日に「平成 24 年度外務省政策評価書(平成 23 年度に実施した施策に係る評価書)」として公表。

表 11-3-エ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
<b>基本目標 I 地域別外交</b>			
1	アジア大洋州地域外交	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
2	北米地域外交	目標の達成に向けて相当な進展があった	引き続き推進
3	中南米地域外交	目標の達成に向けて相当な進展があった	改善・見直し
4	欧州地域外交	目標の達成に向けて進展があった	改善・見直し
5	中東地域外交	目標の達成に向けて	改善・見直し



		進展があった	
6	アフリカ地域外交	目標の達成に向けて 相当な進展があった	改善・見直し
<b>基本目標Ⅱ 分野別外交</b>			
7	国際の平和と安定に対する取組	目標の達成に向けて 進展があった	改善・見直し
8	国際経済に関する取組	目標の達成に向けて 進展があった	引き続き推進
9	国際法の形成・発展に向けた取組	目標の達成に向けて 相当な進展があった	改善・見直し
10	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	目標の達成に向けて 進展があった	改善・見直し
<b>基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策</b>			
11	海外広報、文化交流	目標の達成に向けて 進展があった	改善・見直し
12	報道対策、国内広報、IT広報	目標の達成に向けて 相当な進展があった	改善・見直し
<b>基本目標Ⅳ 領事政策</b>			
13	領事業務の充実	目標の達成に向けて 相当な進展があった	改善・見直し
<b>基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化</b>			
14	外交実施体制の整備・強化	目標の達成に向けて 進展があった	改善・見直し
15	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	目標の達成に向けて 進展があった	引き続き推進
<b>基本目標Ⅵ 経済協力</b>			
16	経済協力	目標の達成に向けて 進展があった	改善・見直し
17	地球規模の諸問題への取組	目標の達成に向けて 相当な進展があった	改善・見直し
<b>基本目標Ⅶ 分担金・拠出金</b>			
18	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	目標の達成に向けて 進展があった	引き続き推進
19	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	目標の達成に向けて 進展があった	引き続き推進
20	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	目標の達成に向けて 進展があった	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表11-4-(4)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成25年度(平成24年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の7の基本目標に係る19の施策を対象として評価を実施中。

表11-3-オ 総合評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
<b>基本目標Ⅰ 地域別外交</b>	
1	アジア大洋州地域外交
2	北米地域外交
3	中南米地域外交
4	欧州地域外交
5	中東地域外交
6	アフリカ地域外交
<b>基本目標Ⅱ 分野別外交</b>	
7	国際の平和と安定に対する取組

8	国際経済に関する取組
9	国際法の形成・発展に向けた取組
10	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策	
11	国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策
基本目標Ⅳ 領事政策	
12	領事業務の充実
基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化	
13	外交実施体制の整備・強化
14	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革
基本目標Ⅵ 経済協力	
15	経済協力
16	地球規模の諸問題への取組
基本目標Ⅶ 分担金・拠出金	
17	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献
18	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
19	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

- (3) 「平成24年度（平成23年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未着手（法第7条第2項第2号イ）の2案件を対象として評価を実施し、その結果を平成24年8月29日に「平成24年度外務省政策評価書（平成23年度に実施した施策に係る評価書）」として公表。

表11-3-カ 未着手の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「ビジャカパトナム港拡張計画」（インド）	継続が妥当	引き続き推進
2	「地方部インターネット利用拡充計画」（ベトナム）	継続が妥当	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表11-4-(5)参照。

2 平成24年度（平成23年度を対象とした）外務省政策評価実施計画では、法第7条第2項第2号イとして5案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により2案件を評価している。

- (4) 「平成24年度（平成23年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了（法第7条第2項第2号ロ）の9案件を対象として評価を実施し、その結果を平成24年8月29日に「平成24年度外務省政策評価書（平成23年度に実施した施策に係る評価書）」として公表。

表11-3-キ 未了の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「地中海道路建設計画」（モロッコ）	継続が妥当	引き続き推進
2	「コロンボ市配電網整備計画」（スリランカ）	継続が妥当	引き続き推進
3	「次世代航空保安システム整備計画」（フィリピン）	継続が妥当	引き続き推進
4	「アッパーコトマレ水力発電計画」（スリランカ）	継続が妥当	引き続き推進
5	「リハビリ・維持管理体制改善計画（水資源分野）」（インドネシア）	継続が妥当	引き続き推進
6	「サイゴン東西ハイウェイ建設計画（第二期）」（ベトナム）	継続が妥当	引き続き推進
7	「遼寧省鞍山市総合環境整備計画」（中国）	継続が妥当	引き続き推進
8	「山西省西龍池揚水発電所建設計画」（中国）	継続が妥当	引き続き推進
9	「アスタナ上下水道整備計画」（カザフスタン）	継続が妥当	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

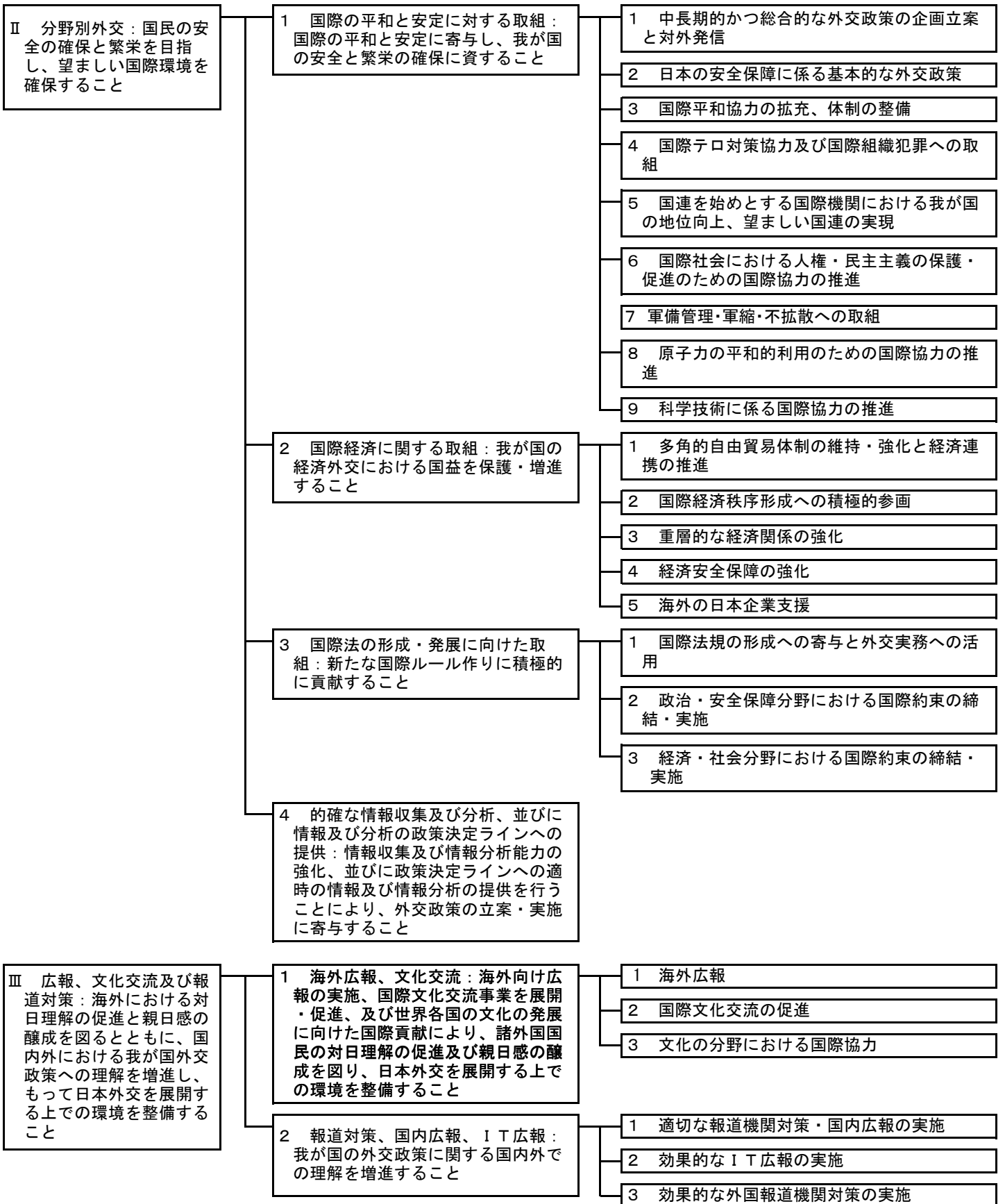
([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 11-4-(6) 参照。

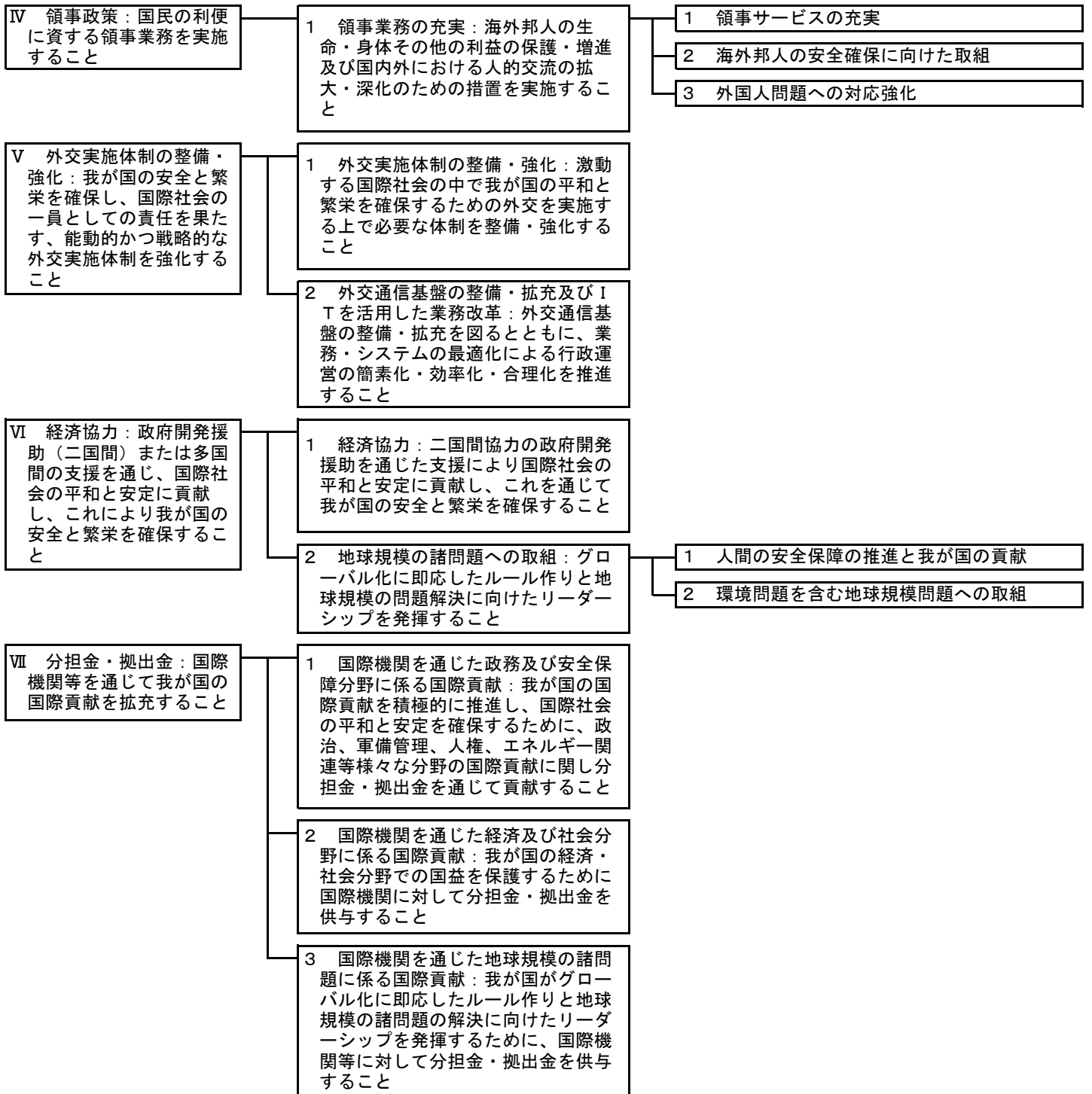
- 2 平成 24 年度（平成 23 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画では、法第 7 条第 2 項第 2 号ロとして 14 案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により 9 案件について評価を実施している。

## 政策体系(外務省)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策
I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、日本にとって望ましい国際環境を確保すること	1 アジア大洋州地域外交：アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、長期的ビジョンとして「東アジア共同体構想」を掲げ、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること	1 東アジアにおける地域協力の強化 2 朝鮮半島の安定に向けた努力 3 未来志向の日韓関係の推進 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 7 南西アジア諸国との友好関係の強化 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化
	2 北米地域外交：我が国外交の基軸である日米同盟関係の深化及び日加関係を更に推進すること	1 北米諸国との政治分野での協力推進 2 北米諸国との経済分野での協力推進 3 米国との安全保障分野での協力推進
	3 中南米地域外交：中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 2 南米諸国との協力及び交流強化
	4 欧州地域外交：基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること	1 欧州地域との総合的な関係強化 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
	5 中東地域外交：中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること	1 中東地域安定化に向けた働きかけ 2 中東諸国との関係の強化
	6 アフリカ地域外交：アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること	1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進 2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進





(注) 政策ごとの予算との対応については、外務省ホームページ ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan\\_taiou.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan_taiou.html)) 参照

財務省





《財務省》

表 12-1 財務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	政策評価に関する基本計画（平成20年3月31日策定） 平成21年3月31日一部改訂 平成22年6月29日一部改訂	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	○ 平成20年度から24年度までの5年間 ○ 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする。また、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。 ○ 事前評価は、事業評価方式により行うことを基本とする。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 財務省の主要な政策分野全てを対象とする。 ○ 事後評価は、実績評価方式により行うことを基本とするが、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による評価を行う。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の作業をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映させる。 ○ 財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用に努める。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は大臣官房文書課政策評価室とし、面接、文書によるほか、財務省ホームページにおいても、財務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設け、常時受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望等については、政策評価室で一元的に管理し、その内容に応じて、関係部局にフィードバックすることにより今後の政策の企画立案作業や政策評価作業において適切に活用する。
実施計画の名称	平成24年度政策評価実施計画（平成24年3月30日策定） 平成25年3月改訂	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式 2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの） 3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 実績評価：6総合目標 25政策目標 ○ 租税特別措置等に係る政策のうち、基本方針等により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの 該当する施策なし 該当する施策なし

表 12-2 財務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数					
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—				
事後 評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式： 31件 〔表12-3-ア〕  { 実績評価方 式：31件 } 〔表12-3-イ〕	1 目標 の達成 度	・A（達成に向け て相当の進展があ った） ・B（達成に向け て進展があった） ・C（達成に向け て一部の進展こと どまった）	19 11 1	評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	31			
			2 事務 運営のプ ロセス	・適切であった ・有効であった ・効率的であった ・おおむね適切で あった ・おおむね有効で あった ・おおむね効率的 であった	25 23 20 6 8 11					
			3 結果 の分析	・的確に行われて いる ・おおむね的確に 行われている	1 30					
			4 政策 の改善 策の提 言	・有益な提言がな されている ・提言がなされて いる	24 7					
			5 政策 評価の 改善策 の提言	・有益な提言がな されている ・提言がなされて いる	2 1					
			事業評価方式： 1件 (租税特別措置等) 〔表12-3-ウ〕		必要性等、有効性等、相 当性が認められる			1	評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1
			未着手 (法第7条第2 項第2号イ)		該当する政策なし			—	—	—
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)		該当する政策なし	—	—	—	—				
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)		該当する政策なし	—	—	—	—				

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 12-3 財務省における評価対象政策の一覧

1 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 23 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31 の目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 6 月 29 日に、「平成 23 年度政策評価書」として公表。

表 12-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること			
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長及び社会保障改革とともに財政健全化を推進し、「財政運営戦略」に基づき、国・地方の基礎的財政収支について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化する等の財政健全化目標達成に向け、着実に財政状況の改善が図られるよう、歳出・歳入両面において最大限の努力を行う	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった 【2 事務運営のプロセス】 おおむね適切であった おおむね有効であった おおむね効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている 【5 政策評価の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
2	我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に応えるため、税制の抜本的な改革に取り組む	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
4	金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている	引き続き推進

5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった おおむね効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
<b>政策目標1 健全な財政の確保</b>			
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった 【2 事務運営のプロセス】 おおむね適切であった おおむね有効であった おおむね効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている	引き続き推進
8	必要な歳入の確保	【1 目標の達成度】 達成に向けて一部の進展にとどまった 【2 事務運営のプロセス】 おおむね適切であった おおむね有効であった おおむね効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている	引き続き推進
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった おおむね有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている	引き続き推進
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった 【2 事務運営のプロセス】 おおむね適切であった おおむね有効であった	引き続き推進

		<p>おおむね効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 おおむね適切であった おおむね有効であった おおむね効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている</p>	引き続き推進
<b>政策目標2 適正かつ公平な課税の実現</b>			
13	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
<b>政策目標3 国の資産・負債の適正な管理</b>			
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p>	引き続き推進

		<p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	
17	庁舎及び宿舍の最適化の推進	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
18	国庫金の正確で効率的な管理	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p> <p>【5 政策評価の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
<b>政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持</b>			
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている</p>	引き続き推進
<b>政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展</b>			
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】</p>	引き続き推進

		<p>おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
<b>政策目標6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進</b>			
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった おおむね効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p> <p>【5 政策評価の改善策の提言】 提言がなされている</p>	引き続き推進
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった おおむね効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
26	アジア経済戦略の推進（新成長戦略）	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった おおむね有効であった おおむね効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
<b>財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標7～11）</b>			
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p>	引き続き推進

		<p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	
28	地震再保険事業の健全な運営	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 おおむね適切であった おおむね有効であった おおむね効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている</p>	引き続き推進
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった おおむね効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表12-4-(1)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31の目標を対象として評価を実施中（平成25年6月公表予定）。



表 12-3-イ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
<b>総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること</b>	
1	我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化、厳しい財政状況を踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化するとの方針を踏まえ、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む
2	我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に応えるため、税制の抜本的な改革に取り組む
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融資を活用するほか、「新成長戦略における国有財産の有効活用について」等を踏まえ、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進など国有財産の有効活用に取り組む
4	金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組み高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信認の維持に貢献する
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
<b>政策目標1 健全な財政の確保</b>	
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
8	必要な歳入の確保
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
<b>政策目標2 適正かつ公平な課税の実現</b>	
13	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築
<b>政策目標3 国の資産・負債の適正な管理</b>	
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
15	財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実
17	庁舎及び宿舍の最適化の推進
18	国庫金の正確で効率的な管理
<b>政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信認の維持</b>	
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
<b>政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展</b>	
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上
<b>政策目標6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進</b>	
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
26	アジア経済戦略の推進（新成長戦略）

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標7～11）	
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
28	地震再保険事業の健全な運営
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

(3) 租税特別措置等に係る1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表12-3-ウ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

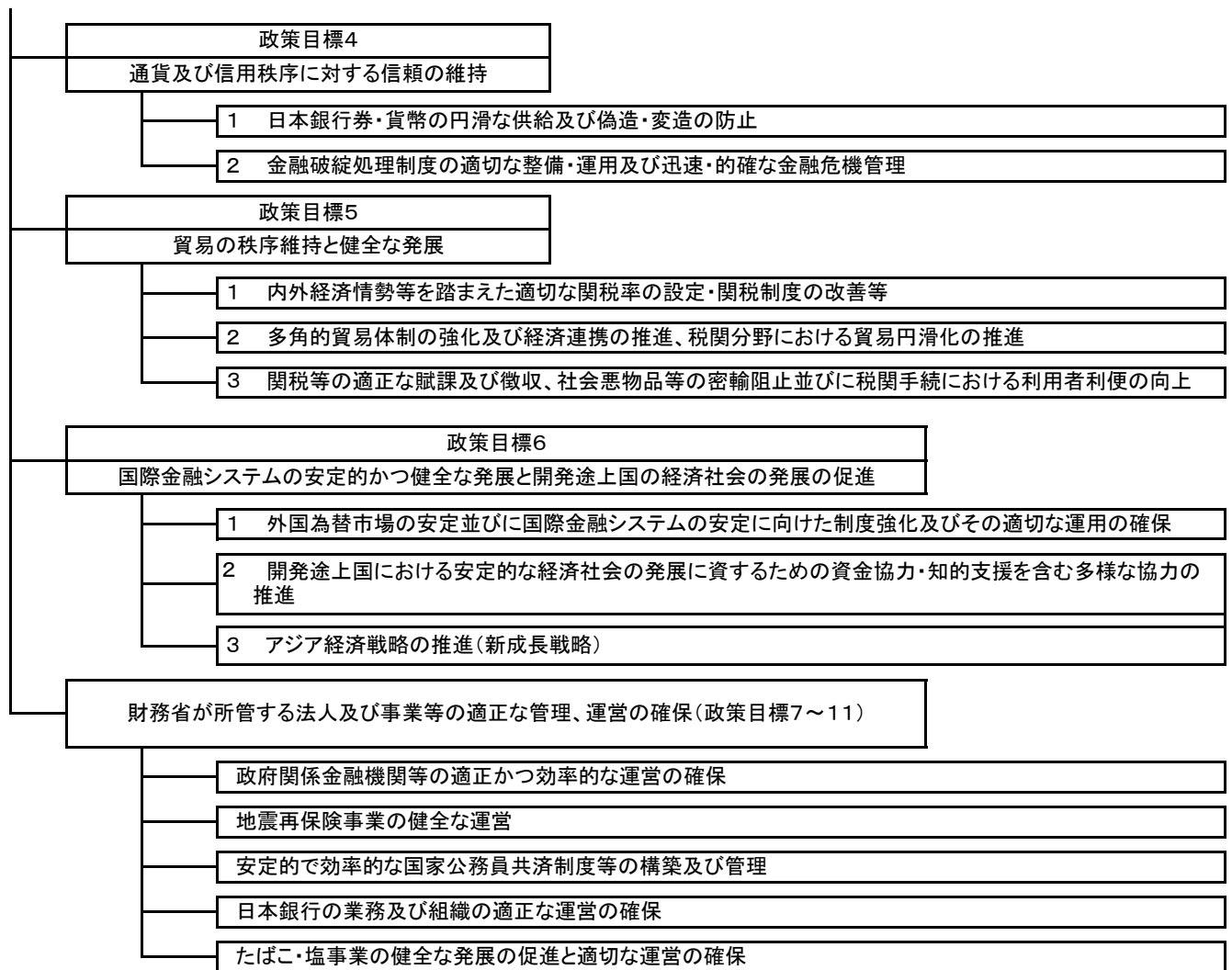
No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	必要性等、有効性等、相当性が認められる	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html))の表12-4-(2)参照。

## 政策体系(財務省)

※この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

使命	
納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。	
総合目標	
通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長及び社会保障改革とともに財政健全化を推進し、「財政運営戦略」に基づき、国・地方の基礎的財政収支について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化する等の財政健全化目標達成に向け、着実に財政状況の改善が図られるよう、歳出・歳入両面において最大限の努力を行う</li> <li>2 我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に応えるため、税制の抜本的な改革に取り組む</li> <li>3 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む</li> <li>4 金融システムの状態を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う</li> <li>5 我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する</li> <li>6 総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う</li> </ol>
政策目標1	健全な財政の確保
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進</li> <li>2 必要な歳入の確保</li> <li>3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保</li> <li>4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示</li> <li>5 地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行</li> <li>6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営</li> </ol>
政策目標2	適正かつ公平な課税の実現
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築</li> </ol>
政策目標3	国の資産・負債の適正な管理
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制</li> <li>2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底</li> <li>3 国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実</li> <li>4 庁舎及び宿舍の最適化の推進</li> <li>5 国庫金の正確で効率的な管理</li> </ol>



(注) 政策ごとの予算との対応については、財務省ホームページ  
[http://www.mof.go.jp/about\\_mof/mof\\_budget/policy/fy2012\\_budget/index.htm](http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/policy/fy2012_budget/index.htm) 参照

文部科学省



《文部科学省》

表 13-1 文部科学省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	文部科学省政策評価基本計画（平成20年3月31日決定） 平成22年3月31日一部改訂 平成23年3月31日一部改訂 平成24年3月30日一部改訂	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<p>○ 新規・拡充事業評価：毎年度、所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、法施行令第3条第1～5号に掲げられた政策を対象として、予算概算要求に先立って、事業ごとに事業評価を実施する。</p> <p>この場合、各事業評価の単位及び事業名を予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。</p> <p>なお、研究開発については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」等に基づいて事業評価を実施するものとする。</p> <p>○ 規制に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価を実施する。</p> <p>○ 租税特別措置等に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、平成22年度税制改正大綱において、「政策評価を厳格に行うこと」とされたことを踏まえ、法人税、法人事業税、法人住民税に係る租税特別措置を対象として、その要望ごとに、事業評価を実施する。</p> <p>○ その他の事前評価：所管行政に係る上記以外の税制及び財政投融资に関する事前評価については、必要に応じ、実施計画に定めるところにより、事業評価を実施する。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 実績評価：「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる所管行政に係る政策について、原則として毎年度、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けた進捗状況について、政策及び施策ごとに実績評価を実施するとともに、目標達成のために用いた政策手段（予算措置に基づく事務事業、規制、税制、財政投融资、独立行政法人の業務運営等）の実績等についても検証する。</p> <p>また、施策目標・達成目標の目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて実績評価を行う。</p> <p>○ 総合評価：所管行政に係る特定のテーマに関連する政策・施策等について、政策の実施後に総合評価を実施する。総合評価のテーマは、政策評価に関する有識者会議の助言を踏まえ決定する。</p> <p>○ その他の事後評価：上記のほか、事前評価を実施した政策の事後評価については、必要に応じ、実施計画の定めるところにより実施する。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果が、政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されるようにするため、政策評価審議官が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや評価結果の政策への反映を促進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保する。
	5 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口として、大臣官房政策課評価室がその任に当たることとし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。

実施計画の名称	平成 24 年度文部科学省政策評価実施計画（平成 24 年 3 月 30 日決定）	
実施計画の主な規定内容	<p>1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実績評価：政策体系の実現に向けて平成23年度に取り組んだ全ての施策を対象とする。</li> <li>○ 事業評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 研究開発に関する評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度予算において新規あるいは拡充を予定している事業のうち、法施行令第3条第1号及び2号に掲げられたものを対象とする。この場合、研究開発に関する評価の単位及び事業名を予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。</li> </ul> </li> <li>(2) 租税特別措置、財政投融资に関する評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に新設等を予定している租税特別措置のうち、法人税、法人事業税、法人住民税に係るものを対象とする。</li> <li>また、平成25年度に新設等を予定している財政投融资の対象事業のうち、社会的影響が大きいと想定されるものを対象とする。</li> </ul> </li> <li>(3) 規制に関する評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度中に新設又は改廃される法律又は政令に基づく規制を対象とする。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 総合評価：実績評価及び事業評価等で明らかになった個別の政策課題について必要に応じて評価対象とする。</li> </ul>
	<p>2 未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの)</p>	<p>該当する政策なし</p>
	<p>3 その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)</p>	<p>○ 実施計画に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>



表 13-2 文部科学省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
事前評価		事業評価方式： 7件 〔新規事業：6事業 拡充事業：1事業 〔表13-3-ア〕〕	25年度の新規・拡 充事業等として 実施することが 適当	7	評価結果を踏まえ、概算要求等に反 映した	7
		事業評価方式： 5件 (租税特別措置等) 〔表13-3-イ〕	税制改正を要望 することが適当	5	評価結果を踏まえ、税制改正要望を 行った	5
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式： 23施策目標 〔表13-3-ウ〕	目標の達成に向け て順調に進捗した	14	1 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める予 定） 【引き続き推進】	14
			目標の達成に向け ておおむね順調に進捗 したが、一部で課題 又は進捗に遅れがみ られた	9	2 評価結果を踏まえ、評価対象政 策の改善・見直しを行った（する こととした又はする予定） 【改善・見直し】	8
					3 その他 【その他】	1
			<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 概算要求に反映 21件 機構・定員要求に反映 11件 (うち、機構2件、定員11件) 〕			
	未着手 (法第7条第2項 第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項 第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の 政策 (法第7条第2項 第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

## 表 13-3 文部科学省における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 平成 25 年度予算概算要求に向けて、以下の 7 の新規・拡充事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「文部科学省事業評価書（平成 25 年度新規・拡充事業等）」として公表。

表 13-3-ア 新規・拡充事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	研究大学強化促進費（新規）
2	再生医療実現拠点ネットワークプログラム（拡充）
3	脳科学研究戦略推進プログラム（ブレイン・マシン・インターフェース（BMI）を用いた精神・神経疾患等の克服に向けた研究）（新規）
4	脳科学研究戦略推進プログラム（霊長類モデル動物の普及体制の整備）（新規）
5	南海トラフ広域地震防災研究プロジェクト（新規）
6	日本海地震・津波調査プロジェクト（新規）
7	地域防災能力育成支援研究事業（新規）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表13-4-(1)参照。  
2 本表の 7 事業は、研究開発事業である。

- (2) 租税特別措置等に係る 5 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 25 年度租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 13-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	子ども・子育て関連 3 法に伴う税制上の所要の措置
2	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
3	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
4	国立研究開発行政法人への寄附に係る税制措置
5	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表13-4-(2)参照。

### 2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成 24 年度においては、実績評価方式を用いて、「平成 24 年度文部科学省政策評価実施計画」に基づき、14 政策目標の下に掲げる 23 施策目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「文部科学省実績評価書（平成 23 年度実績）」として公表。

表 13-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
政策目標 1 生涯学習社会の実現			
1	教育改革に関する基本的な政策の推進等	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	改善・見直し

2	生涯を通じた学習機会の拡大	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	改善・見直し
<b>政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</b>			
3	青少年の健全育成	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
4	教育機会の確保のための支援づくり	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
<b>政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上</b>			
5	義務教育に必要な教職員の確保	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
<b>政策目標4 個性が輝く高等教育の振興</b>			
6	大学などにおける教育研究の質の向上	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	改善・見直し
7	大学などにおける教育研究基盤の整備	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
<b>政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進</b>			
8	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
<b>政策目標6 私学の振興</b>			
9	特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
<b>政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進</b>			
10	イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	改善・見直し
11	科学技術システム改革の先導	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
<b>政策目標8 原子力の安全の確保</b>			
12	原子力安全対策、核物質の防護及び環境放射能の把握	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	その他
<b>政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備</b>			
13	学術研究の振興	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
<b>政策目標10 科学技術の戦略的重点化</b>			
14	ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的課題等への取組	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
15	環境分野の研究開発の重点的推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
16	ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
17	原子力分野の研究・開発・利用の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
18	海洋分野の研究開発の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
<b>政策目標11 原子力事故による被害者の救済</b>			
19	原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
<b>政策目標12 スポーツの振興</b>			
20	生涯スポーツ社会の実現	目標の達成に向け	改善・見直し

		ておおむね順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	
<b>政策目標13 文化による心豊かな社会の実現</b>			
21	文化財の保存及び活用の充実	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	改善・見直し
22	日本文化の発信及び国際文化交流の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	改善・見直し
<b>政策目標14 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進</b>			
23	国際交流の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	改善・見直し

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表13-4-(3)参照。
- 2 「評価結果の反映状況」欄の「その他」としている政策は、今後、原子力規制委員会において取組方針の検討がなされるもの。

## 政策体系(文部科学省)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

文部科学省の使命  
教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

## 政策目標1 生涯学習社会の実現

施策目標1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等

施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大

施策目標1-3 地域の教育力の向上

施策目標1-4 家庭の教育力の向上

施策目標1-5 ICTを活用した教育・学習の振興

## 政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

施策目標2-1 確かな学力の育成

施策目標2-2 豊かな心の育成

施策目標2-3 青少年の健全育成

施策目標2-4 健やかな体の育成及び学校安全の推進

施策目標2-5 地域住民に開かれた信頼される学校づくり

施策目標2-6 魅力ある優れた教員の養成・確保

施策目標2-7 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進

施策目標2-8 教育機会の確保のための支援づくり

施策目標2-9 幼児教育の振興

施策目標2-10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

## 政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保

## 政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上

施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

## 政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

## 政策目標6 私学の振興

施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

## 政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進

施策目標7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成

施策目標7-2 イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興

施策目標7-3 科学技術システム改革の先導

施策目標7-4 科学技術の国際活動の戦略的推進

## 政策目標8 原子力の安全の確保

施策目標8-1 原子力安全対策、核物質の防護及び環境放射能の把握

政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備

施策目標9-1 学術研究の振興

施策目標9-2 科学技術振興のための基盤の強化

政策目標10 科学技術の戦略的重点化

施策目標10-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的課題等への取組

施策目標10-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-3 環境分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-5 原子力分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10-7 海洋分野の研究開発の推進

施策目標10-8 新興・融合領域の研究開発の推進

施策目標10-9 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

政策目標11 原子力事故による被害者の救済

施策目標11-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保

施策目標11-2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施

政策目標12 スポーツの振興

施策目標12-1 子どもの体力の向上

施策目標12-2 生涯スポーツ社会の実現

施策目標12-3 我が国の国際競技力の向上

政策目標13 文化による心豊かな社会の実現

施策目標13-1 芸術文化の振興

施策目標13-2 文化財の保存及び活用の充実

施策目標13-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

施策目標13-4 文化芸術振興のための基盤の充実

政策目標14 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

施策目標14-1 国際交流の推進

施策目標14-2 国際協力の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、文部科学省ホームページ

([http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2013/03/27/1287202\\_5.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2013/03/27/1287202_5.pdf))参照

厚生労働省





《厚生労働省》

表 14-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）（平成24年3月30日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年度から28年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<p>○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。</p> <p>○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個々の研究開発</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とされた研究開発</p> <p>(2) 個々の公共的な建設の事業</p> <p>公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業であって、</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>(3) 個々の政府開発援助</p> <p>ア 無償の資金供与による協力 当該資金供与の額が10億円以上となることを見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 有償の資金供与による協力 当該資金供与の額が150億円以上となることを見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(4) 規制の新設等を目的とする政策 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>(5) 租税特別措置等の新設、拡充又は延長 租税特別措置等のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税の新設、拡充又は延長を目的とする政策</p>
3 事後評価の対象等	<p>○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策体系に基づき対象とする政策 ローテーションで評価を実施するもののほか、以下のアからウまでに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。</p> <p>ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合</p> <p>イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を実施することが適切であると認められる場合</p> <p>    a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策</p> <p>    b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等</p> <p>ウ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合</p> <p>(2) 研究開発 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの</p> <p>(3) 公共事業 「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの</li> <li>・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの</li> </ul> <p>(5) 法第7条第2項第2号に規定する政策</p> <p>(6) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」等に基づき定められた成果重視事業</p> <p>(7) 租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税）</p> <p>(8) (1)から(7)までのほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施するもの</p> <p>○ 事後評価は、上記(1)の場合については実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式、(5)、(7)及び(8)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 評価結果は、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。</p> <p>○ 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策統括官付政策評価官室は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。</p>
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。</p>
<b>実施計画の名称</b>	<b>厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成24年度）（平成24年4月27日決定）</b>	
<b>実施計画の主な規定内容</b>	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：21の施策目標</p> <p>※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。</p> <p>○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した15の事業及び3の成果重視事業</p>
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	<p>○ 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p>
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	<p>○ 総合評価：施策目標のうち総合評価を実施することとされているもの</p> <p>○ 以下に掲げる政策等について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。</p> <p>(1) 指標のモニタリングの結果により評価の必要が生じた施策目標</p> <p>(2) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発</p> <p>(3) 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの</p> <p>(5) 政策評価官室が、政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室）と調整の上、定めた租税特別措置等</p>

表14-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：34件 (個別公共事業) 〔表14-3-ア〕	新規採択が妥当である	34	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	34	
	事業評価方式：28件 (研究開発) 〔表14-3-イ〕	新規採択が妥当である	28	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	28	
				〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 28件)		
	事業評価方式：11件 (規制) 〔表14-3-ウ〕	規制の新設又は改廃が妥当である	11	評価結果を踏まえ、法令改正により、規制の新設又は改廃を行うこととした（行うことを予定）	11	
事業評価方式：18件 (租税特別措置等) 〔表14-3-エ〕	妥当である	18	評価結果を踏まえ、評価対象の措置について、税制改正要望を行った	18		
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：21件 〔表14-3-オ〕	見直しの上増額	14	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	21
			見直しの上現状維持	5		
			見直しの上減額	2		
		〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 21件 機構・定員要求に反映 10件 うち、機構4件、定員8件)				
	事業評価方式：15件 (継続事業) 〔表14-3-カ〕	継続が妥当である	13	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	13	
		実施した事業は妥当	2	2 評価結果を踏まえ、今後も同様の施策に反映させる	2	
		〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 13件)				
	事業評価方式：3件 (成果重視事業) 〔表14-3-キ〕	目標の達成に向けて取組を進める	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
		実施した事業は妥当	2	2 評価結果を踏まえ、今後も同様の施策に反映させる	2	
		〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 1件)				
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	事業評価方式：20件 (個別公共事業（再評価）) 〔表14-3-ク〕	継続が妥当である	17	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた (進める予定) 【引き続き推進】	17	
		休止又は中止が妥当である	3	2 評価結果を踏まえ、当該政策を休止又は中止した（休止又は中止する予定） 【廃止、休止、中止】	3	

政策評価の対象 としようとした 政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	総合評価方式：6件 〔表14-3-ク〕	取組を引き続き推 進	6	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた(進める 予定) 【引き続き推進】	6
	事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表14-3-ケ〕	継続が妥当である	1	評価結果を踏まえ、評価対象の 施策について、引き続き当該措 置が必要である 【引き続き推進】	1
	事業評価方式：8 件 (個別公共事業(再評 価)) 〔表14-3-コ〕	継続が妥当である	7	1 評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進めた (進める予定) 【引き続き推進】	7
		休止又は中止が妥 当である	1	2 評価結果を踏まえ、当該政 策を休止・中止した(休止又 は中止する予定) 【廃止、休止、中止】	1
事業評価方式：573 件 (個別研究開発課題) 〔表14-3-サ〕	行政課題の解決に 貢献している	573	今後同種の政策の企画立案や 次期研究課題の実施に際し、反 映する予定である	573	

(注) 個別公共事業(再評価)のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。

表 14-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 新規採択を要求している公共事業の 34 の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 24 日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 14-3-ア 個別公共事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（17 地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（17（2）地区）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 14-4-(1) 参照。  
2 本表は平成 24 年度予算に係る事前評価の対象地区数であるが、地区数のうち、（ ）内は、23 年度予算に係るものであり内数。

- (2) 平成 25 年度予算概算要求を行う 28 の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 3 月 29 日に「厚生労働省の平成 25 年度研究事業に関する計画（概算要求前の評価）」として公表。

表 14-3-イ 個別研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業（27 事業）
2	基礎研究推進事業費（1 事業）

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 14-4-(2) 参照。

- (3) 規制の新設又は改廃に係る以下の 11 の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 5 月 16 日、5 月 23 日、5 月 31 日、6 月 6 日、9 月 24 日、12 月 7 日、25 年 2 月 27 日及び 3 月 13 日に「規制影響分析書」として公表。

表 14-3-ウ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（麻薬の指定）」について
2	「障害者雇用率等の見直し」について
3	「インジウム化合物等に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化」について
4	医薬品に関する広告制限の対象の追加（腎細胞癌治療薬「アキシチニブ」及びその製剤について）
5	毒物及び劇物指定令の改正（毒物及び劇物の指定並びに指定除外について）（2 件）
6	医薬品に関する広告制限の対象の追加（進行性悪性軟部腫瘍治療薬「パゾパニブ」、その塩類及びそれらの製剤並びに悪性神経膠腫治療薬「カルムスチン」及びその製剤について）
7	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（麻薬の指定）
8	予防接種による副反応報告制度の法定化
9	医薬品に関する広告制限の対象の追加（既治療の慢性リンパ性白血病治療薬「オフアツムマブ」及びその製剤、再発又は難治性の急性リンパ性白血病治療薬「クロファラビン」及びその製剤並びに治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌治療薬「レゴラフェニブ」及びその製剤について）
10	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（麻薬の指定）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 14-4-(3) 参照。  
 2 表中の ( ) の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(4) 租税特別措置等に係る 18 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 14-3-エ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長
2	高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長
3	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
4	中小企業者等の試験研究費に係る特別措置
5	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置
6	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設
7	社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し
8	社会保険診療報酬の所得計算の特例
9	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）
10	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
11	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置
12	雇用促進税制の拡充
13	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長・拡充
14	グローバルリターン・雇用維持特別減税措置の創設
15	生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置
16	商業・サービス中小企業活性化税制の創設
17	自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引き上げ
18	子ども・子育て関連 3 法に伴う税制上の所要の措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 14-4-(4) 参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成 24 年度においては、実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第 3 期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成 24 年度）」に基づき、21 の施策目標について評価を実施し、その結果を平成 24 年 10 月 11 日に「実績評価書」として公表。

表 14-3-オ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること（施策目標 I-1-1）	見直しの上増額	引き続き推進
2	感染症の発生・まん延の防止を図ること（施策目標 I-5-1）	見直しの上増額	引き続き推進
3	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること（政策目標 I-6-1）	見直しの上増額	引き続き推進

4	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること（施策目標Ⅰ－８－１）	見直しの上増額	引き続き推進
5	適正かつ安定的な医療保険制度を構築すること（施策目標Ⅰ－９－１）	見直しの上増額	引き続き推進
6	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること（施策目標Ⅰ－11－１）	見直しの上現状維持	引き続き推進
7	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること（施策目標：Ⅱ－１－１）	見直しの上増額	引き続き推進
8	労働条件の確保・改善を図ること（施策目標Ⅲ－１－１）	見直しの上現状維持	引き続き推進
9	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること（施策目標Ⅲ－６－１）	見直しの上減額	引き続き推進
10	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること（施策目標Ⅳ－３－１）	見直しの上増額	引き続き推進
11	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること（施策目標Ⅳ－４－１）	見直しの上現状維持	引き続き推進
12	多様な職業能力開発の機会を確保すること（施策目標Ⅴ－１－１）	見直しの上減額	引き続き推進
13	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること（施策目標Ⅵ－１－１）	見直しの上増額	引き続き推進
14	地域における子育て支援等施策の推進を図ること（施策目標Ⅵ－２－１）	見直しの上増額	引き続き推進
15	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供する。（施策目標Ⅵ－２－２）	見直しの上増額	引き続き推進
16	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること（施策目標Ⅵ－２－３）	見直しの上増額	引き続き推進
17	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること（施策目標Ⅶ－１－１）	見直しの上増額	引き続き推進
18	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備する（施策目標Ⅷ－１－１）	見直しの上増額	引き続き推進
19	年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること（施策目標Ⅸ－１－１）	見直しの上現状維持	引き続き推進
20	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること（施策目標Ⅸ－３－２）	見直しの上増額	引き続き推進
21	行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること（施策目標Ⅺ－１－１）	見直しの上現状維持	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)）の表14-4-(5)参照。

（２）事業評価方式を用いて、平成20年度に事業評価（事前評価）を実施した21年度予算概算要求に係る新規事業のうち、24年度における継続事業15事業を対象として評価を実施し、その結果を平成24年10月11日に「平成24年度事業評価書（事後）」として公表。

表 14-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	救急医療体制の基盤整備・強化	継続が妥当である	引き続き推進
2	女性医師就労支援事業、病院内保育事業	継続が妥当である	引き続き推進
3	新型インフルエンザ対策事業費（新型インフルエンザ関係機関連携事業経費）	継続が妥当である	引き続き推進
4	グローバル臨床研究体制整備事業	実施した事業は妥当	—
5	ナノマテリアルの有害性等の試験等	継続が妥当である	引き続き推進
6	円滑な職場復帰支援のための職場復帰等相談員の配置（現在はメンタルヘルス対策支援センター事業の一部）	継続が妥当である	引き続き推進
7	ふるさとハローワーク推進事業	継続が妥当である	引き続き推進
8	大都市圏における非正規労働者の就労支援体制の整備	継続が妥当である	引き続き推進
9	介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援事業	継続が妥当である	引き続き推進
10	若年者等試行雇用事業の実施	継続が妥当である	引き続き推進
11	地域生活定着促進事業	継続が妥当である	引き続き推進
12	福祉人材確保緊急支援事業	実施した事業は妥当	—
13	訪問看護支援事業	継続が妥当である	引き続き推進
14	認知症対策等総合支援事業	継続が妥当である	引き続き推進
15	昆虫媒介疾患対策事業	継続が妥当である	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 14-4-(6) 参照。

2 No. 4 及び 12 は、事業終了後の評価を実施したものである。

(3) 事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成24年度）」に基づき、3つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成24年10月11日に「平成24年度成果重視事業評価書」として公表。

表 14-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業	実施した事業は妥当	—
2	公的年金業務の業務・システム最適化事業	目標の達成に向けて取組を進める	引き続き推進
3	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	実施した事業は妥当	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 14-4-(7) 参照。

(4) 総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成24年度）」に基づき、6政策について評価を実施し、平成24年10月11日に「平成24年度総合評価書」として公表。

表 14-3-ク 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「国民に信頼される行政の実現」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
2	「省内事業仕分けの実施」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
3	「適切な人事評価と適材適所の人事の推進」について	取組を引き続き推進	引き続き推進



4	「職員の育成」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
5	「職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
6	「業務改善・効率化の取組の推進」について	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html))の表14-4-(8)参照。

- (5) 租税特別措置等に係る1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表14-3-ケ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	社会保険診療報酬の所得計算の特例	継続が妥当である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html))の表14-4-(9)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、事業採択後原則5年を経過した公共事業の28実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成24年9月24日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表14-3-コ 事業評価方式により事後評価した政策（公共事業の再評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業（17（1）地区）	継続が妥当である（15（1）地区） 休止又は中止が妥当である（2地区）	引き続き推進 15地区 休止 1地区 中止 1地区
2	水道水源開発等施設整備事業（11（1）地区）	継続が妥当である（9地区） 休止又は中止が妥当である（2（1）地区）	引き続き推進 9地区 休止 1地区 中止 1地区

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html))の表14-4-(10)参照。

2 本表は平成24年度予算にかかる再評価の対象地区数であるが、地区数のうち（ ）内は、23年度予算に係るものであり内数。

- (7) 事業評価方式を用いて、平成23年度に終了した573研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成25年3月29日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表14-3-サ 事業評価方式により事後評価した政策（終了時の個別研究開発課題）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	I 行政政策研究分野	行政政策（40課題）	政策課題の解決に貢献している
2		厚生労働科学特別研究（7課題）	
3	II 厚生科学基盤研究分野	先端的基盤開発（36課題）	
4		臨床応用基盤（33課題）	
5	III 疾病・障害対策研	成育疾患克服等次世代育成基盤（6課題）	

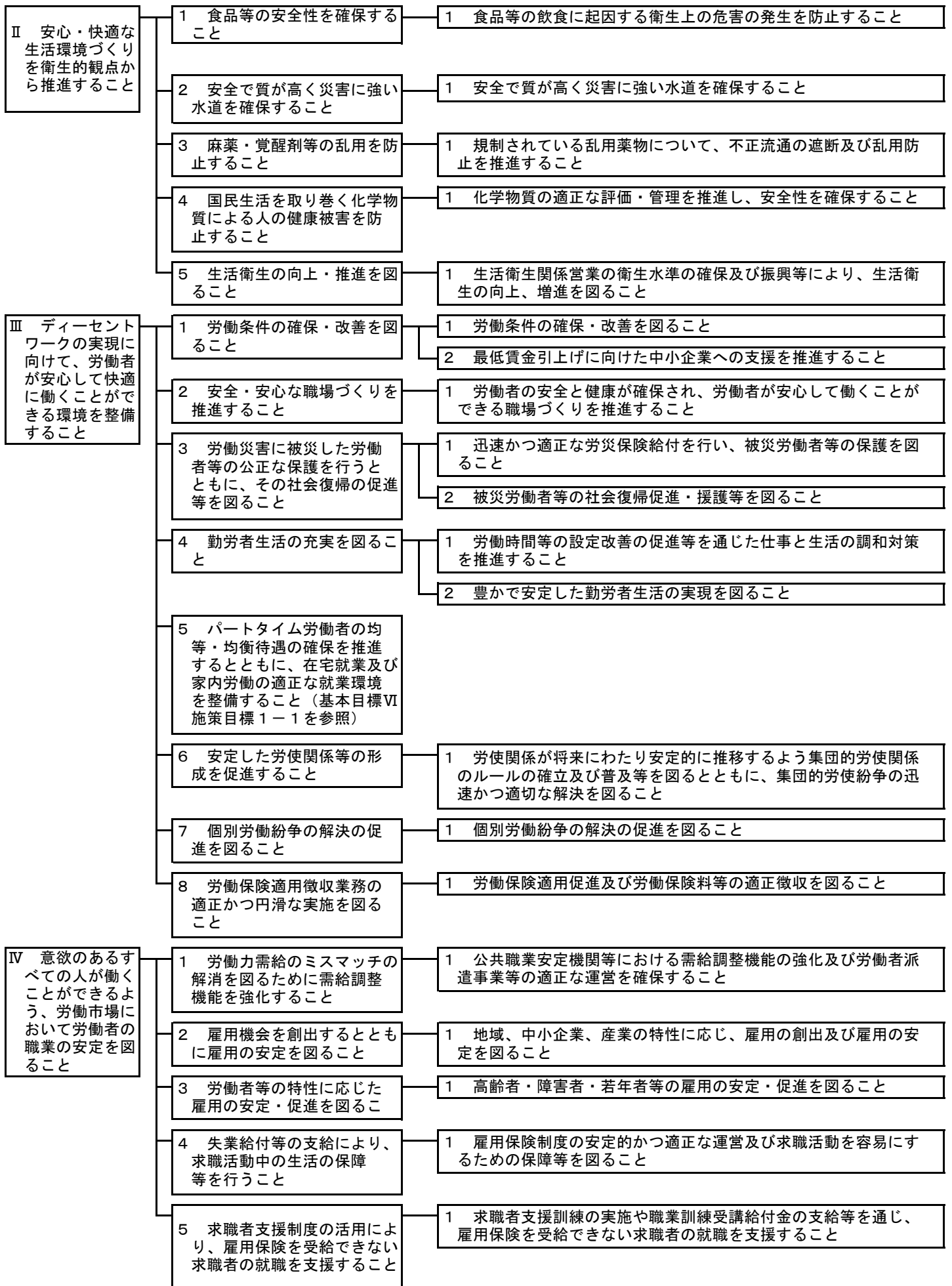
6	究分野	第3次対がん総合戦略（31 課題）		
7		生活習慣病・難治性疾患克服総合（210 課題）		
8		長寿・障害総合（52 課題）		
9		感染症対策総合（39 課題）		
10	IV 健康安全確保総合 研究分野	地域医療基盤開発推進（37 課題）		
11		労働安全衛生総合（6 課題）		
12		食品医薬品等リスク分析（71 課題）		
13		健康安全・危機管理対策総合（5 課題）		

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表14-4-(11)参照。

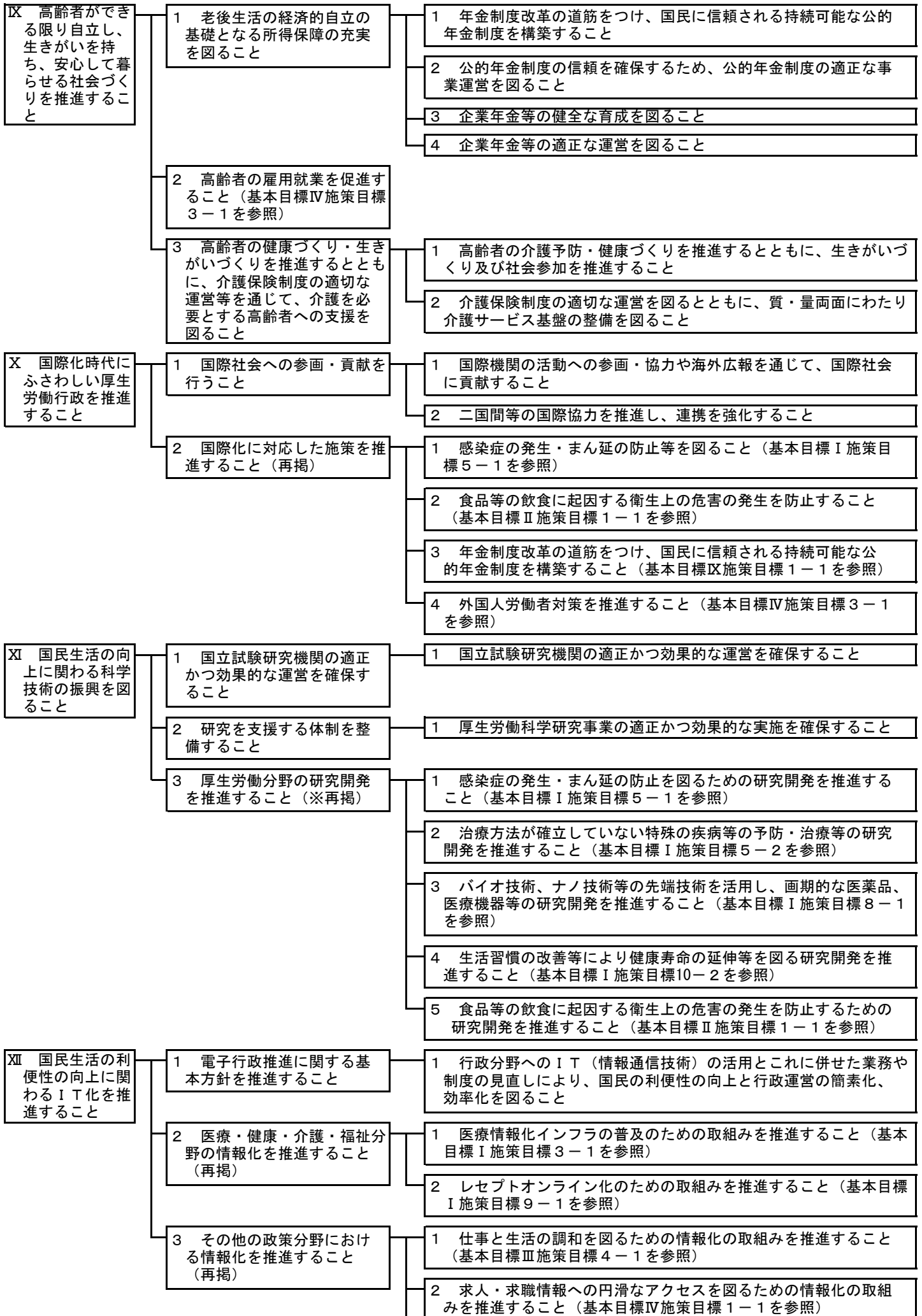
政策体系（厚生労働省）

※この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

基本目標	施策大目標	施策目標
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 2 医療従事者の資質の向上を図ること
	3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること 2 医療安全確保対策の推進を図ること
	4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること	1 政策医療を向上・均てん化させること
	5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること 3 適正な移植医療を推進すること 4 原子爆弾被爆者等を援護すること
	6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること 3 医薬品の適正使用を推進すること
	7 安全な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
	8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
	9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
	10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること 3 安全・安心な職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ施策目標2-1を参照） 4 母子保健衛生対策の充実を図ること（基本目標Ⅵ施策目標5-1を参照） 5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること（基本目標Ⅹ施策目標3-1を参照）
	11 健康危機管理を推進すること	1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること



V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること	1 多様な職業能力開発の機会を確保すること	1 多様な職業能力開発の機会を確保すること
	2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	1 若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること 2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること
	3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること	1 技能継承・振興のための施策を推進すること
VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進すること	1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること
	2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること 2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること 3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
	3 子ども及び子育て家庭を支援すること	1 子ども及び子育て家庭を支援すること
	4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること	1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること
	5 母子保健衛生対策の充実を図ること	1 母子保健衛生対策の充実を図ること
	6 ひとり親家庭の自立を図ること	1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること
VII ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること	1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
	2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
	3 災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること	1 災害に際し応急的な支援を実施すること
	4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること	1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること
	5 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること	1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと 2 戦没者の遺骨の帰還等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること 3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること 4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること
VIII 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること	1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること	1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること 2 障害者の雇用を促進すること（基本目標IV施策目標3-1を参照）



3 女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること（基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照）

XⅢ 国民に信頼されるときも、職員一人一人がやりがいをもって働くことができる体制を確立すること

1 情報発信、情報公開と効率的・効果的な業務運営を図ること

1 国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと

2 省内事業仕分けの実施等により、コスト意識・ムダ削減を徹底すること

2 職員の育成と職場環境の改善を図ること

1 次代の厚生労働行政を担う人物像に照らした適切な人事評価と前例にとられない適材適所の人事を推進すること

2 省に不足する能力の向上を図り、意欲と能力を兼ね備えた職員の育成を進めること

3 職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること

4 政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること

(注) 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/h24/dl/01.pdf>)参照





農林水産省



《農林水産省》

表 15-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日決定） 平成23年9月1日一部変更 平成24年4月19日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成22年度から26年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業評価（公共事業） 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。 なお、交付金に係る事業は対象としない。</li> <li>○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題</li> <li>・ 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度</li> </ul> </li> <li>○ 事業評価（規制） 法令により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策</li> <li>○ 事業評価（租税特別措置等） 租税特別措置等に係る政策のうち、法令により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに政策評価に関する基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策</li> </ul>
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全て</li> <li>○ 総合評価 実施計画において示すこととする。</li> <li>○ 事業評価（公共事業） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業</li> <li>(2) また、対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。</li> </ul> </li> <li>・ 完了後の評価 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。ただし、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施</li> </ul> </li> <li>○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題</li> <li>(2) また、対象となる研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。</li> <li>(3) 研究制度についても研究開発課題と同様に評価を行う。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 終了時の評価 以下の研究開発課題及び研究制度のうち総事業費 10 億円以上のものを対象とする。</li> <li>(1) 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題</li> <li>(2) 国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題</li> <li>(3) 研究制度</li> <li>○ 事業評価（租税特別措置等） 政策評価に関する基本方針により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策</li> </ul>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、規制の事前評価にあつては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあつては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況案を作成する。</li> <li>○ 大臣官房評価改善課（以下「評価改善課」という。）は、政策評価結果反映状況案について審査する。評価改善課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。</li> <li>○ 評価改善課は、評価結果の反映状況について審査をした後、それを農林水産省としての決定手続を経て、公表する。</li> <li>○ なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。</li> <li>○ また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には政策評価担当組織と予算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局との連携を強化する。</li> </ul>
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、評価改善課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。</li> </ul>
実施計画の名称	平成 24 年度農林水産省政策評価実施計画（平成 24 年 4 月 19 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実績評価：16 政策分野 2 成果重視事業</li> <li>○ 事業評価：公共事業（64 地区及び 66 事業） 2 研究課題 8 政策（租税特別措置等）</li> <li>○ 総合評価：1 課題</li> </ul>
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに区分されるもの）	○ 未了：公共事業（15 地区及び 5 事業）
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 15-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数						
事前評価	事業評価方式：18公共事業（108事業実施地区） <24年度新規地区採択要求事業：7地区> [表15-3-ア] <25年度事業着手要求事業：101地区> [表15-3-イ～カ]	事業着手又は新規地区採択は妥当	108	評価結果を踏まえ、概算要求又は新規採択を行う	108					
				<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 22件）						
				事業評価方式：7研究開発課題 [表15-3-キ]	新規実施は妥当	7	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	7		
							<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 7件）			
				事業評価方式：1研究制度 [表15-3-ク]	新規実施は妥当	1	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	1		
<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 1件）										
事業評価方式：1件（規制） [表15-3-ケ]	規制の新設・改正は妥当	1	評価結果を踏まえ、改正案のとおり閣議決定した	1						
事業評価方式：14件（租税特別措置等） [表15-3-コ]	税制改正要望を行うことは妥当	14	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	14						
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：16政策分野 [表15-3-サ]	計画変更の上、継続が妥当	16	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成25年度概算要求等に反映した 【改善・見直し】	16				
					政策の重点化等		16			
					政策の一部の廃止、休止又は中止		5			
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 16件）					
					実績評価方式：2成果重視事業 [表15-3-シ]		目標の達成に向けて順調に進捗等	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進する 【引き続き推進】	1
									今後、成果の検証を実施等	
					事業評価方式（期中）：9公共事業（49事業実施地区） [表15-3-ス～タ]		継続が妥当	34	1 評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】	34
									2 評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	
					事業評価方式（完了後）：35公共事業（179事業実施地区） [表15-3-チ～ト]		実施は妥当	179	評価結果を踏まえ、今後の改善方針を策定する	
									179	
事業評価方式：5研究開発課題 [表15-3-ナ]	予想以上の成果をあげた	5	評価結果を今後の研究開発課題の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の	5						

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
	事業評価方式：22租税特別措置等 〔表15-3-ニ〕	継続が妥当	22 普及・実用化を推進する 評価結果を踏まえ、引き続き継続する方針とした 【引き続き推進】
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式（期中）： 6公共事業（103事業実施地区） 〔表15-3-ス～タ〕	継続が妥当	93 1 評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】
		計画変更の上、継続が妥当	7 2 評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】
		計画変更の上、年度内に完了が妥当	1 3 評価結果を踏まえ、中止する 【廃止、休止、中止】
		中止が妥当	2 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 9件)
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	事業評価方式：1研究制度 〔表15-3-ヌ〕	概ね目的を達成した	1 評価結果を今後の研究開発課題の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の普及・実用化を推進する

- (注) 1 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものは、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものは、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものは、「実施計画期間内の評価対象政策」欄に、それぞれ掲載している。
- 2 「平成24年度農林水産省政策評価実施計画」では、1政策について総合評価方式により評価することとしていたが、評価に遅れが生じているため平成25年度に評価を実施する。
- 3 「平成23年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、研究開発課題3課題について平成23年度に事後評価を実施したが、評価書の公表が平成24年4月となったため、平成24年度評価実施件数に含めて記載している。
- また、「平成24年度農林水産省政策評価実施計画」で、研究開発課題2課題を事後評価対象課題として定めており、平成24年度評価実施件数に含めて記載している。
- 4 事後評価のうち、その他の政策とした研究制度1制度については、予定より事業終了年度が早まったことにより、法第7条第2項第3号に該当するものとして、平成24年度に評価を実施した。

表 15-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度に新規地区採択を要求している以下の 3 事業 (7 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 2 月 26 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業補助事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-ア 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策 (農業農村整備事業補助事業)

No.	評価対象政策
1	農業競争力強化基盤整備事業 (補助) (5 地区)
2	農業水利施設保全合理化事業 (補助) (1 地区)
3	農村地域防災減災事業 (補助) (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 15-4-(1) 参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度に事業着手を要求している以下の 3 事業 (15 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日及び 25 年 1 月 29 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-イ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策 (国営土地改良事業)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業 (直轄) (11 地区)
2	国営農地再編整備事業 (直轄) (3 地区)
3	国営総合農地防災事業 (直轄) (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 15-4-(2) 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度に新規地区採択を要求している以下の 4 事業 (43 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 5 月 15 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業補助事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-ウ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	農業競争力強化基盤整備事業 (補助) (24 地区)
2	農業水利施設保全合理化事業 (補助) (8 地区)
3	震災対策農業水利施設整備事業 (補助) (4 地区)
4	農村地域防災減災事業 (補助) (7 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 15-4-(3) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度に事業着手及び新規地区採択を要求している以下の 5 事業 (28 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日、平成 25 年 3 月

29日及び5月15日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の事前評価）」として公表。

表 15-3-エ 事業着手及び新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策（林野公共事業）

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業（直轄）（3地区）
2	民有林直轄治山事業（直轄）（2地区）
3	民有林補助治山事業（補助）（2地区）
4	森林環境保全整備事業（直轄）（18地区）
5	水源林造成事業（独法）（3地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)）の表15-4-(4)参照。

（5）事業評価方式を用いて、平成25年度に事業着手を要求している以下の1事業（4地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「平成24年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表。

表 15-3-オ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（4地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)）の表15-4-(5)参照。

（6）事業評価方式を用いて、平成25年度に新規地区採択を要求している以下の5事業（11地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成25年5月15日に「平成24年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表。

表 15-3-カ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	水産流通基盤整備事業（補助）（5地区）
2	漁港施設機能強化事業（補助）（1地区）
3	水産環境整備事業（補助）（1地区）
4	水産生産基盤整備事業（補助）（3地区）
5	海岸保全施設整備事業（補助）（1地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)）の表15-4-(6)参照。

（7）事業評価方式を用いて、平成25年度において新規実施等を予定している総事業費10億円以上のプロジェクト研究開発課題7課題を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「研究開発の事業評価書（事前評価）」として公表。

表 15-3-キ 新規実施を予定しているプロジェクト研究課題を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	農林水産資源を活用した新需要創出プロジェクト
2	国産農産物の革新的低コスト実現プロジェクト
3	水産業再生プロジェクト
4	再生可能エネルギープロジェクト



5	気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト
6	食品の安全性と動物衛生の向上のためのプロジェクト
7	ゲノム情報を活用した農畜産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表15-4-(7)参照。

- (8) 事業評価方式を用いて、平成25年度において新規実施を予定している総事業費10億円以上の1つの研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「研究開発の事業評価書（事前評価）」として公表。

表15-3-ク 新規実施を予定している研究制度を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表15-4-(8)参照。

- (9) 規制の新設又は改廃に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年3月1日に「規制の事前評価書」として公表。

表15-3-ケ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に基づく特定増殖事業を行う場合の手続の特例

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表15-4-(9)参照。

- (10) 租税特別措置等に係る以下の14政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表15-3-コ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	特定農産加工品生産設備等の特別償却（米穀の新用途への利用の促進に関する法律）
2	農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取得した場合の課税の特例
3	特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村として指定された地区）
4	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
5	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長
6	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長
7	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長（奄美群島）
8	技術研究組合の所得計算の特例
9	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
10	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
12	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置
13	商業・サービス中小企業活性化税制
14	農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表15-4-(10)参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定の政策分野について評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 24 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを 20 政策分野に分類し、そのうち以下の 16 の政策分野について評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 23 年度実施政策の評価書」として公表。

表 15-3-3 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	食の安全と消費者の信頼の確保	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
2	国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
3	食品産業の持続的な発展	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
4	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
5	優良農地の確保と有効利用の促進	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
6	農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
7	持続可能な農業生産を支える取組の推進	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
8	農業・農村における 6 次産業化の推進	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
9	都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
10	農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
11	森林の有する多面的機能の発揮	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
12	林業の持続的かつ健全な発展	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
13	林産物の供給及び利用の確保	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
14	水産資源の回復	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
15	漁業経営の安定	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
16	漁村の健全な発展	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 15-4-(11) 参照。

(2) 実績評価方式を用いて、「平成 24 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の 2 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 23 年度の成果重視事業に係る評価書」として公表。

表 15-3-シ 実績評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	成果重視事業バイオ燃料技術実証事業	今後、成果の検証を実施等	—
2	成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業	目標の達成に向けて順調に進捗等	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 15-4-(12) 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過した時点で継続中の事業又は事業採択後 10 年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から 5 年を経過した以下の 1 事業（7 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「公共事業の事業評価 [期中の評価]（国営土地改良事業等再評価）評価書」として公表。

表 15-3-ス 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業（直轄）（7 地区）	継続が妥当（6 地区） 計画変更の上、継続が妥当（1 地区）	引き続き推進（6 地区） 改善・見直し（1 地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 15-4-(13) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業及び事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した以下の 2 事業（9 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 25 年 5 月 15 日に「公共事業の事業評価（農業農村整備事業等補助事業の期中の評価）」として公表。

表 15-3-セ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	農業競争力強化基盤整備事業（補助）（6 地区）	継続が妥当（6 地区）	引き続き推進（6 地区）
2	農地保全事業（補助）（3 地区）	継続が妥当（3 地区）	引き続き推進（3 地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 15-4-(14) 参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業、事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した事業又は事業計画の変更を行うこととしたため、期中の評価を実施することとした以下の 5 事業（37 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日及び 25 年 5 月 15 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の期中の評価）」として公表。

表 15-3-ソ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国有林直轄治山事業（直轄）（1地区）	継続が妥当（1地区）	引き続き推進（1地区）
2	民有林直轄治山事業（直轄）（2地区）	継続が妥当（1地区） 計画変更の上、継続が妥当（1地区）	引き続き推進（1地区） 改善・見直し（1地区）
3	直轄地すべり防止事業（直轄）（2地区）	計画変更の上、継続が妥当（2地区）	改善・見直し（2地区）
4	水源林造成事業（独立行政法人事業）（27地区）	継続が妥当（18地区） 計画変更の上、継続が妥当（9地区）	引き続き推進（18地区） 改善・見直し（9地区）
5	民有林補助治山事業（補助）（5地区）	継続が妥当（3地区） 計画変更の上、継続が妥当（2地区）	引き続き推進（3地区） 改善・見直し（2地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)）の表15-4-(15)参照。

（6）事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了の事業、事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業及び漁業情勢の変化等により見直しが生じた以下の4事業（99地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成24年9月7日及び25年5月15日に「平成24年度水産関係公共事業の期中評価書」として公表。

表 15-3-タ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（7地区）	継続が妥当（1地区） 計画変更の上、継続が妥当（6地区）	引き続き推進（1地区） 改善・見直し（6地区）
2	水産流通基盤整備事業（補助）（43地区）	継続が妥当（40地区） 計画変更の上、継続が妥当（1地区） 計画変更の上、24年度で完了が妥当（1地区） 中止が妥当（1地区）	引き続き推進（40地区） 改善・見直し（2地区） 中止（1地区）
3	水産環境整備事業（補助）（1地区）	継続が妥当（1地区）	引き続き推進（1地区）
4	水産生産基盤整備事業（補助）（48地区）	継続が妥当（47地区） 中止が妥当（1地区）	引き続き推進（47地区） 中止（1地区）

	地区)	
--	-----	--

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表15-4-(16)参照。

- (7) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね5年を経過した総事業費10億円以上の8事業(17地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「公共事業の事業評価書(国営土地改良事業等の完了後の評価)」として公表。

表15-3-チ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業(直轄)(6地区)
2	畑地帯総合土地改良パイロット事業(直轄)(2地区)
3	国営農用地再編整備事業(直轄)(2地区)
4	国営総合農地防災事業(直轄)(1地区)
5	直轄地すべり対策事業(直轄)(3地区)
6	直轄海岸保全施設整備事業(直轄)(1地区)
7	農用地総合整備事業(独立行政法人事業)(1地区)
8	水資源機構かんがい排水事業(独立行政法人事業)(1地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表15-4-(17)参照。

- (8) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の14事業(86地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成25年5月15日に「公共事業の事業評価書(農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価)」として公表。

表15-3-ツ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業(補助)(5地区)
2	経営体育成基盤整備事業(補助)(19地区)
3	畑地帯総合整備事業(補助)(11地区)
4	農道整備事業(補助)(9地区)
5	農業集落排水事業(補助)(11地区)
6	農村総合整備事業(補助)(2地区)
7	農村振興総合整備事業(補助)(5地区)
8	中山間地域総合整備事業(補助)(10地区)
9	農地防災事業(補助)(2地区)
10	農地保全事業(補助)(1地区)
11	農村環境保全対策事業(補助)(1地区)
12	海岸環境整備事業(農地)(補助)(2地区)
13	草地畜産基盤整備事業(補助)(4地区)
14	畜産環境総合整備事業(補助)(4地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表15-4-(18)参照。

- (9) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の7事業(43地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成24年9月7日及び25年5月15日に「公共事業の事業評価書(林野公共事業の完了後の評価)」として公表。

表 15-3-テ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業（直轄）（2地区）
2	民有林直轄治山事業（直轄）（4地区）
3	森林環境保全整備事業（直轄）（3地区）
4	緑資源幹線林道事業（独立行政法人事業）（1地区）
5	民有林補助治山事業（補助）（11地区）
6	森林環境保全整備事業（補助）（6地区）
7	森林居住環境整備事業（補助）（16地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)）の表15-4-(19)参照。

- (10) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 5 事業（33 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 25 年 5 月 15 日に「公共事業の事業評価書（水産関係公共事業の完了後の評価）」として公表。

表 15-3-ト 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	地域水産物供給基盤整備事業（補助）（9地区）
2	広域水産物供給基盤整備事業（補助）（5地区）
3	海岸保全施設整備事業（補助）（5地区）
4	海岸環境整備事業（補助）（4地区）
5	漁村総合整備事業（補助）（10地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)）の表15-4-(20)参照。

- (11) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度末及び平成 25 年度末をもって終了する総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 5 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 4 月 6 日及び平成 25 年 3 月 29 日に「研究開発の事業評価書」として公表。

表 15-3-ナ 研究課題を対象として事後評価した政策（終了時）

No.	評価対象政策
1	鳥インフルエンザ、BSE、口蹄疫等の効率的なリスク低減技術の開発
2	生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発
3	新農業展開ゲノムプロジェクト
4	農林水産物・食品の機能性等を解析・評価するための基盤技術の開発
5	生物の光応答メカニズムの解明と省エネルギー、コスト削減技術の開発

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)）の表15-4-(21)参照。

- (12) 「平成 24 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、租税特別措置等に係る以下の 22 政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 15-3-2 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
2	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
3	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
4	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業）	継続が妥当	引き続き推進
5	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
6	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
7	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
8	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
9	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
10	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（林地保有の合理化）	継続が妥当	引き続き推進
12	転廃業助成金等に係る課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
13	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
14	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
15	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
16	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
17	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
18	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
19	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
20	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
21	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
22	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 15-4-(22) 参照。

- (13) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度末をもって終了する総事業費 10 億円以上の 1 つの研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 3 月 29 日に「研究制度の事業評価書」として公表。

表 15-3-3 研究制度を対象として事後評価した政策（終了時）

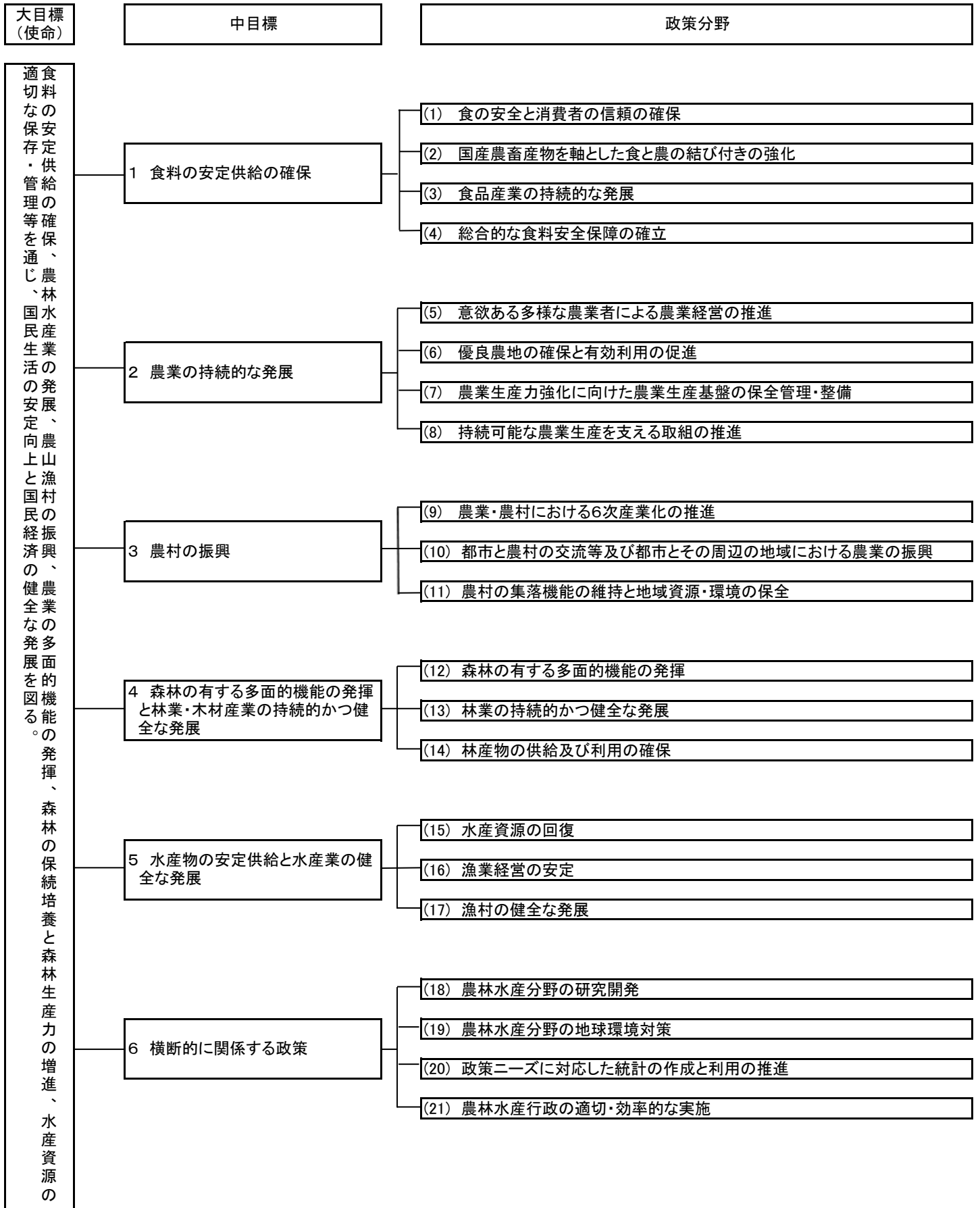
No.	評価対象政策
1	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 15-4-(23) 参照。

別表

政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ([http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/24seisaku\\_yosan.pdf](http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/24seisaku_yosan.pdf))参照



經濟産業省



＜経済産業省＞

表 16-1 経済産業省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	経済産業省政策評価基本計画（平成14年3月29日策定） 平成16年4月1日変更 平成17年4月1日改正 平成18年3月31日改正 平成19年3月28日変更 平成19年8月31日変更 平成19年9月26日変更 平成22年6月1日変更 平成23年6月27日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 原則として、法第9条及び法施行令第3条に掲げる政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制、租税特別措置等）を対象とし、事業評価を実施する。
	3 事後評価の対象等	○ 経済産業省の政策体系に掲げる政策について、成果目標及び目標達成度を把握するための指標を設定し、原則として毎年度、成果目標の達成に向けた進捗状況又は達成度合について実績評価を実施する。具体的な実施方針は、毎年度、経済産業省事後評価実施計画において明らかにする。 ○ 「政策評価に関する基本方針」において事後評価の対象政策として基本計画に定めることとされた租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うもの）に係る政策については、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」に基づき事後評価を実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。
実施計画の名称	平成24年度経済産業省事後評価実施計画（平成24年3月30日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事後評価の対象：政策の柱を「経済成長」「対外経済政策」「資源エネルギー・環境政策」「取引・経営の安心」「生命・身体の安全」の5つに集約し、その全てを対象とする。 ○ 事後評価の方法：評価対象となる政策を主管する局等の長は、可能な限り定量的な方法で評価を行うことを基本とし、これが難しい場合には客観的な事実等を用いながら評価を行う。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 16-2 経済産業省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の 内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況 の内訳別件数	
事前評価	事前評価：5件 (租税特別措置等：29件) 〔表 16-3-ア〕	実施することが 妥当	5	評価結果を踏まえ、評価対象施策 を実施することとした 5 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 5件 機構・定員要求に反映 5件 (うち、機構3件、定員5件) 〕	
	事前評価：4件 (規制) 〔表 16-3-イ〕	規制の新設・ 改廃は妥当	4	評価結果を踏まえ、規制の新設又 は改廃を行うこととした 4	
	事業評価方式：3件 (公共事業) 〔表 16-3-ウ〕	実施すること が妥当	3	評価結果を踏まえ、評価対象施策 を実施することとした 3 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 3件)	
事後評価	実施計画期 間内の評価 対象政策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式：5件 〔表 16-3-エ〕	5	事業の一部改 善・見直しを 行った上で、 引き続き実施 することが妥 当	評価結果を踏まえ、評価対象施策 の改善・見直しを行った（するこ ととした又はする予定） 【改善・見直し】 政策の重点化等 5 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 5件 機構・定員要求に反映 5件 (うち、機構3件、定員5件) 〕
				事業の継続が 妥当	1
	未着手 (法第7条第2項 第2号イ)	該当する政策なし	—	—	
	未了 (法第7条第2項 第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	
	その他の政 策 (法第7条第2項 第3号)	該当する政策なし	—	—	

表 16-3 経済産業省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成 25 年度予算概算要求等に当たり、以下の 5 政策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度政策評価（事前評価・事後評価）」として公表。

表 16-3-ア 新規施策を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	経済成長
2	対外経済政策
3	資源エネルギー・環境政策
4	取引・経営の安心
5	生命・身体の安全

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表16-4-(1)参照。

2 表16-3-アに掲げる政策に含まれる租税特別措置等については以下29件。

No.	評価対象政策
	<b>1 経済成長</b>
1	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置
2	ベンチャー企業の事業拡大に係る税制優遇措置の創設
3	創業時の登録免許税及び印紙税の課税免除措置の創設
4	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置
5	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価 T O B に応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等
6	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
7	技術研究組合の所得計算の特例
8	非居住者等が受け取る振替社債の利子等に係る非課税化の恒久化
9	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大（拡充）
10	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用
11	車体課税の抜本的見直し（自動車税のグリーン化関連）
12	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
13	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置
	<b>2 対外経済政策</b>
—	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置（再掲）
—	非居住者等が受け取る振替社債の利子等に係る非課税化の恒久化（再掲）
	<b>3 資源エネルギー・環境政策</b>
14	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設
15	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
16	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（グリーン投資減税）
17	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例
18	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置
19	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
20	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
21	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置

—	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置（再掲）
	<b>4 取引・経営の安心</b>
22	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し
23	小規模会社の非上場株式等についての課税価格の計算の特例
24	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減
25	保険会社等の異常危険準備金の延長
26	中小企業者等の法人税率の特例
27	商業・サービス中小企業活性化税制
28	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充
29	少額償却資産の固定資産税の課税客体からの除外措置
—	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置（再掲）

(2) 規制の新設又は改廃に係る政策について評価を行い、その結果を平成 24 年 5 月 16 日、5 月 28 日及び 25 年 2 月 15 日に「事前評価書」として公表。

表 16-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	ワシントン条約対象貨物の携帯品特例に関する輸出規制の見直し
2	国際的な枠組みにおける合意に基づく輸出規制対象範囲の改正等
3	工場立地法の規制対象業種の見直し
4	エネルギー消費効率の向上を義務付ける対象品目の追加を行う規制の影響

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 16-4-(2) 参照。

(3) 「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成 25 年度予算概算要求等に当たり、以下の工業用水道事業 3 事業について事前評価を実施し、その結果を平成 25 年 4 月 7 日に「平成 24 年度事前評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 16-3-ウ 工業用水道事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	工業用水道事業（3 事業）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 16-4-(3) 参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 24 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、以下の 5 政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度政策評価（事前評価・事後評価）」として公表。

表 16-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	経済成長	事業の一部改善・見	改善・見直し

		直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	
2	対外経済政策	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し
3	資源エネルギー・環境政策	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し
4	取引・経営の安心	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し
5	生命・身体の安全	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表16-4-(4)参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、「平成 24 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、工業用水道事業について事後評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

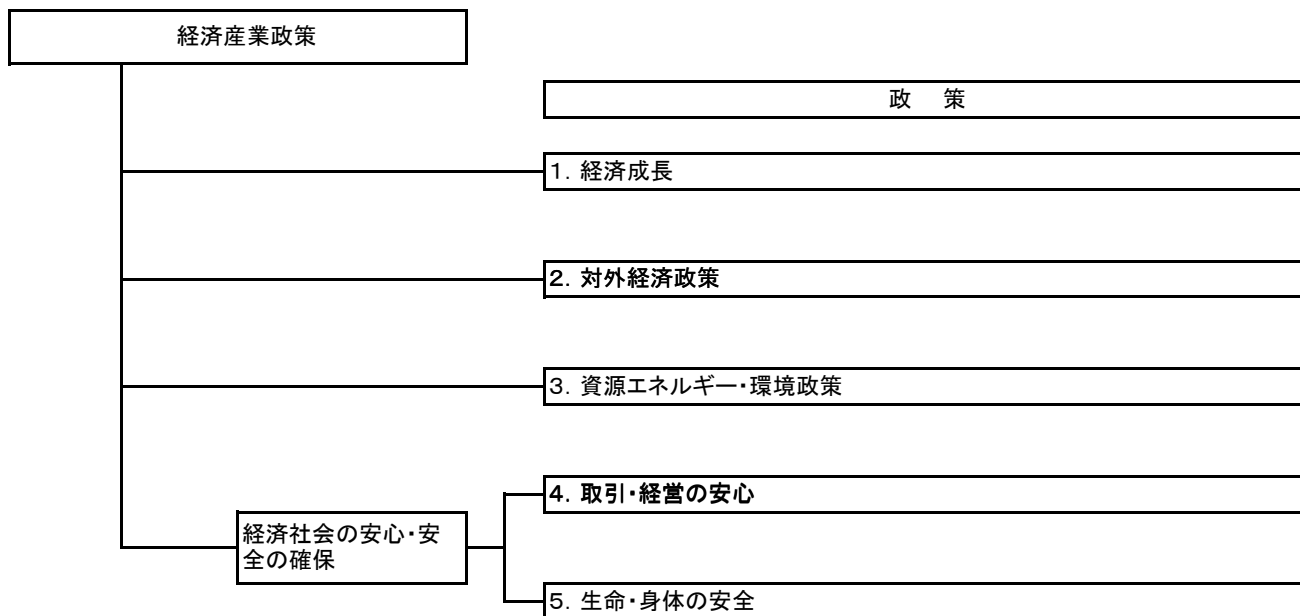
表 16-3-オ 工業用水道事業を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	工業用水道事業	事業の継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表16-4-(5)参照。

### 政策体系(経済産業省)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、経済産業省ホームページ([http://www.meti.go.jp/main/yosan2013/seisaku\\_01.pdf](http://www.meti.go.jp/main/yosan2013/seisaku_01.pdf))参照



国土交通省



《国土交通省》

表 17-1 国土交通省の政策評価に関する計画の策定状況

<p>基本計画の名称</p>	<p>国土交通省政策評価基本計画（平成14年3月22日策定）                  平成15年3月27日変更 平成15年7月15日変更 平成15年10月10日変更 平成16年7月30日変更                  平成17年7月29日変更 平成18年8月4日変更 平成19年3月30日変更 平成19年8月10日変更                  平成19年10月1日変更 平成21年3月31日変更 平成22年3月29日変更 平成22年7月23日変更                  平成23年9月30日変更 平成24年9月7日最終変更</p>		
<p>基本計画の主な規定内容</p>	<p>1 計画期間 2 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成21年度から25年度までの5年間</p> <p>○ 政策アセスメント（事業評価方式）                  以下に該当する施策等のうち社会的影響の大きいものは必要に応じ政策アセスメントの対象とする。ただし、個別公共事業の新規事業採択時評価、個別研究開発課題の事前評価、規制の事前評価及び租税特別措置等に係る事前評価の対象は除く。                  ア 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。）                  イ 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの</p> <p>○ 個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）                  国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。                  ア 直轄事業                  イ 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。以下同じ。）                  ウ 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、イに該当するものを除く。以下同じ。）</p> <p>○ 個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）                  研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</p> <p>○ 規制の事前評価（事業評価方式）                  法律又は政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする施策等を対象とする。</p> <p>○ 租税特別措置等に係る事前評価（事業評価方式）                  法施行令第3条第7号及び第8号に規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。</p>	
	<p>3 事後評価の対象等</p>	<p>○ 政策チェックアップ（実績評価方式）                  国土交通省の主要な行政目的に係る政策に関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの政策目標を設定する。その上で、政策を実現するための具体的な施策に関して、施策目標を明らかにし、政策チェックアップを施策目標の単位で実施する。</p> <p>○ 政策レビュー（総合評価方式）                  以下の基準等に基づいて選定するテーマを政策レビューの対象とする。                  ア 国土交通省の政策課題として重要なもの                  イ 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの                  ウ 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの                  エ 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの</p> <p>○ 個別公共事業の再評価（事業評価方式）                  国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 直轄事業</li> <li>イ 独立行政法人等施行事業</li> <li>ウ 補助事業等</li> <li>○ 個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。</li> <li>ア 直轄事業</li> <li>イ 独立行政法人等施行事業</li> <li>ウ 補助事業等</li> <li>○ 個別研究開発課題の中間評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</li> <li>○ 個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</li> <li>○ 租税特別措置等に係る事後評価（事業評価方式） 基本方針 I 5カに規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。</li> <li>○ 法律により事後評価の実施が義務付けられた計画等 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第6条第1項の全国計画、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第3項第2号の規定によりその概要が同法第2条第1項の社会資本整備重点計画に定められた社会資本整備事業、及び住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第1項の全国計画については、政策チェックアップ又は政策レビューの手法により政策評価を実施する。 政策チェックアップによる場合は、実施計画において、評価対象に係る具体的な業績指標等及び業績目標を設定する。政策レビューによる場合は、実施計画において、評価対象をテーマとして設定する。</li> </ul>	
4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各局等は、評価結果を予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の企画立案作業における重要な情報として、適切に活用する。また、基本的方針等の策定に当たっても、評価結果を有用な情報として活用する。	
5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネットにより政策評価に関する情報を公表する場合は、電子メールによる意見等の受付アドレスを記載するなど、政策評価に関する国民からの意見等の提出の機会を確保するように努める。</li> <li>○ 提出された意見等については、国土交通省内における各局等への通知、意見等の概要やそれへの対応状況・考え方等に関する第三者の意見を聴取する場への報告等を行うとともに、可能な限り回答を行うなど適切な対応に努める。</li> </ul> <p>また、政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるため、政策統括官（政策評価）及び各局等の政策評価担当窓口を公表する。</p>	
実施計画の名称	平成 24 年度国土交通省事後評価実施計画（平成 23 年 9 月 30 日策定） 平成 24 年 3 月 30 日変更 平成 24 年 9 月 7 日最終変更	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策チェックアップ：13の政策目標に係る政策</li> <li>○ 政策レビュー：12テーマ</li> <li>○ 個別公共事業の再評価：243事業</li> <li>○ 個別公共事業の完了後の事後評価：67事業</li> <li>○ 個別研究開発課題の中間評価：2事業</li> <li>○ 個別研究開発課題の終了時の事後評価：68課題</li> </ul>
	2 5年未着工・10年継続中（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	○ 該当なし

表 17-2 国土交通省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
事前評価	政策アセスメント（事業評価方式）：62件 〈25年度予算概算要求時：26件〉 [表17-3-ア] 〈25年度予算概算要求の入れ替え要求時：24件〉 [表17-3-イ] 〈24年度補正予算関係：9件〉 [表17-3-ウ] 〈25年度予算概算要求時実施分及び24年度補正予算関係実施分修正等：3件〉 [表17-3-エ]	新規施策の評価は妥当	62 評価結果を踏まえ、新規施策の導入に係る措置を講じた 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 概算要求に反映 50件 機構・定員要求に反映 11件 （うち、機構3件、定員11件）
	規制の事前評価（事業評価方式）：21件 [表17-3-オ]	規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の評価は妥当	21 評価結果を踏まえ、規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の導入に係る措置を講じた
	個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）：217件 〈24年度工事実施計画認可時：3件〉 [表17-3-カ] 〈25年度予算概算要求時：4件〉 [表17-3-キ] 〈25年度予算に向けた事業（直轄事業）：1件〉 [表17-3-ク] 〈24年度補正予算に係る評価：12件〉 [表17-3-ケ] 〈25年度予算に向けた事業（直轄事業等）：15件〉 [表17-3-コ] 〈25年度予算に向けた事業（補助事業等）：182件〉 [表17-3-サ]	事業の採択は妥当	217 平成25年度予算等に反映した 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 概算要求に反映 5件
	個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）：89件 〈25年度予算概算要求時：44件〉 [表17-3-シ] 〈24年度末公表：45件〉 [表17-3-ス]	課題の採択は妥当	89 平成25年度予算等に反映した 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 概算要求に反映 44件
	租税特別措置等の事前評価（事業評価方式）：26件 [表17-3-セ]	租税特別措置等によることが妥当	26 平成25年度税制改正要望に反映した
	事後評価	政策チェックアップ（実績評価方式）：44件 （44施策目標） [実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）] [表17-3-ソ]	順調である
おおむね順調である			24 2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】
努力が必要である			9 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 概算要求に反映 44件 機構・定員要求に反映 5件 （うち、定員5件）

<p>政策レビュー（総合評価方式）：8 テーマ 〔実施計画期間内の評価対象政策（法 第7条第2項第1号）8件〕 〔表17-3-タ〕</p> <p>{政策レビュー（総合評価方式）： 3テーマ} 〔表17-3-チ〕</p>	<p>目標の達成状況等 について分析を行 い、その要因や課 題を明らかにした</p>	8	<p>評価結果を踏まえ、今後の 予算要求等に適切に反映す る 【引き続き推進】</p>	8
<p>個別公共事業の再評価（事業評価 方式）：259件{5件}</p> <p>〈24年度予算に係る評価（ダム事業） ：27件〕〔表17-3-ツ〕</p> <p>〈25年度予算概算要求時実施：11件〕 〔表17-3-テ〕</p> <p>〈25年度予算に係る評価（ダム事業） ：2件〕〔表17-3-ト〕</p> <p>〈25年度予算に向けた事業（直轄事業 等）：187件{1件}〕〔表17-3-ナ〕</p> <p>〈25年度予算に向けた事業（補助事業 等）：32件{4件}〕 〔表17-3-ニ、ヌ〕</p> <p>〔〔実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）259件 {5件}〕 〔未着手（法第7条第2項第2号イ） 0件〕 〔未了（法第7条第2項第2号ロ） 0件〕〕</p>	<p>事業の継続が妥当</p>	244	<p>事業を継続 【引き続き推進】</p>	244
	<p>事業の中止が妥当</p>	15	<p>事業を中止 【廃止、休止、中止】</p>	15
<p>〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 （概算要求に反映 11件）</p>				
<p>個別公共事業の完了後の事後評価 （事業評価方式）：74件{1件}</p> <p>〔表17-3-ネ〕</p>	<p>再事後評価、改善 措置の必要なし</p> <p>再事後評価の実施 が必要</p>	73	<p>再事後評価の実施、改善措 置の実施の必要性を判断し た</p>	74
		1		
<p>個別研究開発課題の中間評価（事 業評価方式）：3件</p> <p>〔実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）〕 〔表17-3-ノ、ハ〕</p>	<p>研究開発課題の継 続は妥当</p>	3	<p>平成25年度予算に反映した 【引き続き推進】</p>	3
<p>個別研究開発課題の終了時評価 （事業評価方式）：67件</p> <p>〔実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）〕 〔表17-3-ヒ〕</p>	<p>研究開発課題の最 終的な成果を確認 し、必要に応じて 課題を明らかにし た</p>	67	<p>今後の研究開発課題の実施 に当たり適切に反映する</p>	67

（注） { }は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 17-3 国土交通省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 25 年度予算概算要求に当たり、予算概算要求等に係るものを中心とする 26 の施策を対象として、政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 25 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表。

表 17-3-ア 政策アセスメントを実施した施策（25 年度予算概算要求時）

No.	評価対象施策
<b>政策目標 2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</b>	
1	超小型モビリティの導入促進（仮称）
2	農のあるまちづくり推進事業の創設
<b>政策目標 3. 地球環境の保全</b>	
3	低炭素まちづくりに向けたコンパクトシティの形成の推進
<b>政策目標 4. 水害等災害による被害の軽減</b>	
4	降灰警報の発表
5	下水道総合地震対策事業の拡充
6	建築物の耐震化の緊急促進事業の創設
<b>政策目標 5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</b>	
7	鉄道施設の耐震対策の推進
8	情報管理の強化
9	津波防災対策の推進
<b>政策目標 6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</b>	
10	三大湾等における総合的な地震・津波対策の推進
11	資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた広域的・効率的な海上輸送ネットワークの形成
12	公民連携方式の災害救援フェリーを活用した救援体制・緊急輸送ネットワークの整備に対する支援制度の創設
13	東南アジア・訪日100万人プランの展開
14	観光地域ブランド確立支援事業の創設
<b>政策目標 7. 都市再生・地域再生の推進</b>	
15	豪雪地帯における除排雪体制整備の推進
16	国際競争力強化のための物流拠点整備・改善支援
<b>政策目標 9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</b>	
17	社会資本の適度な維持管理・更新の推進
18	官民連携による社会資本の整備等に係る先導的取組の推進
19	ベンチマークの開発による環境不動産の普及促進
20	不動産証券化を活用した地域活性化の推進
21	防災パッケージの推進
22	海洋産業の戦略的育成のための総合対策
<b>政策目標 10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</b>	
23	広域的な地域間共助推進事業の創設
24	離島活性化交付金（仮称）の創設
<b>政策目標 11. ICTの利活用及び技術研究開発の推進</b>	
25	交通運輸分野の新たな技術開発推進制度の創設
<b>政策目標 12. 国際協力、連携等の推進</b>	
26	海外における鉄道新線建設調査事業の創設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 17-4-(1) 参照。

(2) 平成 25 年度予算概算要求（入れ替え）に当たり、以下の 24 の施策を対象として、政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 25 年 2 月 26 日に「平成 25 年度予算

概算要求に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表。

表 17-3-イ 政策アセスメントを実施した施策〈25年度予算概算要求（入れ替え）時〉

No.	評価対象施策
<b>政策目標 2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</b>	
1	農のあるまちづくり推進事業の創設
<b>政策目標 3. 地球環境の保全</b>	
2	地域の生活に必要な都市機能を確保するまちづくり（コンパクトシティ形成支援事業）
<b>政策目標 4. 水害等災害による被害の軽減</b>	
3	降灰警報の発表
4	下水道総合地震対策事業の拡充
5	建築物の耐震化の緊急促進事業の創設
6	防災分野の海外展開支援
<b>政策目標 5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</b>	
7	情報管理の強化
<b>政策目標 6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</b>	
8	三大湾における総合的な地震・津波対策の推進
9	資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた広域的・効率的な海上輸送ネットワークの形成
10	公民連携方式の災害救援フェリーを活用した救援体制・緊急輸送ネットワークの整備に対する支援制度の創設
11	東南アジア・訪日100万人プランの展開
12	観光地域ブランド確立支援事業の創設
<b>政策目標 7. 都市再生・地域再生の推進</b>	
13	豪雪地帯における除排雪体制整備の推進
14	国際競争力強化のための物流拠点整備・改善支援
<b>政策目標 9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</b>	
15	社会資本の適確な維持管理・更新の推進
16	官民連携による社会資本の整備等に係る先導的取組の推進
17	ベンチマークの開発による環境不動産の普及促進
18	地域の活性化のための不動産再生の促進
19	海洋産業の戦略的育成のための総合対策
<b>政策目標 10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</b>	
20	広域的な地域間共助推進事業の創設
21	災害に強い国土に向けたグランドデザインの策定
22	離島活性化交付金（仮称）の創設
<b>政策目標 11. ICTの利活用及び技術研究開発の推進</b>	
23	交通運輸分野の新たな技術開発推進制度の創設
<b>政策目標 12. 国際協力、連携等の推進</b>	
24	海外における鉄道新線建設調査事業の創設

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)）の表17-4-(2)参照。

- (3) 平成24年度補正予算に当たり、同補正予算に伴う9の施策を対象として、政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を平成25年2月26日に「平成24年度補正予算に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表。

表 17-3-ウ 政策アセスメントを実施した施策〈24年度補正予算関係〉

No.	評価対象施策
<b>政策目標 2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</b>	
1	超小型モビリティの導入促進
<b>政策目標 5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</b>	
2	鉄道施設の緊急耐震対策
3	鉄道施設の老朽化対策



4	津波防災対策の推進
政策目標 6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
5	訪日個人・ビジネス関係旅行者等誘致の強化事業
6	官民協働した魅力ある観光地の再建・強化
政策目標 9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
7	耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成のための官民ファンドの創設
8	災害対応を円滑に実施するための取組を行う地域の建設企業への支援
政策目標 10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	
9	離島活性化事業費補助金の創設

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 17-4-(3) 参照。  
2 No.1、No. 2 及び No. 4 は、平成 24 年 9 月 7 日に「平成 25 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果(事前評価書)」として作成したものを修正したものである。

(4) 「平成 25 年度予算概算要求に係る政策アセスメント結果(事前評価書)」(平成 25 年 2 月 26 日公表) 及び「平成 24 年度補正予算に係る政策アセスメント結果(事前評価書)」(平成 25 年 2 月 26 日公表) に、必要な修正及び追加を行い、25 年 4 月 5 日に「平成 24 年度政策アセスメント結果評価書」として公表。

表 17-3-エ 政策アセスメントを実施した施策〈25 年度予算概算要求時実施分及び 24 年度補正予算関係実施分の追加修正等〉

No.	評価対象施策
〈25 年度予算概算要求時実施分〉	
政策目標 9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
1	海洋産業の戦略的育成のための総合対策
〈24 年度補正予算関係実施分〉	
政策目標 5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
2	鉄道施設の老朽化対策
政策目標 9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
3	耐震・環境不動産形成促進事業

(注) 1 当該公表は、「国土交通省政策評価実施要領～政策アセスメント・政策チェックアップ・政策レビューの実施について～」(平成 24 年 9 月) II 3 (3) に基づくものである。  
2 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 17-4-(4) 参照。

(5) 規制の新設又は改廃(21 件)に係る政策を対象として評価(事業評価方式)を実施し、その結果を平成 24 年 5 月 14 日、7 月 11 日、8 月 7 日、10 月 3 日、11 月 2 日、11 月 6 日、11 月 22 日、25 年 2 月 26 日、3 月 7 日、3 月 14 日及び 3 月 28 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 17-3-オ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案
2	都市再開発法施行令及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案
3	建築基準法施行令の一部を改正する政令案
4	都市の低炭素化の促進に関する法律施行令案
5	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令及び排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令案
6	道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令案
7	河川法施行令の一部を改正する政令案

8	建築基準法施行令の一部を改正する政令案
9	建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案（7件）
10	気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案
11	道路法等の一部を改正する法律案（2件）
12	港湾法の一部を改正する法律案（2件）
13	不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表17-4-(5)参照。  
2 表中の( )の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(6) 以下の3事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成24年6月29日に「個別公共事業の評価書（整備新幹線整備事業）」として公表。

表17-3-カ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈24年度工事実施計画認可時〉

No.	事業区分	件数
1	整備新幹線整備事業	3

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表17-4-(6)参照。

(7) 平成25年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算措置を公表する事業に係る4事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成24年9月7日に「平成25年度予算概算要求等に係る個別公共事業評価書」として公表。

表17-3-キ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈25年度予算概算要求時〉

No.	事業区分	件数
1	船舶建造事業	3
2	海上保安官署施設整備事業	1
	計	4

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表17-4-(7)参照。

(8) 平成25年度予算に向けた評価として、直轄事業について、1事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成25年1月25日に「平成25年度予算概算要求に係る個別公共事業の評価書（空港整備事業）」として公表。

表17-3-ク 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈25年度予算に向けた事業（直轄事業）〉

No.	事業区分	件数
1	空港整備事業 直轄事業	1

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表17-4-(8)参照。

(9) 平成24年度補正予算に係る評価として、12事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、「平成25年度予算概算要求等に係る個別公共事業評価書」において評価結果を公表済みの1事業を含め、その結果を平成25年2月26日に「平成24年度補正予算に係る個別公共事業の評価書」として公表。

表 17-3-ケ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈24年度補正予算に係る評価〉

No.	事業区分	件数	公表済分
1	都市・幹線鉄道整備事業	直轄事業等	1
		補助事業	10
2	船舶建造事業	1	1
		—	—
計		12	1

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表17-4-(9)参照。

- (10) 平成25年度予算に向けた評価等として、直轄事業等について、15事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所ですべて予算決定された4事業を含め、その結果を平成25年5月14日に「個別公共事業の評価書（その2）—平成24年度—」として公表。

表 17-3-コ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈25年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉

No.	事業区分	件数	公表済分
1	河川事業	直轄事業	2
2	道路・街路事業	直轄事業等	10
3	港湾整備事業	直轄事業	3
4	空港整備事業	直轄事業	—
5	海上保安官署施設整備事業	—	1
6	船舶建造事業	—	2
計		15	4

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表17-4-(10)参照。

2 上記事業のうち、船舶建造事業2件については、平成24年度予備費に係る評価である。またこの2件の内1件については、公表分から事業内容の変更あり。

- (11) 平成25年度予算に向けた評価として、補助事業等について、182事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成25年5月15日に「個別公共事業の評価書（その3）—平成24年度—」として公表。

表 17-3-サ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈25年度予算に向けた事業（補助事業等）〉

No.	事業区分	件数
1	河川事業	補助事業
2	道路・街路事業	補助事業等
3	都市・幹線鉄道整備事業	165
4	奄美群島振興開発事業	1
計		182

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表17-4-(11)参照。

- (12) 新規課題として開始しようとする44の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成24年9月7日に「平成25年度予算概算要求等に係る個別研究開発課題評価書」として公表。

表 17-3-シ 事前評価を実施した個別研究開発課題〈25 年度予算概算要求時〉

No.	評価対象研究開発課題
1	災害拠点建築物の機能継続技術の開発
2	社会資本等の維持管理効率化・高度化のための情報蓄積・利活用技術の開発
3	電力依存度低減に資する建築物の評価・設計技術の開発
4	鉄道設備の安全確認用画像圧縮技術の開発
5	津波による橋りょう流失のメカニズム解明と対策法の開発
6	地上構造物の更新技術の開発
7	地域鉄道に対応した軌道構造改良計画システムの開発
8	車上連動による列車制御システムの開発
9	海洋産業の戦略的育成に向けた技術研究開発
10	下水道施設の戦略的な耐震対策優先度評価手法に関する調査
11	地域の住宅生産技術に対応した省エネルギー技術の評価手法に関する研究
12	港湾堤外地における津波からの安全性向上に関する研究
13	東日本大震災によって影響を受けた港湾域の環境修復技術に関する研究
14	空港土木施設の維持管理効率化に向けた手法・技術に関する研究
15	港湾分野における技術・基準類の国際展開方策に関する研究
16	衛星干渉 SAR による高度な地盤変動監視のための電離層補正技術に関する研究
17	地震ハザードマップ作成のための土地の脆弱性情報の効率的整備に関する研究
18	On Site Visualization のコンセプトに基づく低コスト・低消費電力型モニタリングシステムの開発
19	限界耐力設計法に対応した免震構造の開発
20	荷重と環境作用を考慮した鋼橋の新しいライフサイクル耐久性評価システムの開発
21	次世代無人化施工システムの開発
22	小型加振器を用いた道路橋 RC 床版と踏掛版の健全性評価
23	無人化施工による応急対応技術とその基盤となるデジタル通信技術の開発
24	発泡ポリスチレンを用いた軽量・不燃・断熱天井材の開発
25	構造物の中性化防止、塩害防止、剥落防止機能付きひび割れ検出工法の開発
26	都市水害の減災に資するダブルレイヤ貯水・排水システムの開発
27	歴史的な町並みを有する飛騨・高山の伝統的な木造技術を継承した新木造技術の開発
28	災害復旧を目的とした円筒金網とチェーンを用いた簡便な補強土工法の開発
29	低コスト・高精度な地盤調査法に基づく宅地の液状化被害予測手法の開発
30	動的貫入試験による経済的で高精度な液状化調査法の研究開発
31	宅地、堤防等において従来とほぼ同程度の精度で安価かつ効率的な液状化判定システムの開発
32	ピークカット及び省エネルギー計画のための総合的シミュレーションツールの技術開発
33	電力ピークカット及び快適性向上に資する太陽熱を利用した住宅向け調湿・除湿並びに低温床暖房システムの開発
34	地域型ゼロエネルギー住宅の実用化に関する技術開発
35	潜熱蓄熱材料のパッシブハウスへの導入における評価技術の開発
36	木材の省資源化と省力化を推進させる接合金物の開発と断熱パネルによる省力化工法の検討
37	木造住宅部材の複数回使用を前提とした工法の技術開発
38	木材循環利用による E C O サイトハウスの技術開発
39	乾式窯業外装材(サイディング)の施工方法改善による省資源、廃棄物削減及び安全性向上につながる技術開発
40	分割鋼板と繊維シートを併用した鉄筋コンクリート造柱の居ながら外付け補強法に関する技術開発
41	地盤の液状化抑制工法とその地盤改良機械の技術開発
42	24 時間 365 日の安心、安全な在宅ケア・システムの開発
43	短い埋め込み深さでせん断力と引張力に対して抵抗する外側耐震補強用接合工法の開発
44	住宅等における室内放射線量低減技術の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 17-4-(12) 参照。

また、平成 25 年度概算要求に当たり内容が明らかになった課題を含めた 45 の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、平成 25 年 3 月 29 日に「個別研究開発課題評価書－平成 24 年度－」として公表。

表 17-3-3 事前評価を実施した個別研究開発課題〈24年度末実施〉

No.	評価対象研究開発課題
1	災害拠点建築物の機能継続技術の開発
2	社会資本等の維持管理効率化・高度化のための情報蓄積・利活用技術の開発
3	電力依存度低減に資する建築物の評価・設計技術の開発
4	鉄道設備の安全確認用画像圧縮技術の開発
5	津波による橋りょう流失のメカニズム解明と対策法の開発
6	地上構造物の更新技術の開発
7	地域鉄道に対応した軌道構造改良計画システムの開発
8	車上連動による列車制御システムの開発
9	海洋産業の戦略的育成に向けた技術研究開発
10	下水道施設の戦略的な耐震対策優先度評価手法に関する調査
11	地域の住宅生産技術に対応した省エネルギー技術の評価手法に関する研究
12	港湾堤外地における津波からの安全性向上に関する研究
13	東日本大震災によって影響を受けた港湾域の環境修復技術に関する研究
14	港湾分野における技術・基準類の国際展開方策に関する研究
15	持続可能な社会・経済・生活を支える社会資本の潜在的役割・効果に関する研究
16	道路インフラと自動車技術との連携による次世代 ITS の開発
17	衛星干渉 SAR による高度な地盤変動監視のための電離層補正技術に関する研究
18	地震ハザードマップ作成のための土地の脆弱性情報の効率的整備に関する研究
19	On Site Visualization のコンセプトに基づく低コスト・低消費電力型モニタリングシステムの開発
20	限界耐力設計法に対応した免震構造の開発
21	荷重と環境作用を考慮した鋼橋の新しいライフサイクル耐久性評価システムの開発
22	次世代無人化施工システムの開発
23	小型加振器を用いた道路橋 RC 床版と踏掛版の健全性評価
24	無人化施工による応急対応技術とその基盤となるデジタル通信技術の開発
25	発泡ポリスチレンを用いた軽量・不燃・断熱天井材の開発
26	構造物の中性化防止、塩害防止、剥落防止機能付きひび割れ検出工法の開発
27	都市水害の減災に資するダブルレイヤ貯水・排水システムの開発
28	歴史的な町並みを有する飛騨・高山の伝統的な木造技術を継承した新木造技術の開発
29	災害復旧を目的とした円筒金網とチェーンを用いた簡便な補強土工法の開発
30	低コスト・高精度な地盤調査法に基づく宅地の液状化被害予測手法の開発
31	動的貫入試験による経済的で高精度な液状化調査法の研究開発
32	宅地、堤防等において従来とほぼ同程度の精度で安価かつ効率的な液状化判定システムの開発
33	ピークカット及び省エネルギー計画のための総合的シミュレーションツールの技術開発
34	電力ピークカット及び快適性向上に資する太陽熱を利用した住宅向け調湿・除湿並びに低温床暖房システムの開発
35	地域型ゼロエネルギー住宅の実用化に関する技術開発
36	潜熱蓄熱材料のパッシブハウスへの導入における評価技術の開発
37	木材の省資源化と省力化を推進させる接合金物の開発と断熱パネルによる省力化工法の検討
38	木造住宅部材の複数回使用を前提とした工法の技術開発
39	木材循環利用による E C O サイトハウスの技術開発
40	乾式窯業外装材（サイディング）の施工方法改善による省資源、廃棄物削減及び安全性向上につながる技術開発
41	分割鋼板と繊維シートを併用した鉄筋コンクリート造柱の居ながら外付け補強法に関する技術開発
42	地盤の液状化抑制工法とその地盤改良機械の技術開発
43	24 時間 365 日の安心、安全な在宅ケア・システムの開発
44	短い埋め込み深さでせん断力と引張力に対して抵抗する外側耐震補強用接合工法の開発
45	住宅等における室内放射線量低減技術の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 17-4-(13) 参照。

- (13) 租税特別措置等に係る 26 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「租税特別措置等に係る政策評価書」として公表。

表 17-3-セ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
2	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
3	P F I 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設
4	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長
5	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
6	特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村として指定された地区）の拡充及び 2 年延長
7	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長
8	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長
9	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長
10	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し
11	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置（海外不動産関係）
12	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
13	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への 5,000 万円特別控除の適用
14	都市再生緊急整備地域に係る課税の特別措置の延長
15	認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る特例措置の延長
16	認定集約都市開発事業に係る買換え特例等の創設
17	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長
18	都市計画事業認可の前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充
19	特定緑地管理機構に係る緑地管理機構の課税の特例措置の拡充
20	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長
21	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（グリーン投資減税）
22	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化
23	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
24	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置の延長
25	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充
26	船舶に係る特別償却制度の延長

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 17-4-(14) 参照。

## 2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

44 の施策目標に係る政策を対象に政策チェックアップ（実績評価方式）を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 23 年度政策チェックアップ評価書」として公表。

表 17-3-ソ 政策チェックアップを実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	努力が必要である	引き続き推進

2	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	おおむね順調である	改善・見直し
3	総合的なバリアフリー化を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
4	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
5	快適な道路環境等を創造する	順調である	改善・見直し
6	水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
7	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	努力が必要である	引き続き推進
8	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
9	地球温暖化防止等の環境の保全を行う	おおむね順調である	改善・見直し
10	自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	おおむね順調である	改善・見直し
11	住宅・市街地の防災性を向上する	努力が必要である	改善・見直し
12	水害・土砂災害の防止・減災を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
13	津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
14	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
15	道路交通の安全性を確保・向上する	おおむね順調である	引き続き推進
16	自動車事故の被害者の救済を図る	順調である	引き続き推進
17	自動車の安全性を高める	順調である	引き続き推進
18	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	順調である	引き続き推進
19	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
20	観光立国を推進する	努力が必要である	改善・見直し
21	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	努力が必要である	改善・見直し
22	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	努力が必要である	引き続き推進
23	整備新幹線の整備を推進する	順調である	引き続き推進
24	航空交通ネットワークを強化する	おおむね順調である	引き続き推進
25	都市再生・地域再生を推進する	努力が必要である	改善・見直し
26	鉄道網を充実・活性化させる	おおむね順調である	改善・見直し
27	地域公共交通の維持・活性化を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
28	都市・地域における総合交通戦略を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
29	道路交通の円滑化を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
30	社会資本整備・管理等を効果的に推進する	おおむね順調である	引き続き推進
31	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
32	建設市場の整備を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
33	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	順調である	引き続き推進
34	地籍の整備等の国土調査を推進する	努力が必要である	改善・見直し
35	自動車運送業の市場環境整備を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
36	海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	努力が必要である	引き続き推進
37	総合的な国土形成を推進する	順調である	引き続き推進
38	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
39	離島等の振興を図る	順調である	引き続き推進
40	北海道総合開発を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
41	技術研究開発を推進する	順調である	引き続き推進
42	情報化を推進する	順調である	引き続き推進
43	国際協力、連携等を推進する	順調である	改善・見直し
44	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	おおむね順調である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表17-4-(15)参照。

(2) 以下の8のテーマを対象として政策レビュー（総合評価方式）を実施し、その結果を平成25年3月29日に「平成24年度政策レビュー結果（評価書）」として公表。

表 17-3-タ 政策レビューを実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	技術研究開発の総合的な推進	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
2	環境政策の推進	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
3	国土形成計画（全国計画）	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
4	トン数標準税制の導入による安定的な国際海上輸送の確保	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
5	航空自由化の推進	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
6	新たな北海道総合開発計画の中間点検	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
7	緊急地震速報の利用の拡大	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
8	新たな船舶交通安全政策の推進	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表17-4-(16)参照。

また、以下の3のテーマについては、政策レビュー（総合評価方式）を実施中であり、平成25年度内に評価結果を取りまとめる予定。

表 17-3-チ 政策レビューを実施中の政策

No.	評価対象政策
1	不動産投資市場の条件整備
2	バス・タクシーに関する施策
3	地理空間情報の整備、提供、活用

(3) 平成24年度予算に係る評価として、ダム関係の事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、4事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）」として平成24年6月11日に、4事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その2」として7月2日に、3事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その3」として7月23日に、4事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その4」として7月30日に、1事業について「平成25年度予算概算要求等に係る個別公共事業評価書」として9月7日に、3事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その5」として11月12日に、2事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その6」として12月6日に、3事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その7」として25年1月25日に、3事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その8」として1月28日に、それぞれその結果を公表。



表 17-3-ツ 再評価を実施した個別公共事業（24年度予算（ダム事業）に係る評価）

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業等	9	事業の継続が妥当（8件） 事業の中止が妥当（1件）	引き続き推進（8件） 廃止、休止、中止（1件）
		補助事業	18	事業の継続が妥当（9件） 事業の中止が妥当（9件）	引き続き推進（9件） 廃止、休止、中止（9件）
計			27	—	—

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)）の表17-4-(17)参照。

- （4）平成25年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算措置を公表する事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、10事業について「平成25年度予算概算要求等に係る個別公共事業評価書」として平成24年9月7日に、「平成25年度予算概算要求等に係る個別公共事業評価書」において評価手続中となった1事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その6」として12月6日にそれぞれその結果を公表。

表 17-3-テ 再評価を実施した個別公共事業（25年度予算概算要求時実施）

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業	5 [評価手続中：1]	事業の継続が妥当（5件）	引き続き推進
2	官庁営繕事業		5	事業の継続が妥当（4件） 事業の中止が妥当（1件）	引き続き推進（4件） 廃止、休止、中止（1件）
3	ダム事業	直轄事業	1	事業の中止が妥当（1件）	廃止、休止、中止
計			11	—	—

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)）の表17-4-(18)参照。

- （5）平成25年度予算に係る評価として、ダム関係の事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、1事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その7」として平成25年1月25日に、1事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その8」として1月28日にそれぞれその結果を公表。

表 17-3-ト 再評価を実施した個別公共事業（25年度予算（ダム事業）に係る評価）

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業	2	事業の継続が妥当（2件）	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)）の表17-4-(19)参照。

- （6）平成25年度予算に向けた評価として、直轄事業等を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、185事業について、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された9事業を含め、「個別公共事業の評価書—平成24年度—」として平成25年4月16日に、2事業について「個別公共事業の評価書（その3）—平成24年度—」として5月15日にそれぞれその結果を公表。

表 17-3-1 再評価を実施した個別公共事業〈25年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉

No.	事業区分		件数	公表済分	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	河川事業	直轄事業	58	—	事業の継続が妥当 (58件)	引き続き推進
2	砂防事業等	直轄事業	4	—	事業の継続が妥当 (4件)	引き続き推進
3	海岸事業	直轄事業	3	—	事業の継続が妥当 (3件)	引き続き推進
4	道路・街路事業	直轄事業等	95	—	事業の継続が妥当 (95件)	引き続き推進
5	港湾整備事業	直轄事業	20	—	事業の継続が妥当 (20件)	引き続き推進
6	空港整備事業	直轄事業	1	—	事業の継続が妥当 (1件)	引き続き推進
7	都市公園事業	直轄事業	2	—	事業の継続が妥当 (2件)	引き続き推進
8	ダム事業	直轄事業	—	4	事業の継続が妥当 (3件) 事業の中止が妥当 (1件)	引き続き推進 (3件) 廃止、休止、中止 (1件)
9	官庁営繕事業		4 [評価手続 中：1]	—	事業の継続が妥当 (1件) 事業の中止が妥当 (3件)	引き続き推進 (1件) 廃止、休止、中止 (3件)
			—	5	事業の継続が妥当 (4件) 事業の中止が妥当 (1件)	引き続き推進 (4件) 廃止、休止、中止 (1件)
計			187 [評価手続 中：1]	9	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 17-4-(20) 参照。

- (7) 平成 25 年度予算に向けた評価として、補助事業等について、29 事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 25 年 5 月 15 日に「個別公共事業の評価書（その 3）－平成 24 年度－」として公表。

表 17-3-2 再評価を実施した個別公共事業〈25年度予算に向けた事業（補助事業等）〉

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	補助事業	3	事業の継続が妥当（3件）	引き続き推進
2	道路・街路事業	補助事業等	16	事業の継続が妥当（16件）	引き続き推進
3	港湾整備事業	補助事業等	10	事業の継続が妥当（10件）	引き続き推進
計			29	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 17-4-(21) 参照。

- (8) 平成 15 及び 23 年度国土交通省事後評価実施計画に基づき、評価手続中となっていた個別公共事業 3 事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、「個別公共事業の評価書（ダム事業）その 3」において評価結果を公表済みの 2 事業、「個別公共事業の評価書（ダム事業）その 7」において評価結果を公表済みの 1 事業を含め、その結果を平成 25 年 5 月 15 日に「個

別公共事業の評価書（その3）－平成24年度－」として公表。

表 17-3-ヌ 評価手続中となっていた個別公共事業について再評価を実施したもの

No.	事業区分		件数	公表済分	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	補助事業	[評価手続中： 20年度評価1 21年度評価1]	15年度評価 ：2 23年度評価 ：1	事業の中止が 妥当（3件）	廃止、休止、中止
2	港湾整備 事業	補助事業等	23年度評価：2 [評価手続中： 20年度評価1 23年度評価1]	—	事業の継続が 妥当（2件）	引き続き推進
3	都市・幹線鉄道整備事業		23年度評価：1	—	事業の継続が 妥当（1件）	引き続き推進
計			3 [評価手続中： 4]	3	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表17-4-(22)参照。

- (9) 事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した74事業を対象として完了後の事後評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成25年5月15日に「個別公共事業の評価書（その3）－平成24年度－」として公表。

表 17-3-ネ 完了後の事後評価を実施した個別公共事業

No.	事業区分		件数
1	河川事業	直轄事業	13
2	ダム事業	直轄事業等	2
3	砂防事業等	直轄事業	1
4	海岸事業	直轄事業	1
5	道路・街路事業	直轄事業等	38
		補助事業等	4
6	港湾整備事業	直轄事業	7 [評価手続中：1]
7	航空路整備事業	直轄事業	1
8	都市・幹線鉄道整備事業		4
9	官庁営繕事業		3
計			74 [評価手続中：1]

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表17-4-(23)参照。

- (10) 研究期間が5年以上の個別研究開発課題1課題を対象として中間評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成24年9月7日に「平成25年度予算概算要求等に係る個別研究開発課題評価書」として公表。

表 17-3-ノ 中間評価を実施した個別研究開発課題〈25年度予算概算要求時〉

No.	評価対象研究開発課題	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	地震動情報の高度化に対応した建築物の耐震性能評価技術の開発	研究開発課題の継続は妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 17-4-(24) 参照。

- (11) 平成 25 年度概算要求にあたり実施した課題を含めた 2 の個別研究開発課題を対象として中間評価（事業評価方式）を実施し、平成 25 年 3 月 29 日に「個別研究開発課題評価書－平成 24 年度－」として公表。

表 17-3-ハ 中間評価を実施した個別研究開発課題（24 年度末実施）

No.	評価対象研究開発課題	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	地震動情報の高度化に対応した建築物の耐震性能評価技術の開発	研究開発課題の継続は妥当	引き続き推進
2	海溝沿い巨大地震の地震像の即時的把握に関する研究	研究開発課題の継続は妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 17-4-(25) 参照。

- (12) 研究期間が終了した個別研究開発課題 67 課題を対象として終了時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 25 年 3 月 29 日に「個別研究開発課題評価書－平成 24 年度－」として公表。

表 17-3-ヒ 終了時評価を実施した個別研究開発課題

No.	評価対象研究開発課題
1	フェイルセーフ機構付き積層ゴム免震装置の開発
2	無線センサネットワークによる多点型土砂災害予測システムの開発
3	道路空間上の移動体に対する局所的大雨情報の伝達システムの開発
4	全層梁降伏型メカニズムを形成する中低層鉄骨ラーメン構造の開発
5	アジア諸国を対象とした社会資本アセットマネジメントのデファクト標準化戦略
6	腐食劣化の生じた実橋梁部材を活用した鋼トラス橋の耐荷性能評価手法に関する研究
7	大面積非構造材落下被害を有効に防ぐためのネット構造施工方法の開発
8	山間遊水池としての洪水調節専用（流水型）ダムの高機能化に関する研究
9	非線形疲労応答解析に基づくコンクリート系橋梁床版の余寿命推定システム
10	X線ライナックを搭載した量子ビームロボットを用いた橋梁部材の計測システムの開発
11	実在文教施設の加力実験に基づく低コスト耐震補強法の開発
12	次世代地域公共交通システムに関する技術開発
13	ふくそう海域での事故半減をめざす ICT を活用した新たな安全システムの構築
14	ヒートポンプと日射利用による快適性の高い省エネ型蓄熱式床暖房の研究開発
15	砕石による地盤改良工法に関する技術開発
16	住宅の床下環境モニタリングと生物劣化予測システムに関する技術開発
17	建設廃棄物の削減及び再資源化に関する技術開発
18	鉄骨ユニットを使用した中高層建物向け建築工法の開発
19	ケミレスタウンを活用したシックハウス対策型住宅（居住ユニット）の開発
20	都市集合住宅の安全安心『21 世紀型コミュニティ』構築支援システムの技術開発
21	空気清浄機能付き換気システムに関する技術開発
22	近未来のライフスタイル変化を考慮したトータル・デマンドの予測手法の技術開発
23	パッシブ手法を応用したトータル空調（暖冷房・調湿・換気）対応の省エネ型住宅用デシカントシステムの技術開発
24	住宅の環境負荷削減要素技術の導入を促進する先導的普及推進技術の開発
25	超高強度 RC 柱の高耐久化に関する技術開発
26	国産材（主に間伐材や端材）を利用した断熱性と透湿性を併せ持つ木質系耐力面材（断熱透湿耐力面材）の開発と省力化工法の構築
27	指挟み事故防止のための中心吊ピボットヒンジに関する技術開発
28	入浴行為に着目した浴室等の安全性評価手法の開発
29	国産低密度木材を用いた木質ラーメンフレーム構法の開発

30	木造住宅の快適空間を実現する高機能格子状吹き抜け水平構面の技術開発
31	デザイン性を重視した見せる（露出型）耐震補強工法の開発
32	塑性論アナロジーモデルを適用した新スウェーデン式サウンディング試験法の開発
33	可搬式レーザによる既設床の無振動・無騒音防滑工法に関する技術開発
34	次世代型ダンパーを用いた長周期地震動対応戸建て免震システムに関する技術開発
35	小さい変形領域で高い最大耐力を発揮する高性能接合部材を用いた間接接合機構の開発
36	潜熱蓄熱材と高熱効率床材を用いたヒートポンプ式床冷暖房システムに関する技術開発
37	アレルゲン低減空間に関する技術開発
38	住宅・オフィス空間における自然エネルギー利用技術の開発
39	ビル建築の耐震性と施工性の向上に資する鋼・ALC複合型軽量床版の開発
40	回転貫入鋼管杭斜杭工法による既存杭基礎の耐震補強に関する技術開発
41	建築現場の残土を活用した無焼成レンガの現場製造に関する技術開発
42	軽量車両の強度向上に関する技術開発
43	ポストテンション式PC桁の維持管理に関する技術開発
44	沿線自然斜面での災害ハザード可視化技術の開発
45	電力貯蔵装置制御手法の研究
46	閑散線区用割り出し可能転てつ器に関する研究
47	地方鉄道、閑散線区における効率的な軌道補修法の開発
48	地盤振動の予測シミュレーション手法の開発
49	脱線等に対する車両の安全性向上
50	光三次元測定技術を応用した線路外からの建設限界測定装置の開発
51	ロングレール軸力測定装置の機能向上に関する開発
52	地方・ローカル線・路面電車に有効な地上システムが省力化可能な運転管理システムの技術開発
53	無線技術と既存設備の活用による地方交通線向け省力化列車制御システムの開発
54	鉄道車両台車枠の溶接部疲労耐久性向上による台車軽量化に資する技術開発
55	R F I Dを使った列車検知方式による低コストな踏切保安システムの開発
56	ソーシャルキャピタルの特性に応じた地域防災力向上方策に関する研究
57	都市におけるエネルギー需要・供給者間の連携と温室効果ガス排出量取引に関する研究
58	汽水域環境の保全・再生に関する研究
59	土砂移動を考慮した治水安全度評価手法に関する研究
60	小規模建築物の雨水浸入要因とその防止策に関する研究
61	高層建築物の地震後の火災安全対策技術の開発
62	省CO2効果からみたヒートアイランド対策評価に関する研究
63	持続可能な臨海部における廃棄物埋立処分に関する研究
64	エアラインの行動を考慮した空港需要マネジメントに関する研究
65	世界測地系における国内位置基準の監視の高度化に関する研究
66	G P Sによる地殻変動監視の信頼性向上のための大気擾乱の影響評価に関する研究
67	地震災害緊急対応のための地理的特性から想定した被害情報の提供に関する研究

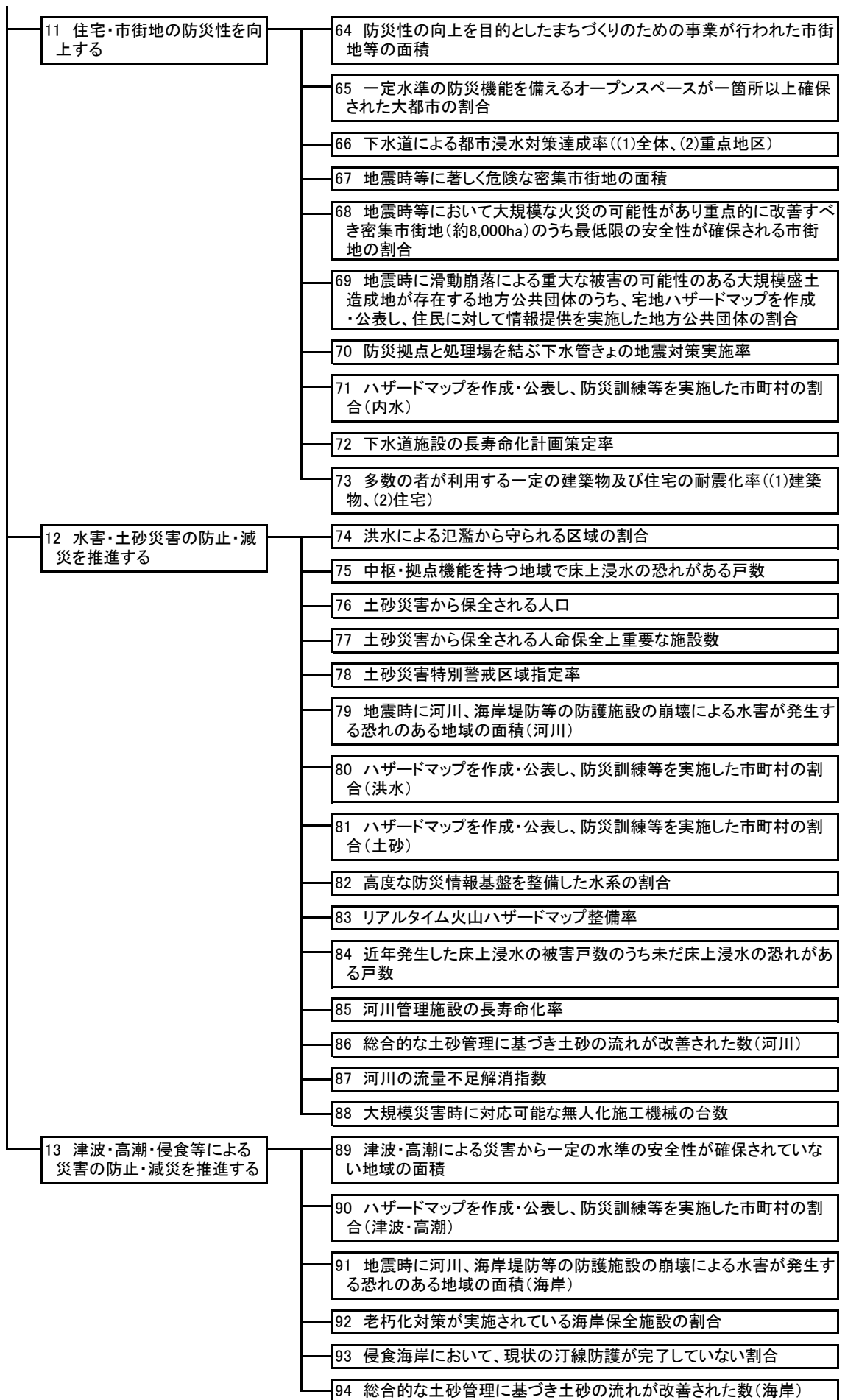
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表17-4-(26)参照。

政策体系(国土交通省)

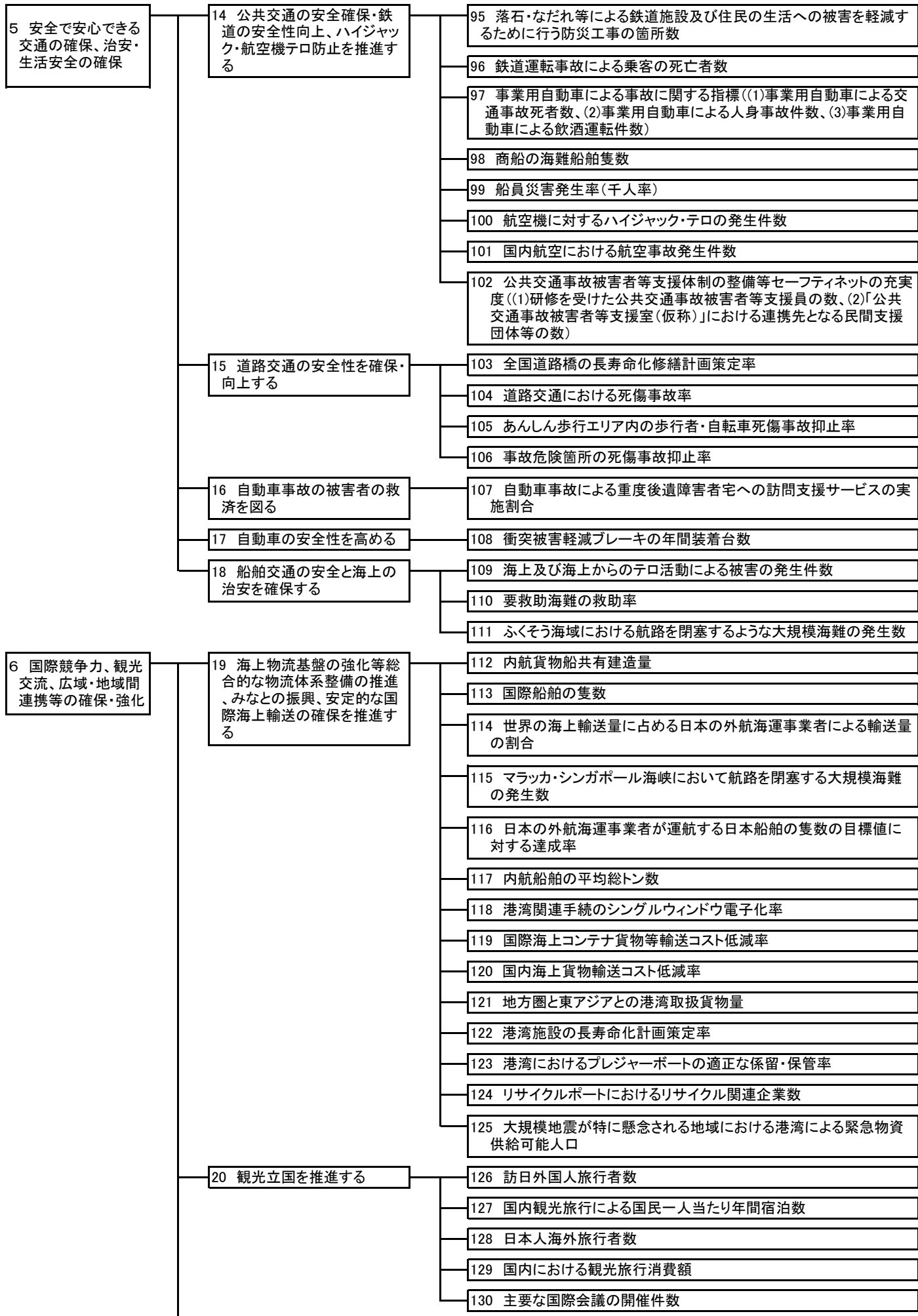
※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの  
業績指標

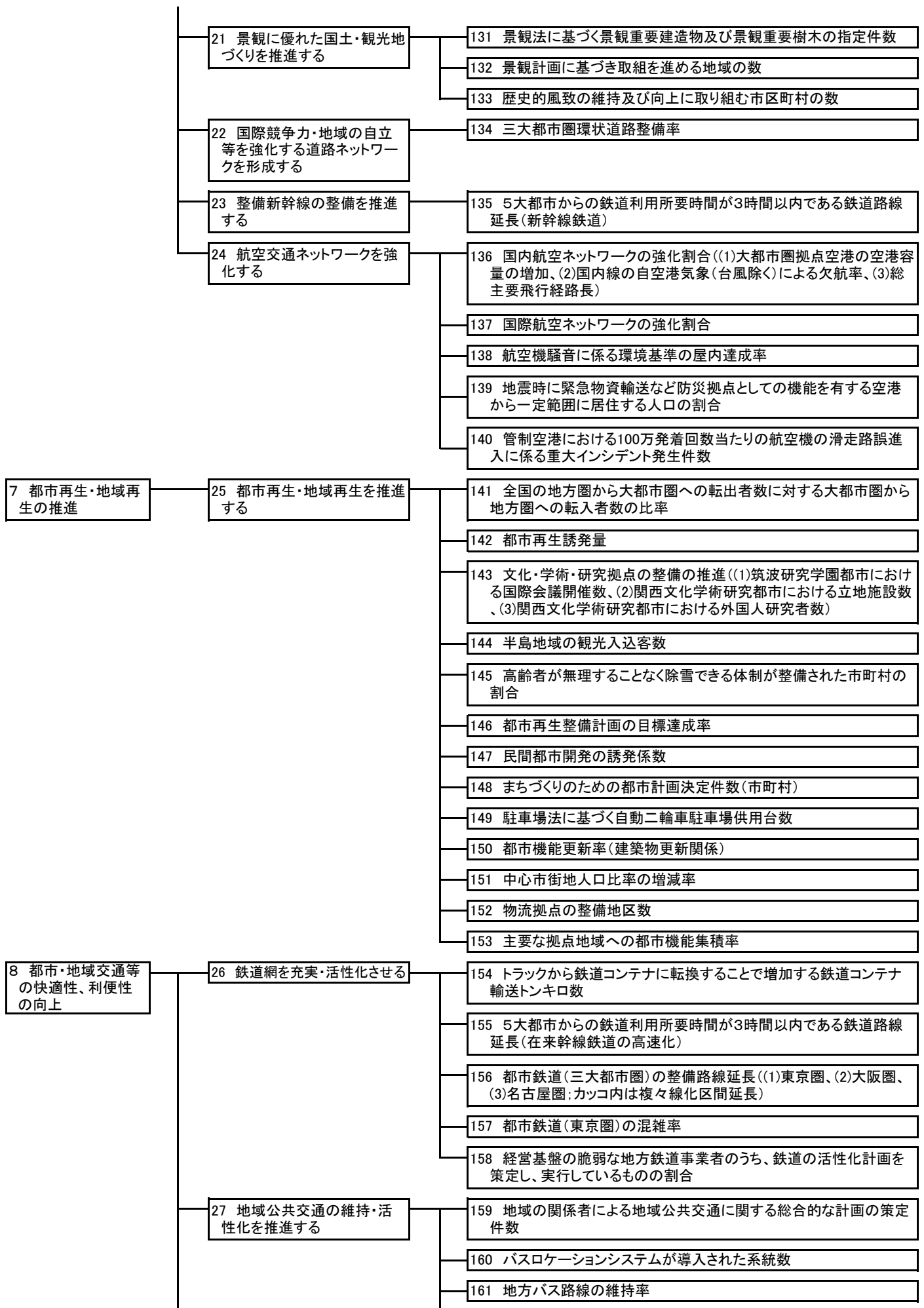
政策目標	施策目標	業績指標	
○ 暮らし・環境 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	1 最低居住面積水準未満率	
		2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率((1)全国、(2)大都市圏)	
		3 生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合	
		4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	
	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	5 住宅の利活用期間((1)減失住宅の平均築後年数、(2)住宅の減失率)	
		6 リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	
		7 既存住宅の流通シェア	
		8 マンションの適正な維持管理((1)25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合、(2)新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	
		9 新築住宅における住宅性能表示の実施率	
		10 リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合	
		11 新築住宅における認定長期優良住宅の割合	
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	3 総合的なバリアフリー化を推進する	12 主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積	
		13 公共施設等のバリアフリー化率((1)特定道路におけるバリアフリー化率、(2)段差解消をした旅客施設の割合、(3)視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、(4)不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、(5)不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合)	
		14 バリアフリー化された車両等の割合((1)鉄軌道車両、(2)ノンステップバス、(3)リフト付きバス等、(4)福祉タクシー、(5)旅客船、(6)航空機)	
		15 ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数	
		16 園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合((1)園路及び広場、(2)駐車場、(3)便所)	
		17 バリアフリー化された路外駐車場の割合	
		18 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率((1)一定のバリアフリー化、(2)高度のバリアフリー化)	
		19 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	
		4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	20 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数
			21 水辺の再生の割合(海岸)
			22 油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数
	23 湿地・干潟の再生の割合(港湾)		
	24 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数		
	5 快適な道路環境等を創造する	25 三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合	
		26 市街地等の幹線道路の無電柱化率	
	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	27 新車販売に占める次世代自動車の割合	
		28 渇水影響度	
		29 世界的な水資源問題に対応するための国際会議への開催及び参加件数	

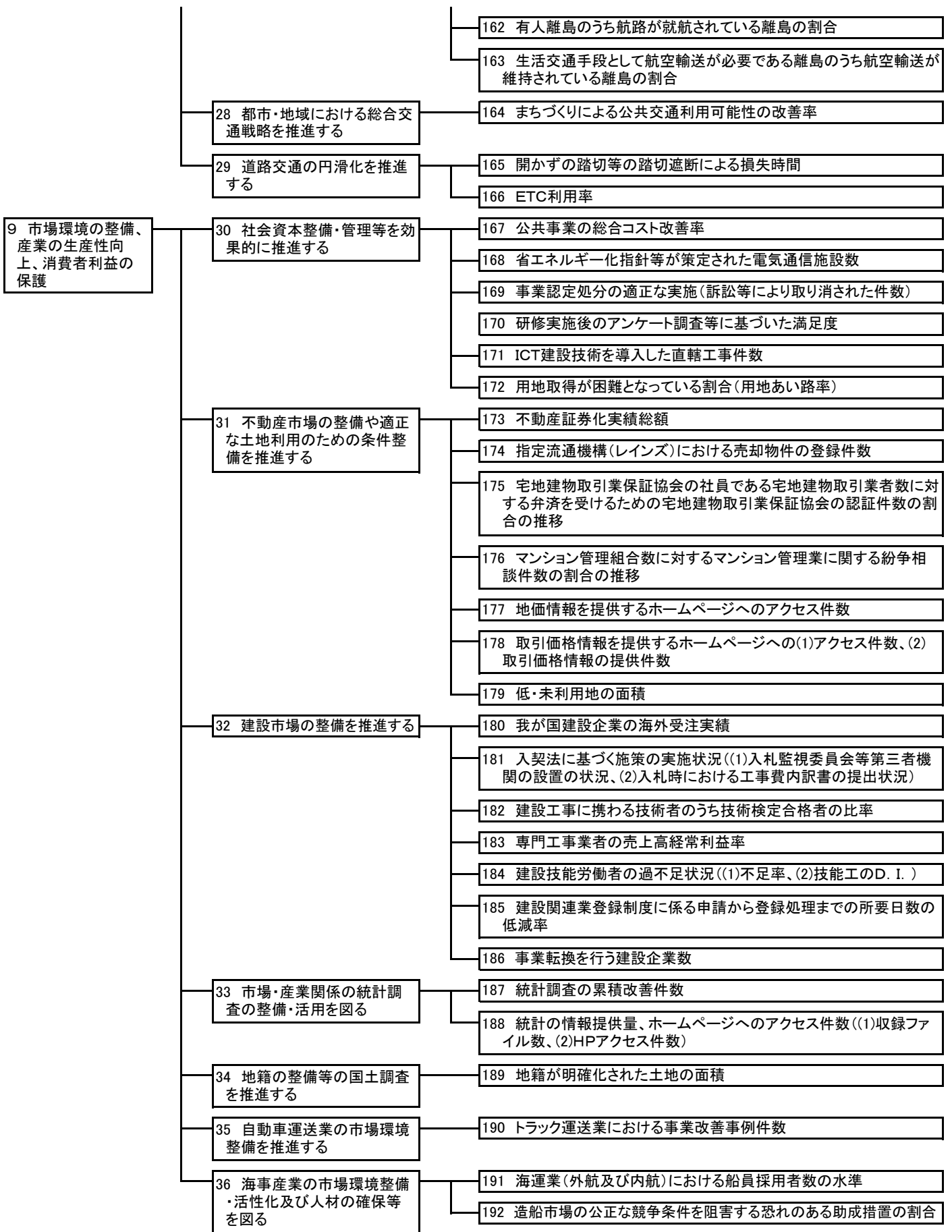




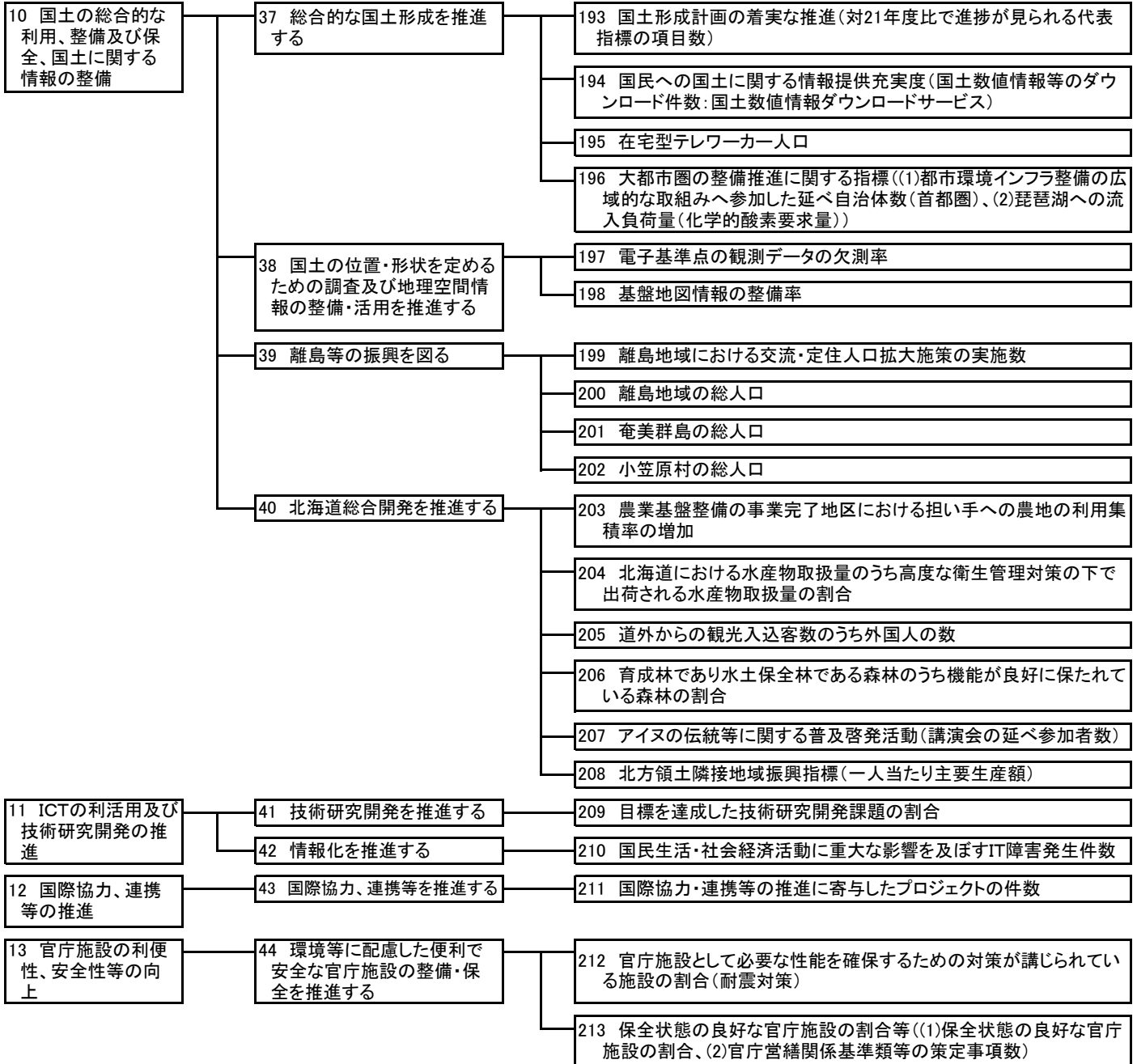








○ 横断的な政策課題



(注) 政策ごとの予算との対応については、国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/common/000190839.pdf>)参照

環境省



《環境省》

表 18-1 環境省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日決定） 平成18年4月1日改定 平成20年4月1日改定 平成23年4月1日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年4月1日から28年3月31日までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業、個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策、規制の新設又は改廃を目的とする政策及び法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象。 ○ 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても対象とするよう努める。
	3 事後評価の対象等	○ 環境省の政策のすべてを対象。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定、税制改正要望といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。 ○ 政策評価広報課は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。 ○ 政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価広報課の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。 ○ 会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価広報課の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。 ○ なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は、大臣官房政策評価広報課とする。
実施計画の名称	平成24年度環境省政策評価実施計画（平成24年4月1日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：5施策に含まれる21目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ モニタリング評価を行う5施策に含まれる23目標のうち、目標期間終了時点の総括欄へ記入すべき内容があるもの ○ 租税特別措置等に係る政策について、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から、計画的に対象とする。

表 18-2 環境省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数					
事前評価	事業評価方式：5件 (規制) 〔表 18-3-ア〕 《事業評価方式：2件 (規制)》 〔表 18-3-イ〕	規制の新設は有効	5 《2》	評価結果を踏まえ、新規規制を実施すること等とした	5 《2》					
	事業評価方式：8件 (租税特別措置等) 〔表 18-3-ウ〕	平成 25 年度税制改正(租税特別措置)要望として妥当	8	平成25年度税制改正(租税特別措置)要望を行うこととした	8					
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：21件 〔表 18-3-エ〕	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	21	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った  【改善・見直し】	政策の重点化等	8			
						政策の一部の廃止、休止又は中止	4			
						〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔概算要求に反映 21件 機構・定員要求に反映 4件 (うち、機構2件、定員3件)〕				
						未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—
						未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	実績評価方式：13件 〔表 18-3-エ〕	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	13	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った  【改善・見直し】	政策の重点化等	5				
					政策の一部の廃止、休止又は中止	2				
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔概算要求に反映 13件 機構・定員要求に反映 1件 (うち、機構1件、定員1件)〕					
	事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表 18-3-オ〕	今後とも、引き続き措置していくことが適切	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた  【引き続き推進】	1					

(注) 《 》は、平成 23 年度に評価結果が公表され、「平成 23 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。



表 18-3 環境省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の5政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年4月2日、5月15日及び10月15日に「規制に係る事前評価書」として公表。

表 18-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令
1	国内希少野生動植物種の追加
	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令
2	1,4-ジオキサン等の有害物質への追加
3	1,4-ジオキサンを排出する特定施設の追加
4	クロム及びその化合物等の指定物質への追加
	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案
5	ヘキサメチレンテトラミンの指定物質への追加

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表18-4-(1)参照。

- (2) 以下の2政策は、その結果を平成23年度に事前評価書として公表し、「平成23年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果を政策に反映したことから、新たに報告すべきものとして掲載。

表 18-3-イ 規制を対象として平成23年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令
1	法対象事業に風力発電事業を追加
	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案
2	有害物質貯蔵指定施設についての規定

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表18-4-(2)参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の8政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 18-3-ウ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮
2	汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度（譲渡所得の課税の特例）
3	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置
4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
5	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）
6	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例
7	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置
8	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成 24 年度においては、実績評価方式を用いて、「平成 24 年度環境省政策評価実施計画」等に基づき、平成 23 年度に行った以下の 34 目標を対象として事後評価を実施し、平成 24 年 9 月 26 日に「平成 23 年度環境省政策評価書（事後評価）」として公表。

表 18-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
<b>通常評価対象施策</b>			
<b>1 地球温暖化対策の推進</b>			
1	目標 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
2	目標 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
3	目標 1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
4	目標 1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
<b>4 廃棄物・リサイクル対策の推進</b>			
5	目標 4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
6	目標 4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
7	目標 4-3 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
8	目標 4-4 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
9	目標 4-5 廃棄物の不法投棄の防止等	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
10	目標 4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
11	目標 4-7 東日本大震災への対応（災害廃棄物の処理）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
<b>6 化学物質対策の推進</b>			
12	目標 6-1 環境リスクの評価	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一	改善・見直し

		部事業の見直しを行った	
13	目標6-2 環境リスクの管理	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
14	目標6-3 国際協調による取組	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
15	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
<b>7 環境保健対策の推進</b>			
16	目標7-1 公害健康被害対策（補償・予防）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
17	目標7-2 水俣病対策	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
18	目標7-3 石綿健康被害救済対策	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
19	目標7-4 環境保健に関する調査研究	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
<b>10 放射性物質による環境の汚染への対処</b>			
20	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
21	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
<b>モニタリング評価対象施策</b>			
<b>3 大気・水・土壌環境等の保全</b>			
22	目標3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
23	目標3-2 大気生活環境の保全	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
24	目標3-3 水環境の保全（海洋環境の保全を含む）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
25	目標3-4 土壌環境の保全	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
26	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
27	目標3-6 東日本大震災への対応（環境モニタリング調査）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
<b>5 生物多様性の保全と自然との共生の推進</b>			
28	目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し

29	目標 5-2 自然環境の保全・再生	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
30	目標 5-3 野生生物の保護管理	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
31	目標 5-4 動物の愛護及び管理	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
32	目標 5-5 自然とのふれあいの推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
33	目標 5-6 東日本大震災への対応（自然環境の復旧・復興）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
<b>9 環境政策の基盤整備</b>			
34	目標 9-1 環境基本計画の効果的実施	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 18-4-(4) 参照。

(2) 租税特別措置等に係る以下の 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

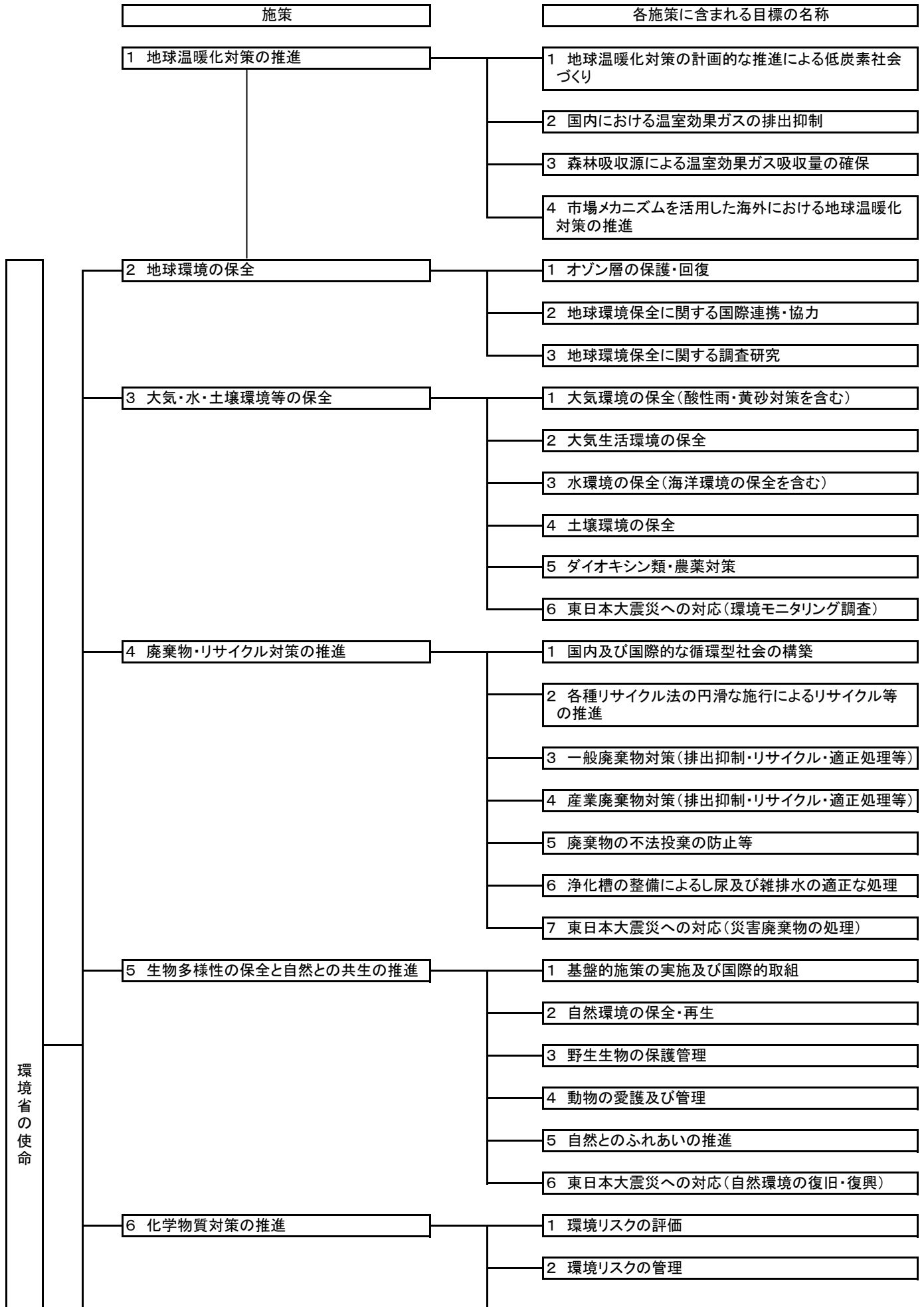
表 18-3-オ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

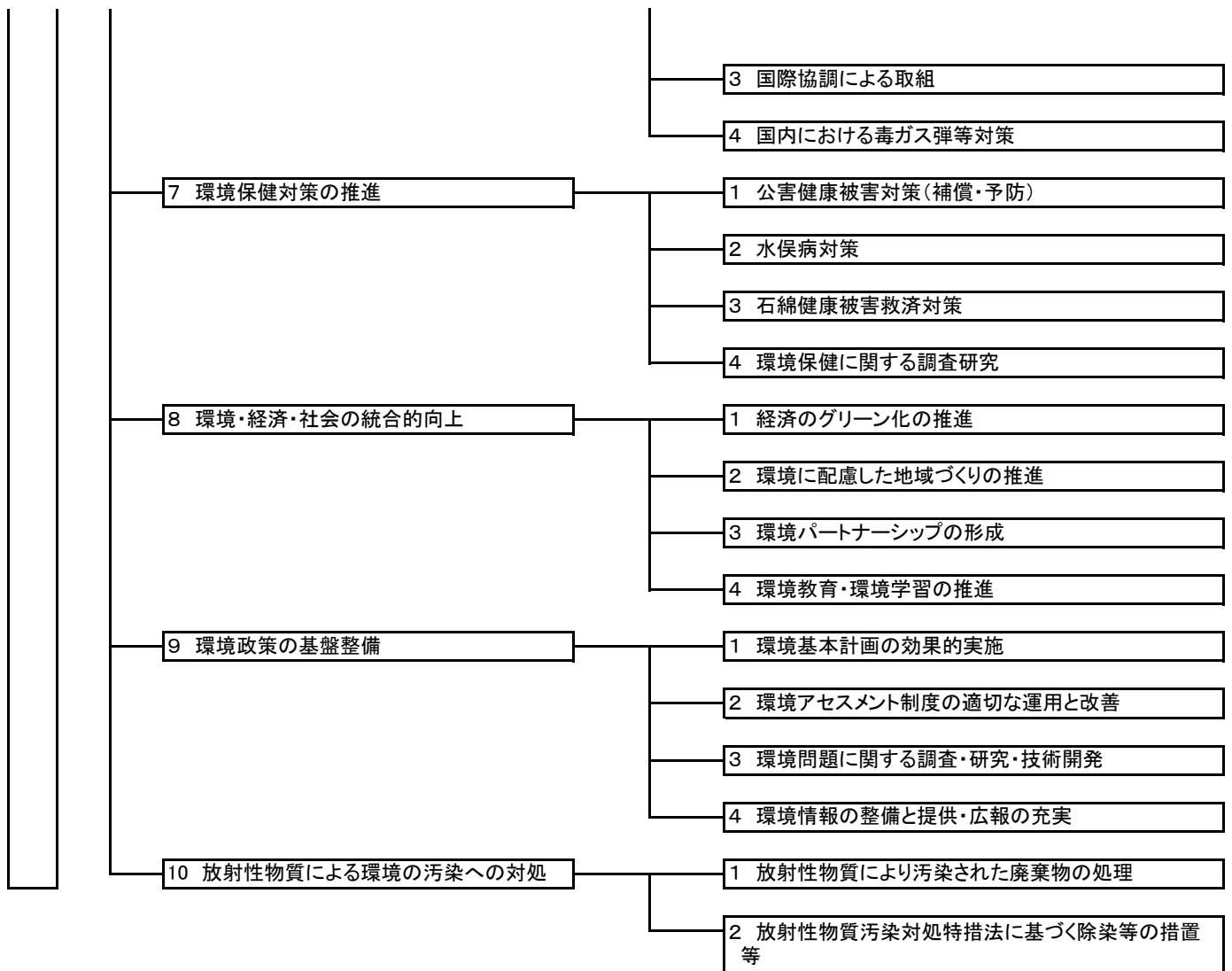
No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定の基金に対する負担金の損金算入（産廃適正処理センターに係る産業廃棄物適正処理推進基金）	今後とも引き続き措置していくことが適切	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 18-4-(5) 参照。

政策体系(環境省)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの





(注) 政策ごとの予算との対応については、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/guide/budget/h25/seisaku-taiou.pdf>) 参照

原子力規制委員会





《原子力規制委員会》

表 19-1 原子力規制委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	原子力規制委員会政策評価基本計画（平成25年1月9日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年9月19日から29年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、規制の新設又は改廃を目的とする政策等を対象とする。 ○ 評価の実施時期、観点・方法、手順その他事前評価の実施方法については、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」等による。
	3 事後評価の対象等	○ 原子力規制委員会の政策すべてを対象に行う。評価は、共通の目的を有する事業のまとまりである「施策」を単位として行う。施策の区分については、別表のとおり。 ○ 評価は、主として有効性及び効率性の観点から行う。その際、当該施策の下に位置づけられる事務事業の効果を明らかにするよう努めるとともに、施策全体の目標達成との関係、事務事業相互の関係に留意しつつ、評価を行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、原子力規制庁の予算要求、事業決定、機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃等における重要な情報として活用し、反映させる。 原子力規制委員会における政策評価の結果の政策への反映状況は、原子力規制庁政策評価・広聴広報課において取りまとめ、原子力規制委員会において審議の上決定し、総務大臣に通知するとともに、国民にわかりやすい形で公表する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 原子力規制庁政策評価・広聴広報課が全体の窓口として政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けることとし、寄せられた意見・要望は関係する課室等において適切に活用する。
実施計画の名称	—	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	—
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	—
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	—

（注）原子力規制委員会は、平成24年度の実施計画を作成しておらず、同年度に実施した政策については、平成25年度実施計画に基づき評価を行う予定である。

表 19-2 原子力規制委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価	該当する政策なし	—	—	—	—	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未着手（法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了（法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—

表 19-3 原子力規制委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

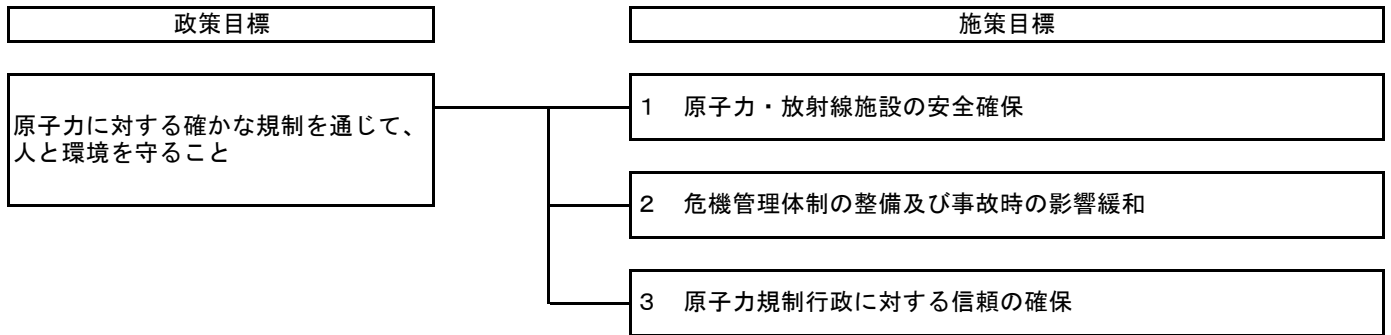
該当する政策なし

2 事後評価

該当する政策なし

### 政策体系（原子力規制委員会）

※ この政策体系は、原子力規制委員会政策評価基本計画に基づき定められたもの



(注)政策ごとの予算との対応については、原子力規制委員会ホームページ  
([http://www.nsr.go.jp/budget/h25\\_yosanan/data/h25taisaku-03.pdf](http://www.nsr.go.jp/budget/h25_yosanan/data/h25taisaku-03.pdf))参照



防衛省



《防衛省》

表 20-1 防衛省の政策評価に関する計画の策定状況

<b>基本計画の名称</b>	<b>防衛省における政策評価に関する基本計画（平成 23 年 3 月 31 日策定） 平成 24 年 3 月 30 日一部改正、平成 24 年 9 月 7 日一部改正</b>	
<b>基本計画の主な規定内容</b>	<p>1 計画期間</p> <p>2 事前評価の対象等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間</li> <li>○ 事前評価は、事業評価を基本として実施する。</li> <li>○ 施策（狭義）において、新規に概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を伴う場合は、特段の事情がない限り評価の対象とする。</li> <li>○ 事務事業については、以下に該当する場合は、特段の事情がない限り評価の対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究）</li> <li>イ 概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を行うもので、新規に実施しようとするもののうち、国民の関心が高いと考えられるなど、政策所管課等が必要と認める場合</li> </ul> </li> <li>○ 公共の利益のために、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する法令の制定又は改廃を行う場合は、評価の対象とする。</li> <li>○ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る税制改正要望を行う場合は、評価の対象とする。</li> </ul>
	<p>3 事後評価の対象等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策は、法第 7 条第 2 項各号に規定されている要件に該当する政策を含め、毎年度の実施計画に明記し、防衛大臣が定める。</li> <li>○ 事後評価は、中間段階の事業評価、事後の事業評価、実績評価及び総合評価として実施する。</li> </ul>
	<p>4 政策評価の結果の政策への反映</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策評価の結果は、概算要求、組織及び定員要求、法令等による制度の新設又は改廃等による政策の見直し、各種中長期計画の策定等の企画立案作業に資するため、大臣官房企画評価課から政策所管課に適時に通知する。</li> <li>○ 政策所管課は、政策評価の結果を当該政策に反映させるとともに、反映状況を適切に把握する観点から、少なくとも年に 1 回、政策評価の結果の政策への反映状況を企画評価課に速やかに通知する。その際、企画評価課は、評価結果の政策への反映を促進するとともに、政策への反映が不十分であると判断した場合は、適切な反映を図る旨当該政策所管課に通知する。</li> </ul>
	<p>5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企画評価課は、評価書、評価結果の政策への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載、広報窓口への備付け等を行う。</li> <li>○ 部外からの意見・要望等は、企画評価課又は防衛省ホームページ上で受け付け、必要な措置を講ずる。</li> </ul>
<b>実施計画の名称</b>	<b>平成 24 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画（平成 24 年 9 月 7 日策定） 平成 25 年 3 月 29 日一部改正</b>	
<b>実施計画の主な規定内容</b>	<p>1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中間段階の事業評価：5 項目</li> <li>○ 事後の事業評価：20 項目</li> <li>○ 実績評価：1 項目（成果重視事業）</li> </ul>
	<p>2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに区分されるもの）</p>	<p>該当する政策なし</p>
	<p>3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）</p>	<p>該当する政策なし</p>

表 20-2 防衛省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
事前評価	事業評価方式（新規事業）：5件 〔表20-3-ア〕	事業を実施することが妥当	5	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 4件 機構・定員要求に反映 2件 （うち、定員2件） 〕	5	
	事業評価方式（新規研究開発）：12件 〔表20-3-イ〕	事業を実施することが妥当	12	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 12件 機構・定員要求に反映 9件 （うち、定員9件） 〕	12	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：1件 〔表20-3-ウ〕	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	1	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	1
	事業評価方式（中間段階）：5件 〔表20-3-エ〕	今後引き続き実施することが妥当	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】	1	
		これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	4	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 1件 機構・定員要求に反映 4件 （うち、定員4件） 〕	4	
	事業評価方式（事後）：16件 〔表20-3-オ〕	研究開発課題は達成された	16	評価結果を踏まえ、今後の研究開発又は装備化に反映することとした（反映することとした又はする予定）	16	
	事業評価方式（租税特別措置等）：4件 〔表20-3-カ〕	今後引き続き実施することが妥当	4	評価結果を踏まえ、租税特別措置等を継続することとした 【引き続き推進】	4	
	総合評価方式：1件 〔表20-3-キ〕	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	1	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 1件 機構・定員要求に反映 1件 （うち、機構1件） 〕	1	
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—	



## 表 20-3 防衛省における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 平成 25 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 5 項目を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表。

表 20-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	護衛艦（5,000トン型DD）
2	掃海艦（690トン型MSO）
3	早期警戒管制機（E-767）の情報処理能力等の向上
4	サイバー攻撃への対処能力の向上
5	防衛装備品の国際的共同開発・生産に関する検討

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 20-4-(1) 参照。

- (2) 平成 25 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 12 項目を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表。

表 20-3-イ 研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	火力戦闘車の開発
2	自律型水中航走式機雷探知機の開発
3	野外通信システムのフォローアップの開発
4	新艦対艦誘導弾の開発
5	将来三胴船基礎技術の研究
6	潜水艦用構造様式の研究
7	哨戒機搭載システムの対潜能力向上の研究
8	滞空型無人機システムの研究
9	戦闘機用エンジン要素の研究
10	ウェポンリリース・ステルス化の研究
11	先進RF自己防御シミュレーションの研究
12	サイバー演習環境構築技術の研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)) の表 20-4-(2) 参照。

### 2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、そのうち一部について、特定年度に評価を実施。

平成 24 年度においては、実績評価方式を用いて、「平成 24 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 1 項目について評価を実施し、その結果を平成 24 年

9月7日に「平成24年度政策評価書（実績評価）」として公表。

表20-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	補給システムの基盤部分の整備（成果重視事業）	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	改善・見直し

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)）の表20-4-(3)参照。

（2）事業評価方式を用いて、「平成24年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の5項目について評価を実施し、その結果を平成24年9月7日及び25年3月29日に「平成24年度政策評価書（中間段階の事業評価）」として公表。

表20-3-エ 事業評価方式により事後評価した政策（中間段階）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	看護師養成課程の4年制化	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	改善・見直し
2	再就職援護施策の更なる拡充	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	改善・見直し
3	平成24年4月の日米安全保障協議委員会共同発表を受けた沖縄における米軍再編事業の迅速かつ着実な実施	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	改善・見直し
4	駐留軍に提供した施設及び区域の返還に伴う体制の強化	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	改善・見直し
5	防衛省中央OAネットワーク・システムの整備・運用	今後も引き続き実施することが妥当	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)）の表20-4-(4)参照。

（3）事業評価方式を用いて、「平成24年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の16項目について評価を実施し、その結果を平成25年3月29日に「平成24年度政策評価書（事後の事業評価）」として公表。

表20-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策（事後）

No.	評価対象政策
1	魚雷防御システムの開発
2	新対潜用短魚雷の開発
3	戦闘機搭載用IRST装置の開発
4	空対空用小型標的の開発
5	訓練用ECM装置J/ALQ-5の能力向上に関する開発
6	無人機研究システムの開発

7	新野外通信システムの開発
8	88式地对艦誘導弾システム（改）の開発
9	光波自己防御システムの研究
10	シミュレーション統合技術の研究
11	将来アビオニクスシステムの研究
12	弾道シミュレーション技術の研究
13	車両搭載用リモートウェポンステーションの研究
14	機雷探知機の研究
15	対潜能力向上の研究
16	高精度火力戦闘システムの研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html))の表20-4-(5)参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、「平成24年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の租税特別措置等に係る4政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表20-3-カ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	今後も引き続き実施することが妥当	引き続き推進
2	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	今後も引き続き実施することが妥当	引き続き推進
3	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	今後も引き続き実施することが妥当	引き続き推進
4	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	今後も引き続き実施することが妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html))の表20-4-(6)参照。

- (5) 総合評価方式を用いて、「平成23年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の1項目について評価を実施し、平成24年9月7日に「平成23年度政策評価書（総合評価）」として公表。

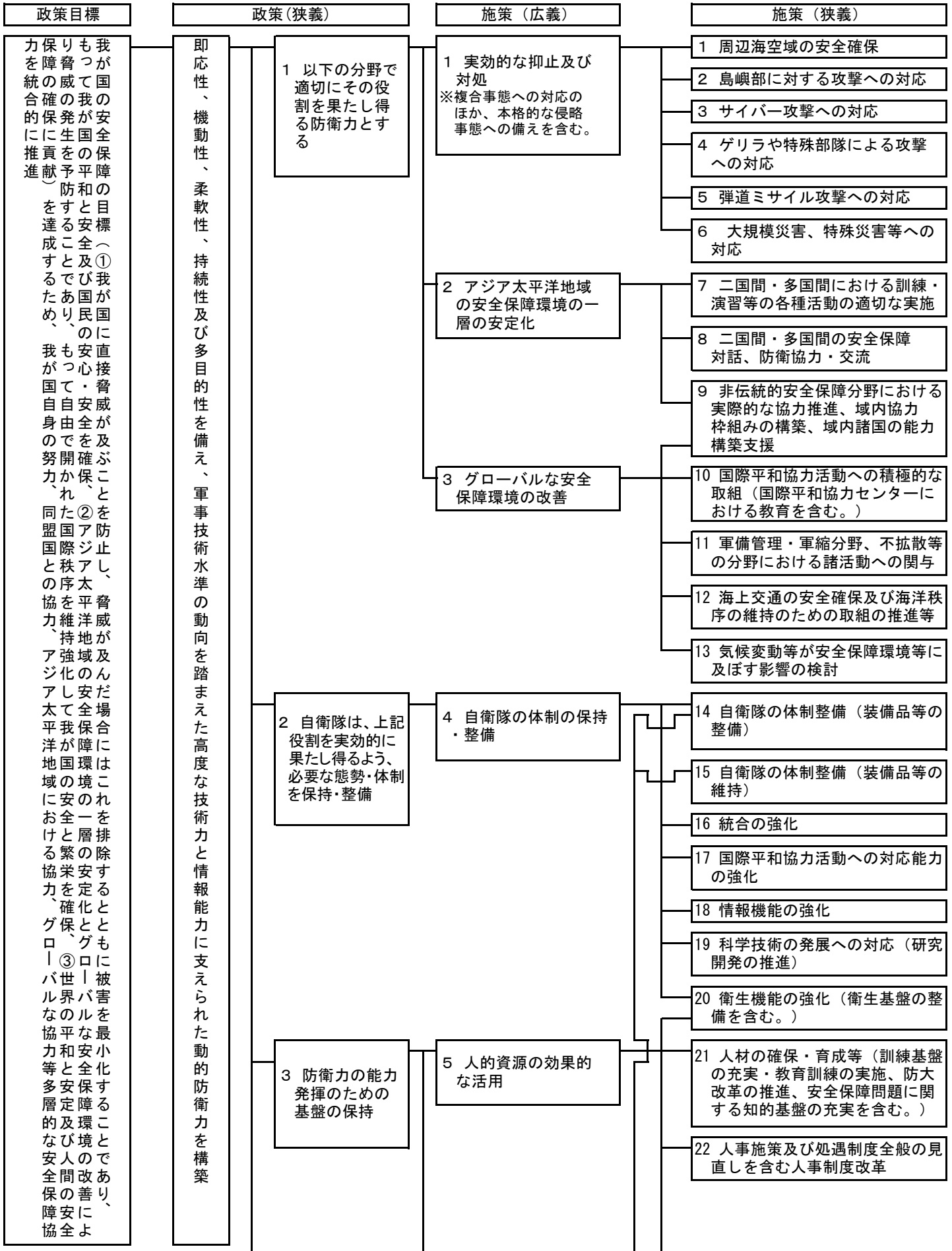
表20-3-キ 総合評価方式により事後評価した政策

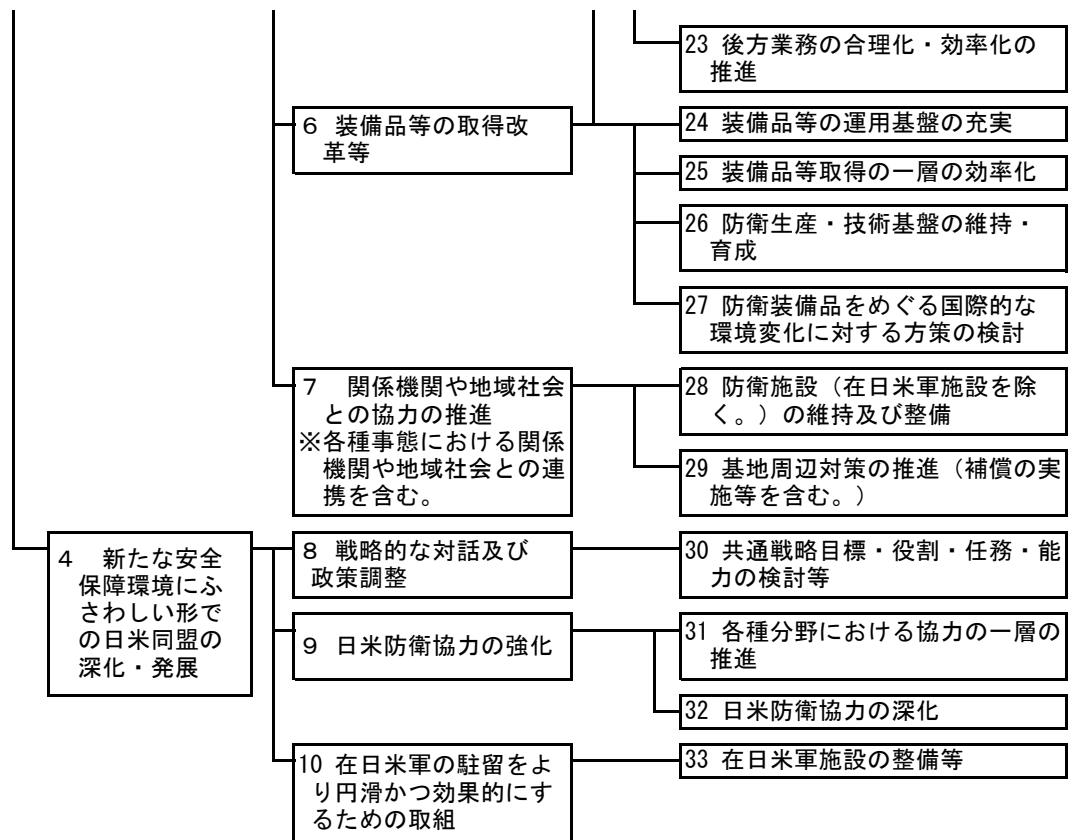
No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	東日本大震災への対応	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/72634.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html))の表20-4-(7)参照。

### 政策体系(防衛省)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの





(注) 政策ごとの予算との対応については、防衛省ホームページ(<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2013/taiou.pdf>)参照

